

令和3年6月15日（火） 場所 委員会室

○出席委員

委員長	遠藤 直弘	委員	藤江 竜三
副委員長	重松 朋宏	〃	稗田美菜子
委員	高原 幸雄	〃	上村 和子
〃	小口 俊明		

○委員外出席者

陳情者	矢田富士子
-----	-------

○出席説明員

市長	永見 理夫	健康づくり担当課長	橋本 和美
副市長	竹内 光博	(兼) 新型コロナウイルス	
教育長	雨宮 和人	ワクチン接種対策調整担当課長	
政策経営部長	宮崎 宏一	子ども家庭部長	松葉 篤
市長室長	吉田 徳史	(兼) 人権・平和担当部長	
秘書広報担当課長	加藤 志穂	子育て支援課長	前田 佳美
政策経営課長	簗島 紀章		
行政改革担当課長	山本 俊彰	生活環境部長	黒澤 重徳
(兼) 行政管理部情報政策担当課長		(兼) 防災安全担当部長	
課税課長	波多野敏一	(兼) 健康福祉部参事	
行政管理部長	藤崎 秀明	環境政策課長	鈴木 孝
総務課長	津田 智宏	ごみ減量課長	清水 紀明
建築営繕課長	近藤 哲郎	工事担当課長	中村 徹
法務担当課長	中澤さゆり		
(兼) 教育委員会事務局主幹		教育次長	橋本 祐幸
職員課長	平 康浩	教育施設担当課長	古川 拓朗
防災安全課長	松平 忠彦	(兼) 政策経営部資産活用担当課長	
健康福祉部長	大川 潤一	教育指導支援課長	市川 晃司
地域包括ケア・健康づくり	葛原千恵子	指導担当課長	川畑 淳子
推進担当部長		生涯学習課長	井田 隆太
地域包括ケア推進担当課長	加藤 尚子	市立学校給食センター所長	土方 勇

○議会事務局職員

議会事務局長	内藤 哲也
議会事務局次長	古沢 一憲

○会議に付した事件等

1. 議 題

- (1) 陳情第5号 P F I 新給食センター事業の杜撰な計画を立案した永見市長及び国立市教育委員会に対し、①猛省②予算案が適切に組めないことに対する市民への謝罪③計画の白紙撤回を求める事に関する陳情
- (2) 陳情第7号 新学校給食センターにおけるP F I 方式での業者選定と今後の運営に関し、慎重審議を求める陳情
- (3) 第39号議案 国立市新型コロナウイルス感染症緊急対策特別交付金基金条例案
- (4) 第40号議案 国立市新型コロナウイルス感染症対策基金条例の一部を改正する条例案
- (5) 第41号議案 国立市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例案
- (6) 第45号議案 令和3年度国立市一般会計補正予算（第2号）案
（歳入のうち所管する部分、総務費、教育費、諸支出金）

2. 報告事項

- (1) 新型コロナウイルス感染症に対する市の取組状況について

審 査 結 果 一 覧 表

番 号	件 名	審 査 結 果
陳 情 第 5 号	P F I 新給食センター事業の杜撰な計画を立案した永見市長及び国立市教育委員会に対し、①猛省②予算案が適切に組めないことに対する市民への謝罪③計画の白紙撤回を求める事に関する陳情	3 . 6 . 1 5 不 採 択
陳 情 第 7 号	新学校給食センターにおけるP F I 方式での業者選定と今後の運営に関し、慎重審議を求める陳情	3 . 6 . 1 5 不 採 択
第 3 9 号議案	国立市新型コロナウイルス感染症緊急対策特別交付金基金条例案	3 . 6 . 1 5 原 案 可 決
第 4 0 号議案	国立市新型コロナウイルス感染症対策基金条例の一部を改正する条例案	3 . 6 . 1 5 原 案 可 決
第 4 1 号議案	国立市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例案	3 . 6 . 1 5 原 案 可 決
第 4 5 号議案	令和3年度国立市一般会計補正予算（第2号）案 （歳入のうち所管する部分、総務費、教育費、諸支出金）	3 . 6 . 1 5 原 案 可 決

午前 10 時開議

○【遠藤直弘委員長】 おはようございます。定足数に達しておりますので、ただいまから総務文教委員会を開きます。

議案に入ります前に、去る 4 月 1 日付及び 6 月 1 日付の人事異動に伴い、出席説明員に異動がありましたので、御紹介をお願いいたします。

市長部局についてお願いいたします。行政管理部長。

○【藤崎行政管理部長】 おはようございます。貴重なお時間を頂きましてありがとうございます。

それでは、令和 3 年 4 月 1 日付人事発令により、出席説明員に変更がございましたので、まず市長部局の出席説明員について御紹介をさせていただきます。

最初に、政策経営部でございます。秘書広報担当課長、加藤志穂でございます。行政改革担当課長、山本俊彰でございます。課税課長、波多野敏一でございます。

次に、行政管理部でございます。政策経営部行政改革担当課長と兼任となりますが、情報政策担当課長、山本俊彰でございます。防災安全課長、松平忠彦でございます。

次に、健康福祉部でございます。地域包括ケア推進担当課長、加藤尚子でございます。

次に、子ども家庭部でございます。子育て支援課長、前田佳美でございます。

次に、生活環境部でございます。環境政策課長、鈴木孝でございます。ごみ減量課長、清水紀明でございます。

次に、都市整備部でございます。工事担当課長、中村徹でございます。以上でございます。よろしく申し上げます。

○【遠藤直弘委員長】 続いて、教育委員会について御紹介を願います。教育次長。

○【橋本教育次長】 続きまして、令和 3 年 4 月 1 日付及び 6 月 1 日付人事発令により、教育委員会の出席説明員に変更がございますので、御紹介をさせていただきます。

指導担当課長、川畑淳子でございます。生涯学習課長、井田隆太でございます。以上でございます。よろしく申し上げます。

○【遠藤直弘委員長】 以上で、説明員の紹介を終わります。

次の議題に関係しない説明員の方は、退席していただいて結構です。

ここで、教育長及び市長より発言を求められておりますので、これを許します。初めに、教育長。

○【雨宮教育長】 おはようございます。貴重なお時間を頂きまして申し訳ございません。

国立市立学校給食センター整備運営事業についてですが、令和 3 年度に行った一連の事業者選定の行為につきまして、予算の担保がない中で実施しているものがございました。このことは法令上必要な手続を欠いた状況であり、このような事態を生じさせてしまったことは大変申し訳なく思っております。新しい給食センターを建設し、児童生徒の皆さんにより安全でおいしい給食の提供を遅滞なく行っていくためには、令和 3 年度に行った一連の事業者選定の行為を法令に従ったものにしたいと考えております。そのため、御提出した令和 3 年度一般会計補正予算（第 2 号）案の中に、本事業に関する債務負担行為を計上させていただいております。

また、今後は市長部局とも連携しながら、今回の事案の総括を行い、再発防止にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

市民の皆様方、市議会議員の皆様方には、多大なる御不安、御心配をおかけいたしましたこと、心より深くおわび申し上げます。誠に申し訳ございませんでした。

委員の皆様におかれましては、大変恐縮ではございますが、この債務負担行為につきましては、慎重な御審査を頂きますようお願いいたします。

○【永見市長】 ただいまの教育長の発言を受けまして、私、市長からも一言おわびを申し上げます。

学校給食センター整備運営事業において、法令上支出及び契約手続に必要な予算である債務負担行為を、令和3年度予算に計上しないまま入札手続を行っていたことは、法令遵守の立場から誤った事務執行でございました。この間、常任委員会での御指摘があったにもかかわらず、誤った手続を継続してしまったことにより、議会を混乱させ、早期の新給食センターを期待する児童生徒、保護者をはじめとする市民の皆様にも多大なる不安と御心配をおかけすることになりました。誠に申し訳ございませんでした。

市長としてこの事態を重く受け止め、自らに対ししかるべき措置を取るとともに、副市長、教育長及び関係職員に対しても責任を明確にし、必要な措置を取ってまいり所存でございます。その内容につきましては、6月24日の最終本会議までに整理し、御報告申し上げます。

今後このようなことのないよう、職員一人一人に対し、行政の事務は法令に基づいて執行されるということについて改めて自覚を促し、全庁を挙げて適正な行政執行に取り組んでまいりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。以上でございます。

○【遠藤直弘委員長】 それでは、議題に入ります。



議題(1) 陳情第5号 P F I 新給食センター事業の杜撰な計画を立案した永見市長及び国立市教育委員会に対し、①猛省②予算案が適切に組めないことに対する市民への謝罪③計画の白紙撤回を求める事に関する陳情

○【遠藤直弘委員長】 陳情第5号P F I 新給食センター事業の杜撰な計画を立案した永見市長及び国立市教育委員会に対し、①猛省②予算案が適切に組めないことに対する市民への謝罪③計画の白紙撤回を求める事に関する陳情を議題と致します。

当局に対して質疑を承ります。小口委員。

○【小口俊明委員】 それでは、伺います。この陳情書に書いてある数字であります。43億円という数字、最初の段階でということだと思います。62億円という数字が出てまいります。この2つの数字が異なっているところ、これの理由について伺います。当局の事務としてのこの数字、いかがですか。

○【古川教育施設担当課長】 43億円の数字に関しましては、平成30年度に行いました導入可能性調査を基につくった数字になっておりまして、こちらは現在価値化を行った数字になっております。かつ、その数字については税抜きの数字でございます。62億円の数字につきましては、昨年度債務負担行為をかけさせていただいた予算の数字になっておりますけれども、こちらは現在価値化を行っていない数字であり、税込みの数字になっております。

それから、導入可能性調査を行った、先ほど申し上げました平成30年度、それから予算を上げました令和2年度、この間、約2年間ほど空いてございますので、必要な時点修正等を行い、増額等をしているということになっております。ちなみに、導入可能性調査時の現在価値化していない数字で、かつ税込みの数字、仮に予算を平成30年度の時点で上げたとなると、56億円程度になるかと思うので、令和2年度に予算を上げた数字に対しては、6億円ほど時点修正等で増額しているという状況になっております。以上です。

○【小口俊明委員】 当初の金額と今日現在の金額を比較するのであれば、現在価値化している数字

と予算ベースの数字ということで比較をするよりも、むしろいずれも同じベースで比較したほうがいいのかなというのを、今、答弁を伺って思ったところであります。

そうすると、今の答弁では、当初は56億円という予算ベース上の数字であったものが、現在では62億円ということになっているという理解でよろしいですか。今の御答弁はそうように考えてよろしいですか。

○【古川教育施設担当課長】 御指摘のとおりでございまして、繰り返しになってしまって申し訳ないんですけども、平成30年度に仮に予算化すると56億円になります。62億円は令和2年度に予算化した数字ということになります。以上です。

○【小口俊明委員】 そういう比較だろうということなんですけども、今御答弁にあった56億円という数字は当初から当局が公表していた数字ですか。

○【古川教育施設担当課長】 正確に申しますと、税込みの数字は公表しておりませんでしたけれども、現在価値化していない数字、53億円という数字は導入可能性調査結果としてホームページ上等に公表しておりました。以上です。

○【小口俊明委員】 分かりました。じゃ、もしに仮に56億円と62億円という比較をした場合に差がありますけれども、この差分についてはどのように御説明をなさいますか。

○【古川教育施設担当課長】 先ほどの繰り返しの部分を少し詳しく御説明をさせていただきます。6億円増額した要因につきましては、建設費等の物価で時点修正を行ったもの、それから子供たちが試食できる会議室等の面積を広げております。こういった内容で面積を増やしていること、主にはそういういったところが挙げられます。以上になります。

○【小口俊明委員】 今の御答弁だと、物価の変動ということですか。それと、面積が増えている。これは子供たちのためということで、それ以外に事業の内容に当たるようなものの変更・変動というのではないということですか。

○【橋本教育次長】 すみません。もう少し説明をさせていただきます。

物価の変動という、まさに質疑委員さんの御指摘の部分と、例えば事業の部分ですと、配食数を当初、導入可能性調査のときは4,800食で見込んだものを5,000食にしております。ですから、その200食というのは、その事業内容の部分ということも出てくるのかなと思っております。

それから、当然、建設だけではなくて運営費の部分、特に人件費の部分は2年間の時点修正でかなり出ておまして、これが単年度ベースで大体千五、六百万円。これは15年間のベースでいいますと、2億円強の金額になるという中で、この6億円の中で建設費の部分と運営費の部分、また一部事業内容を変更した中で、6億円という積み上げが出てきているものでございます。以上でございます。

○【小口俊明委員】 おおむね分かったんですけども、今の次長のお話で人件費のところが分かりにくいです。これは15年間で人件費をベースアップしているという意味合いですか。人の人数が変わったという意味ですか。もう少し教えてください。

○【古川教育施設担当課長】 人件費のベースが変わったということも要因の1つでございます。それから、先ほど次長が申し上げました、食数が変わっている関係で、人の張りつけを2名ほど増やしております。こういったところも要因の1つになっております。以上になります。

○【小口俊明委員】 分かりました。両面あるということですね。

次に別の観点で、この陳情書で書かれているところでの状況を伺いたいんですけども、食品工場と位置づけられる給食センター、これを建設するということにおいて、選ばれる地域として、今現状、

選ばれている場所以外の場所、これを選んでいくということが可能であるのかどうか。例えば今ある給食センターの場所において建て直すということですか、あるいはハケ上の地域において場所を探すですか、そういった意味でほかの地域、ほかの場所で給食センターの計画を進めていくことはできるのかどうか、それを伺います。

○【古川教育施設担当課長】 給食センターにつきましては、質疑委員御指摘いただきましたとおり、工場に分類されております。ですが、工場が建てられる用途地域というのは、準工業地域あるいは工業専用地域に限られてまいります。御質疑のありました今の給食センターの位置は、今申し上げました準工業地域、工業地域ではなく、住居専用地域になっておりますので、そこへ建てていくということに関しては非常に困難性があるかと考えております。以上になります。

○【小口俊明委員】 ということは、準工業地域という制約で考えると、ハケ上にはそういう地域はないと、国立市内においては。そういう考え方でいいんですか。

○【古川教育施設担当課長】 基本的には、多摩川に沿いましたハケ下の部分が大部分になるかというふうに考えております。一部ハケ上の地域もあるかと存じますけれども、周りの住宅の状況ですとか一団のまとまった土地、こういったものを考えてまいりますと、今想定している予定地が望ましい場所であると考えております。以上です。

○【小口俊明委員】 ハケ上においても準工業の指定地域というのはあるけれども、広さの点で十分でないという御答弁かなと思いました。

もう1つ、これは補足的に伺いますけれども、今既に準工業地域でない場所に現状の給食センターは建っておりますけれども、これは経過としては可能であったという理解でよろしいのか。そしてまた、これを建て替えるという何らかの手法というのはあり得るのか、ここを確認しておきます。

○【古川教育施設担当課長】 現在の給食センターを建てた当時、こちらは同じように準工業地域ではございませんでしたので、建築基準法上の特例を使って建てた経緯があるというふうに承知しております。ただ、その当時は今と違いまして、周りの住居の状況ですとか、そういった部分は現在の状況とかなり異なっておるかと思います。

そういったところで、今の給食センターの位置に新しい給食センターを建てるということは、建築基準法上の厳しさというのはより増していると考えますし、何より今の場所に給食センターを建て直すということは、今の給食センターを一度取り壊して、その間、給食を止めなければいけないという状況が生まれます。ですので、そういった子供たちへの給食を提供するという視点からも、今の位置に建てるということは望ましくないというふうに考えます。以上です。

○【小口俊明委員】 分かりました。

じゃ、また別の角度で。であるならば、今、候補地として挙がっている、新しく給食センターを建てようとしている地域は準工業地域で、かつハケ下ということでありまして、またさらには洪水ハザードマップでしょうか、具体的には。ここで浸水地域になっているという当該地の特性があるわけがありますけれども、そのことにおいて新しく給食センターを建てようという計画をしている中で、どのような対応策を当局は考えているのか、どのようにしていこうとされているのか伺います。

○【古川教育施設担当課長】 水害の対応につきましては、事業者を募集する要求水準書の中でも具体的に示させていただいております。

まず1つは、道路面より50センチ以上の盛土をしていくこと。それから、それによって建物の基礎の高さ、基本的なといいますか、給食センターでいいますと、トラックをつける高さの位置に建物の

基礎の上辺が来るかと思います。そういったところと合わせますと、おおむね1.5メートル前後の高さが道路面からは確保できるかと考えております。

それから、万が一、浸水した場合にでも復旧が早期に可能になるように、ボイラーですとか受変電施設、こういったものは3メートル以上の上に上げる。こういった内容で事業者の募集をして、求めています。以上になります。

○【小口俊明委員】 多分、洪水ハザードマップ上で見てみると、建物の1階部分の天井ぐらいまでは水が来る可能性も含まれているということではないのかと認識しておりますけれども、もしそうだったとしても、これにも対応できる設計の内容、また様々な設備の配置、それを工夫しているという認識でいいですか。

○【古川教育施設担当課長】 水害に対しましては可能性があるということもございますので、事業者のほうからも幾つか提案は頂いております。例えば1メートル程度の止水板を要することですとか、周りを囲んでいる外構の外壁を1メートル程度の高さにするようなこと、様々な水害に対する備えというのはしております。

ただ、一方で、3メートルに対して全て万全な形で、何もないという状態にはできないところもございますので、先ほど申しました重要設備は上に上げる。こういったところで、仮に3メートルの高さが来たときでも早期に復旧できる。あとは3メートルでない場合については水害のリスクがないような形で、様々な対策を講じていくことを考えております。以上です。

○【小口俊明委員】 重要設備という御答弁がありますけれど、これまでのほかの地域での様々な水害等を見ていると、電気設備が特に重要設備の1つに数えられるのかなと思いますけれども、そこは3メートル以上の箇所に設置をするということによろしいですか。

○【古川教育施設担当課長】 実際の提案の内容にも踏み込んでお答えをさせていただきますけれども、御質疑のありました受変電設備、キュービクルと言われているものは3メートル以上の高さに置くということですか、ボイラーも同様な形に置くこと、そういった幾つかの重要設備は3メートル以上の高さに置くということで提案の内容を受けております。以上です。

○【上村和子委員】 小口委員にほとんど聞いてもらったので、ちょっとつながるかもしれないんですけども、本陳情の中でのハザードマップ上の問題です。このハザードマップのところで、陳情者は、浸水想定地域にあり、建設場所としては不適切であると。国立市教育委員会の建設地選定における感覚が、安心安全な場所から給食を子供たちに提供してほしいと願う市民感覚とずれているという厳しい表現があるんですけども、一般的に市民感覚でいえば、浸水地域に浸水する可能性があるところに、今分かっているところに給食センターを建てていいのかという、これ少しずれているよねって思うのは、通常、自然な感覚じゃないかなと思うんです。

そこで今、小口委員のほうから、しかし、こことハザードマップ上の中で対策は足りているというお話なんですけれども、私はこれまで言っていたと思うんです。ハザードマップ上、自分たちが想定していたものよりも高くなったら、それに合わせて、ハザードマップの浸水域に来て大丈夫な施設を造ることが当たり前なんだと思うんですけど、50センチの盛土だけでそれをクリアできたというふうに考えているんですか。そこだけ1点伺いたいします。

○【古川教育施設担当課長】 まず、1つハザードマップについての御説明というか、お話しさせていただきたいと思うんですけども、ハザードマップ自体、避難の意識啓発のために策定されたものであって、建物を建てるということを禁じているものではないというふうに認識しています。

それで、50センチの盛土ということでありますけれども、先ほどの繰り返しになってしまいますが、50センチの盛土をした上にさらに建物の基礎高が加わっていきますので、1.5メートル程度のところまではリスクなくと申しますか、被害の想定なく考えられるかと思っております。以上です。

○【上村和子委員】 すみません。ちょっと今、耳でさっと聞こえたんだけど、ハザードマップというのは意識の啓発のためにつくられたものなんですか。これは古川課長じゃなくて、防災安全担当部長って出ていませんか。啓発のためにハザードマップってつくられるんですか。そこに建物を建設することは問題ないんですか。答えられる人が答えてほしいんですけど。教育次長でもないと思うんですけど。

○【橋本教育次長】 私も前、防災担当の部長を経験していたという中で御答弁させていただきますと、これは担当課長が申したとおり、まず避難意識をどう市民の皆様と考えていただくかという大きな狙いがあるという、それはハザードマップの考え方の1つだと思っております。

それで建設、これは建物を建てることとハザードマップという因果関係ということは、そこに建物を建てられないということではありませんので、そこは御理解いただければと思います。ただ、一方で、我々としても公共施設を建てていく中で、何らかの対応、対策というものはしていかなければいけないという中で、50センチの盛土、または重要施設を高所へ上げていくことなどを、御答弁させていただきましたように対応してきたという状況でございます。

○【上村和子委員】 私がこだわっているのは、今何気なく古川課長が、ハザードマップは意識啓発のためにつくられたっておっしゃったことが気になるんです。これは意識の問題じゃなくて、防災上重要な指摘であって、それに沿って、皆さん意識啓発で分かっているってだけの話じゃないと思うんです。国立市はハザードマップを意識啓発のために出したということでもいいんですか。

○【黒澤防災安全担当部長】 ハザードマップなんですけれども、2015年に水防法が改正されまして、これまでの想定よりもさらに厳しいものになったということがございます。

この目的は何かというと、意識啓発の部分も実は大きいということがあります。まずは逃げることを意識させるために厳しい想定に変わったということがありまして、したがって水防法自体も、厳しい基準になったからといって、そこまでのものに耐え得るインフラに全て整備せよということではないと。そのような理解でございます。

○【上村和子委員】 私、これだけで議論しているのはもったいない、時間が。これは逃げなさいということを言うためにつくられたということですか。そんな行政の治水事業ってあるんですか。本来、逃げなさいというだけだったら、逃げなさいというだけでいいんですよ。だけど、そういうことが想定されたときに、行政としては防災計画としてどこまでそこに手を打てるかという、逃げ場、避難所の確保、救済措置、公共施設を造るために必要な基準とか、具体的な防災計画をつくらなきゃいけないんじゃないですか。それを見直さなきゃいけないんじゃないですか。でも、それをしてなくて、単なるマップをつくって、意識啓発をただで国立市は終わっているということでもいいですか。私の解釈で。

○【黒澤防災安全担当部長】 先ほど申し上げたんですけども、厳しい基準になったというのが千年に一度の大雨でございまして、そこをどこまで捉えるかということがございます。ですから、そういった意識啓発の部分が、まず一義的にございます。

その上でどうするかということでございますけれども、委員さんがおっしゃっていることを今極端に捉えれば、浸水想定区域には何も建てられないことになっています。それは現実的ではないという

ことなので、国もそこまでは求めてないといったことでございます。以上でございます。

○【上村和子委員】 私への答弁聞いていましたか。私は最初に、そうやって0.5から3メートルというふうに想像以上の、1メートルと思ったのかな、1.5か、2倍以上になったときに、だったらそこに建てる建物については、少なくとも3メートルより上に天井を持ってこようというのが、公共事業のときの基本スタンスなんじゃないですかと。

民間が建てるのと違って公共事業だから、3メートルって千年に一度かもしれないけど、東日本大震災だって千年に一度が突然やってくるわけですよね。あのときこうしていれば、あのときこうしていればってみんな思う。確かにあのとき逃げた人が一番強かった。だけど、逃げられない人がいるという前提の中で、逃げられない人に向けて、そして公共施設をつくるときに、最低限意識啓発って市民に頼らないで、自分たちが建物を造るときに、千年に一度であっても、あした来るかもしれないものに備えて計画はつくられるんだから、そういう姿勢で臨まなきゃいけなかったんじゃないですかというのが、市民感覚とずれているとおっしゃっている、御本人がいらっしゃってないので確認できませんが、そういう指摘ではなかったかと思うんです。

だから私は、このハザードマップが改正になったから、当然、新給食センターの地面というか、建物は3メートルのところが一番下の面が来るべきであると。下の部分は駐車場にするなり何らかにするなり、お金はかかるかもしれないけれども、3メートルが来ても大丈夫な建物にするというのが、新給食センターに必要な工事計画ではなかったかということは言ってきているんですけども、これは最後の質疑です。私が言ったことは1回も検討されなかったということでもいいですか。

○【古川教育施設担当課長】 高い位置に床を持っていくということも内部で検討しております。ただ、作業の動線であるとか、委員おっしゃられました費用の面もございましてけれども、作業を効率的にできるか、給食をつくっていく上で安全に作業ができるか、あと車両の搬入などもそうですけども、そういったところに難しさがあるというふうに結論づけて、要求水準のほうにできる限りやっていくという内容で定めたところでございます。以上です。

○【橋本教育次長】 若干補足をさせていただければと思います。

議論の中で今、担当課長が申し上げたところはやってきた中で、さらに言うと、一団の敷地を探すのが難しい中で、ここの敷地を借りることができたという経過の中で、今度勾配をどういうふうに、敷地をどういうふうに使うかということもございました。ですから、例えば今の敷地の広さで床面を仮に3メートルということになりますと、そう考えますと勾配がかなりつくという中で、実質的にその辺の難しさというのはあったのかなと思っております。

そういう経過の中で、先ほどの繰り返しになりますが、幾つかにポイントを絞って、重要施設を高所に置くなどの対応を検討し、それを要求水準にのせたという経過でございます。

○【高原幸雄委員】 私も幾つかお聞きしたいんですけども、この陳情書で述べているように、当初計画で43億円、現在は62億円で大幅に増額になったというところで、先ほどの他の委員の質疑に対する答弁では、食数が増えたということですか、それから建設費用ですか、あと運営にかかる費用が2億円ぐらい増えた。こういう説明がありましたけども、こういう増額した最も大きな要因というのは何なんですか。建設の費用が増えたというのも、どこの部分で増えているんですか。構造的な問題なのか、あるいは単価の値上がりということなのか、その辺はどうなんですか。

○【遠藤直弘委員長】 同じ質疑が続くかもしれないので、上がった金額、具体的に幾ら上がっているかももう一度明確にしてもらいながら、御答弁いただけますか。お願いします。

○【古川教育施設担当課長】 まず、43億円から62億円に上がったというところです。繰り返しのなってしまうのですが、6億円の分ですね。すみません。6億円分の……

○【遠藤直弘委員長】 もう一度、すみません。それだと6億円にならないので、何と何の数字が対比されているかというところから説明をしてもらわないと、何回も何回も質疑になっちゃうので。

○【古川教育施設担当課長】 上がった金額の比較の対象になりますけれども、まず高いほうから申し上げますと62億円、これは令和2年度に予算を策定させていただいた金額になっていますが、これは時点修正、それから面積増等を加えた税込みの現在価値でない数字になります。それから、もう1つの数字になりますけれども、これは平成30年度に行いました導入可能性調査の結果を基に予算化をした仮の数字であると、56億円という数字になります。ですので、比較する対象としましては、56億円と62億円を比較の対象とすることが適切かと考えております。

その上で、それぞれがどの程度上がって、何の要因で上がってきたかということが御質疑であるかと思います。1つの要因でこれだけ上がりましたというものが副次的に、先ほど申し上げました建設単価でありますとか、建設工事費のデフレーター、それから設計に関しても積算基準、例えば食数で増額し、かつ時点修正で増額したという部分もありますので、それぞれで切り分けて計算をしていくことが難しい状況であるんですけれども、一番大きく上がったものとしては建設費が、先ほど申し上げた建設単価に建設工事費デフレーターという数値を掛けている。それから、外構等の整備費等も増額している。こういったところで、おおむね税込みで3億円ちょっと上がっているところはございます。

○【高原幸雄委員】 よく分からないんだけど、つまり最初にPFIで、建設も含めて新給食センターを造るというときに、市から業者にどういう依頼をするかという中で、構造的な問題とか運営上の問題とか、いろんなものが出るわけじゃないですか。業者に対して見積りを出す場合に。それが当初の計画で43億円で、現在、債務負担でも出ていますけど、62億7,200万円でしょ。それだけの開きが何で生まれるのかというのが依然として分からない。今の説明だけでは不十分です。

○【橋本教育次長】 これはPFIの仕組みの1つの中で、現在価値化という単語がございます。これはどういうものかという、今までの議会の一般質問とか委員会の中でもお話しして、ちょっと繰り返しの部分があるんですが、例えば今の1万円が将来の価値とすると、これが9,000円とか8,500円になってくるのではないかというふうな、そこをどう見るかということがございます。

ですから、例えば通常のかかる数字で、仮に予算が56億円としても、それを現在価値に直すと、これは税抜きの話で43億円というふうに言っていますので、現在価値化であまり税を入れてという表現というのはしない中で、仮に税が10%ぐらいかかると仮定しますと、そこで47とかという数字になってくると思うんですが、要は生の、将来価値というんですが、実際の価格と現在価値化の数字というのは、現在価値化のほうが安くなるというふうなことがございます。ですから、56億円税込みという中の予算の数字を現在価値化に直すと43億円というふうに直っているという、まずそこを一旦御答弁させていただければと思います。

その中で予算ベースの56億円を、これは2年間の物価であったり面積が増加した中で、当然、時点修正をかけませんと入札も難しくなるだろうという中で、適正な価格を上積みして、62億円強の予算にしたということでございます。

ちなみに、最終的な62億円に対する現在価値というところでいいますと、これが財政負担の設計額で、これは税抜になりますが、50億700万円という現在価値の数字になるということでございます。

ですから、現在価値と予算の額というものが違う中で比較されている部分が、現在価値と予算の額というものの43億円と62億円をそもそも比較してしまいますと、数字の開きというのは当然大きくなってきて、何だというふうな議論になってくるのかなと思うので、そこがそもそもの比較の対象が違うということで御答弁させていただければと思っております。

○【高原幸雄委員】 それだったら、次の陳情でも出てくるんですけど、実質的な増額としては云々という文章があるんですけども、実際にはそういうことは、想定上、最初の段階では入っていないんですか。

○【古川教育施設担当課長】 導入可能性調査を行った時点、平成30年度に導入可能性調査の結果を公表しておりまして、その中で今、教育次長が申し上げました、現在価値化した将来の価値を今に割り戻してやった小さくなる数字である43億円と、それからそれを、いわゆる生の数字ということでしょうか、予算化するもののベースになる数字、これは税抜きになりますけど、税抜きですということを表示した上で、53億円ということで公表しております。

ですので、それぞれの数字があるということは、導入可能性調査の結果の中でお示しをさせていただいております。以上です。

○【高原幸雄委員】 そうすると、今度の次の段階にいく契約の段階というふうになると、それはどの金額、つまり今、債務負担行為の額で出されている62億7,200万円という金額になってくるんですか。

○【古川教育施設担当課長】 予算化する金額としましては、委員が今おっしゃられました数字になります。以上です。

○【高原幸雄委員】 それじゃ、それはそれで、次の段階でほかのことについても聞きたいんですけど、先ほどハザードマップ上の浸水想定地域に建設するという問題で質疑もありました。ハザードマップの浸水地域の想定は3メートルの、多摩川が決壊した場合、そういうことが想定されるということが出されているわけですね。今までのあれだと盛土で0.5、それから床をちょっとかさ上げしてということがありました、経過として。今現在では3メートルには対応されていないというのが、今の到達点ですね。

そこで、ハザードマップの計画、想定というのは、これは今までの多摩川、あるいは豪雨災害の実績などを基にして出されている数字ですね。だから今後、そういう点で見れば、ハザードマップの水害想定地域の必要最小限想定される浸水というのは、もっと上がる可能性があるということも事実じゃないですか。今までの、例えば水害が発生した実績から科学的に分析されて出てくる数字なんだと思うんですけど、その辺はどうなんですか。

○【黒澤防災安全担当部長】 これは過去の実績ではなくて、現在想定し得る最大の降雨量ですから、実績を積み上げたものではなくて、今本当に様々な気象条件で一番最悪なものを想定して積み上げた数字でございます。それで決壊をした場合の数字でございます。

○【高原幸雄委員】 それはそういう想定がされているということですから、そういう想定の中で、先ほども質疑がありましたが、公共施設としてそれをしっかりクリアできる設計なり建設をするということは、行政としては当然のお考えじゃないかと思うんですけども、そうならないということに今問題があるわけですね。何でそれは想定されていることをクリアしないでも造るということになるんですか。そういう判断というのは何でできるんですか。

○【黒澤防災安全担当部長】 これは結局、先ほどから申し上げているハザードマップにおけるリス

くと、現実的なところでの費用対効果を見て、市としてこの辺りの最低限の浸水対策だということでやっているものと理解しております。

○【橋本教育次長】 給食センターの建設の中で、これも過去に様々お話しして、今日もお話ししたんですけど、国立市という都市計画上の特性を考えたときに、給食センターの一団の土地をどこに求めていくかという難しさがあったという、これは前提、背景としてございます。

その中で、ここの土地をお貸しいただけるという中で話がまとまりまして、ただ、一方では、今質疑委員さんがおっしゃったような浸水対策、これは防災安全担当部長も申したとおり、どうやってそのリスクを取っていくのかという中で、先ほど来御答弁させていただきました繰り返しになりますが、我々としても50センチのかさ上げですとか、高所に重要施設を置くとか、様々なことを考えた中で、対応というところになっているというのが現状でございます。

○【高原幸雄委員】 それはそれとして、位置を定めるときにあそこの土地にということになったのは、前から言われていた、市長も言っていた給食センターの性格ですよね。工場という性格上、準工業地域じゃないとできないということを前提にしていましたよね。

だけど、都市計画審議会で、あそこの生産緑地を解除して、そこに造るのかと言ったときには、生産緑地の解除じゃないですよ。都市計画法に基づいた建設だとなれば、結局あそこに造る給食センターというのは工場という規定が外れるんじゃないかと思うんですけど、その辺はどうなんですか。だから私は、あそこじゃなくたって、土地の見直しは十分可能じゃないかというふうに思うんですけど、それはどうですか。

○【古川教育施設担当課長】 担当課としましては、先ほどの答弁と重なってしまいますけれども、給食センターは建築基準法上は工場という扱いになるかと認識しておりますので、用途地域は準工業地域の位置にしか建てられない。基本はそこに建てるというふうに考えています。以上です。

○【高原幸雄委員】 だから、それは分かっている、その後のことを質疑しているわけなんです。それは全然関係ないですか。

○【橋本教育次長】 私もこれ、今の記憶の中の話ですけど、例えば先ほど担当課長の答弁があったように、特例という議論というのもあるかと思います。ただし、これは今の現状を考えたときに、例えば今の敷地のところに仮に建て替えという議論をしたときに、これはかなりハードルが高くて、これは現実的には難しいということも聞いております。

ですから、特例というのがどこまでできるのかという難しさがある中で、原則的に準工業地域に給食センターを建てていかなければいけないだろうという中で、最終的には今の土地という経過になったのかなと思っていますところでございます。

○【高原幸雄委員】 だから、そうすると特例という検討はされたんですか。結果としてされてないんですか。最初から既にあそこを借りたということになったから、そこに設置するということになったんですか。

○【古川教育施設担当課長】 給食センターの用地を選定する前の段階だったというふうに記憶しておりますけれども、用途地域上当てはまらない場所に建てるリスクですとか、可能性について検討しております。

その中で、新たな用地を求めて、あそこに建築審査会の審査が下りなかった場合のリスクであるとか、仮にそこに建てようとしたときに、どの程度建築費、騒音ですとか、臭いとか、そういうものの配慮のためにどの程度の費用等が必要になっていくか、こういったところの検討はしてございます。

結果として、用途地域に当てはまるどころでないとなかなか厳しいであろうという結論は得ております。以上です。

○【高原幸雄委員】 最後になりますが、結局、特例の議論をしたという今の答弁ですけど、そのときに一番ネックになったのは何ですか。金額ですか。何がクリアできなかったんですか。

○【古川教育施設担当課長】 金額というものも1つのファクターであるという認識をしております。それから、特例を御審査いただくのは建築審査会、東京都になるかと思いますが、そこで果たして、例えば仮に用地を新たに買って、そこでやっていこうとしたけれども、建築審査会でイエスというお答えが出るかどうか、ここはやってみないと不明という状況のところもございます。ですので、そういったところも含めて、用途地域に当てはまらないところでやっていくということに難しさがあるだろう。

それから、用途地域を定めるのは市であります。市が工場として適している地域はこの地域ですということで用途地域を示している中で、住居であるとか工場を建てることができない地域に市自らがそこに建てていくということは、そういったところでも難しさ、市がルールをつくっている中で、自らの建物を、例外をつくるということは難しさがあるだろうと考えます。以上です。

○【遠藤直弘委員長】 質疑の途中ですが、ここで休憩と致します。

午前10時52分休憩



午前11時5分再開

○【遠藤直弘委員長】 休憩を閉じて議事を再開いたします。質疑を続けます。藤江委員。

○【藤江竜三委員】 それでは、何点か質疑させていただきます。

まず、増額の要因なんですけれども、先ほど細々とやっていただいたので、ほかの観点から質疑したいと思います。増額の要因として、市民の要望や議会からの要望にしっかり応えていくために増額したという部分もあるかと思うんですけども、そういう部分はあるという認識で正しいでしょうか。

○【古川教育施設担当課長】 先ほど増額の要因を幾つか申し上げた中の数点、幾つかがそれに該当するかと思っております。

まずは食育について機能を広げたいという御意見、パブコメ等でもいっぱいございました。議会からも頂いているかと思えます。そういったところで、子供たちが給食センターに訪れて試食するスペースですとか、例えば手洗いのやり方を説明して、それを実践するようなスペースを確保するために、2階の会議室の面積を広げております。こういったところですか、先ほどもお話にございました浸水に対する対応で土地をかさ上げる、こういった部分でも増額の要因になってございます。以上です。

○【藤江竜三委員】 ありがとうございます。

それでは次に、陳情の最後のほうに「杜撰な計画を基に立案されている」というふうにあるんです。私はずさんとはとても思えないんですけども、当局としてはどのように考えているのか。この指摘を受け、何かあればお願いします。

○【古川教育施設担当課長】 新しい給食施設、給食センターを造るということに関しましては、平成27年度から検討を実は始めておりまして、平成28年11月に給食センター整備基本計画というものを策定しております。また、先ほども申し上げました導入可能調査を平成30年度に行った後、整備事業方針ということで、PFIで行っていくといった内容の案をつくりまして、市民の方々へ説明会を行

ったりですとか、学校へ4,000部ぐらいパンフレットをお配りしたりですとか、40回近く学校に赴いて説明をするなど、こういった取組をしております。

ですので、先ほどの繰り返しになってしまいますが、平成27年頃からこういった新しい給食センターに向けての検討を開始しておりますので、そういった意味で着実に時間をかけてやってきたというふうに考えております。以上です。

○【藤江竜三委員】 ありがとうございます。

それでは最後に、一応の確認なんですけれども、今の給食センター、残存期間、短いほうですとどれぐらいしかないのかということ、最後に確認しておきたいと思います。

○【古川教育施設担当課長】 今手元に資料がないので、細かい数字がなくて申し訳ないんですが、20年を切って、15年を切っているかというふうに記憶しております。以上です。

○【重松朋宏委員】 私からも何点か質疑させていただきます。

まず、建設場所についてです。建築基準法上の工場になるんですけれども、学校給食センターを都市計画法上の都市施設もしくは都市計画施設に指定すれば、現在地の用途地域でも現地で建設可能んじゃないかという話が、先ほどの高原委員の質疑がそういうことだと思うんですけれども、建設可能なのかどうかということと、あとその場合のハードルは何なのか。建築審査会にかけなきゃいけないというのであれば、かければいいのかという話になるかと思いますが、具体的にネックとなる問題は何なのか伺います。

○【近藤建築営繕課長】 お答えします。まず、現状の状態から説明させていただければと思うんですけど、過去、五小が建設されたときには学校用途で建設しておりまして、給食センターがその後、学校に併設というか、五小のための給食センターという位置づけで建設されました。用途としては学校という用途だったので、当時は第48条で一応建ててはいたんですけど、過去、工場地域みたいなものが本当に少なかったというところがありまして、あと輸送の問題等もありまして、五小のところが一番いいという結論に至りまして、建築審査会にかけて、当時、建設したという経緯がございます。

ただ、現在なんですけれども、そういった輸送の問題も大分解決できていますし、あと用途的には工場地域というものが存在するので、基本はそちらのほうに建設をしてくださいというふうになります。ここがハードルが高いところになります。

現在、こういう地域がなければ、お話に乗っていただけるのであろうと思うんですけど、実際にあるのであれば、やはり自治体の立場としては、そちらのほうに建設してくださいということになるかと思いますが、以上になります。

○【重松朋宏委員】 つまり、私は学校としてでなくてもその他の教育文化施設に位置づければ、都市施設として建てられると思うんですけれども、そうではなくて、確かに都市施設で建てられるけれども、同じ市内に準工業地帯があるのであれば、そっちを優先してくださいという話に、これは建築審査会でそういう話になって、認められない可能性が高いということなんですか。

○【近藤建築営繕課長】 あくまでも用途に関しては建築審査会ではなくて、窓口である東京都との調整になってきます。給食センターというのは基本的には工場扱いになりますので、ここの用途が変わるということはないと思っております。以上になります。

○【重松朋宏委員】 つまり私は都市施設もしくは都市計画施設に指定すればいいじゃないかと思ったんですけども、それを指定するのさえも東京都の認可が必要だと。そこで都市施設として指定でき

ないということなんですか。

○【近藤建築営繕課長】 すみません。私のほうから言えることというのは、ゼロではないので可能性がないという言い方はできないんですけど、限りなく可能性的には少ないという言い方にとどめさせていただければと思います。以上になります。

○【重松朋宏委員】 ある程度理解しました。かなりいろんな不確定要素が大きい中で、しかも現地で建て替えとなると、小平市がそうですけれども、建て替えの期間は弁当給食になってしまいますし、そういうもろもろのことを考えると、現地以外のところで移転・改築ということで議会のほうも受け止めて、3年前に60年の土地の貸借の契約議案については同意を致しました。

ただ、そこが浸水想定区域3メートルだったということは既に知ってなきやいなかったんですけども、認識上その辺あまり強く認識していなかったところが個人的にはあるんです。浸水想定区域の建設について、50センチメートルかさ上げ、1階の床面を1メートル上げる、さらに重要施設は高所3メートル以上というのは、市のほうが求めた要求水準書の中身ですよ。

それ以上に、今回の事業者からは外構の外壁1メートルと、あと仕切り板というのが提案されたということです。ということは、1メートルまでの浸水については、敷地内は浸水を防げるということでもよろしいでしょうか。その上で、1.5メートルまでは1階の床面が水に浸らなくて済むという理解でもよろしいでしょうか。

○【古川教育施設担当課長】 まず、要求水準書のところを少し細かく御説明させていただきたいと思います。

50センチの盛土につきましては、要求水準で具体的に定めております。それから、1メートルの建物というところは定めております。これは当然、給食センターを建てる中でトラックをつける基礎の高さにすると、必然的に1メートルになるだろうというところから、具体的な数字は出しておりません。それから重要設備について、具体的にこれとこれを上に持っていくということも、具体的には明示しておりません。ただ、例示として、こういった重要設備に関しては上に上げる等の工夫を事業者のこれまで設計してきたノウハウですとか、そういった中で検討してほしいということを要求水準の中で示しております。

そういった中で提案として出てきたのは、先ほどの繰り返しになってしまっていて恐縮なんですけど、結果的には1.5メートル前後の基礎まで含めた盛土と基礎を合わせた高さのものと、それからボイラー、受変電施設、あとその他重要設備は3メートル以上の位置へ上げるという提案は具体的に出てきております。それから、委員の御質疑のありました止水板等の提案も出てきております。こちらの提案の中では1メートルというふうにしたしか記憶しておりますけれども、止水板のことだけを考えると、敷地に入ってくるのを防げるのは1メートルの高さまでというふうになるかと思います。以上です。

○【重松朋宏委員】 分かりました。4月に発表された評価結果の9ページで、浸水対策については「外構等における浸水リスクの低減の提案が評価できた」と、「災害時の給食再開に向けた配慮に関する提案が評価できた」というふうに評価されていて、平均の得点が10.63点、配点に対する得点割合が53%とあるんですけども、これはA、B、C、D、4段階で評価したときに、53%という大体どの辺りになるんですか。

○【橋本教育次長】 A、B、C、Dの4段階で、おおむねCぐらいかなと思っていますところがございます。

○【遠藤直弘委員長】 重松委員、できたら陳情に向けての質疑で、入っちゃっているの。お願い

します。

○【重松朋宏委員】 浸水想定地域にあること自体が陳情者はずさんな計画だとされているので、それに対する手当てがある程度なされているのであれば、この杞憂というのはある程度晴らされていくと思うんですけれども、ほぼCということで確認しました。Dは要求水準書どおりなので、本来でいえば零点でもいい。評価でいうと、もう最低限のところなので、零点でもいいところだと思うんですけれども、プラスアルファの部分の、実質3段階評価でいうと、一番下になるというのが分かりました。

次に、価格の設定のところについて伺います。これは質疑を通じて、43億円から62億円にそのまま増えているわけではなくて、それを現在価値化した数字なのかどうなのかというのと税込みなのかどうかという要素がなかなか市民に理解されていないのかなと思うんです。現在価値化のからくりについて伺いたいですけれども、税込みで、予算措置の段階で62億円が、現在価値化すると56億円だという答弁がありました。これ割引率は2.6%適用だったと思うんですけれども、割引率が2.6%ということは、17年間の事業期間の平均で、この17年間お金の価値として2.6%ずつ下がっていく。つまりリスクフリーの長期金利が、毎年2.6%上がっていくという理解でよろしいでしょうか。

○【古川教育施設担当課長】 ごめんなさい。ちょっと細かい訂正になりますが、割引率は2.5%になります。

基本的な考え方としましては、質疑委員おっしゃいましたように、将来支払うお金を2.5%の金利で割り戻して現在に置き換えているということになりますので、基本的な考え方としては委員おっしゃったとおりで正しいかと思います。

○【重松朋宏委員】 分割払いで総額62億円、17年間で払うというのを、もし一括で今払うとすると、お金の価値からすると56億円だと。2.5%って、やっぱり高くないですか。毎年2.5%の金利というのは。割引率を大きくすれば、VFMというのは後払いのものを現在価値にするので、実際以上にかなり大きくしていくからくりになりますよね。なぜ2.5%なのかということについては、市からの一般事務質問の答弁の中で、20年前の20年物の金利だと。20年物の国債の金利を参考にしたと言うんですけれども、実際に割り戻すのは、これからの17年間支払っていくものを今に割り戻すわけじゃないですか。20年後の20年物の国債金利は2.5%だったとしても、17年間ずっと2.5%ということではないですよ。

現在価値で計算し直すときに考えなくてはいけないのは、20年後の20年物の国債がどれぐらいなのかというのを推定するよりも、サービス料を支払う向こう17年間、お金の価値が平均してどれぐらい金利として上がっていくのかということじゃないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○【古川教育施設担当課長】 その当時のことですので、詳細な記憶でない御答弁になってしまって恐縮ではあるんですけども、17年物の金利に当たるものというのは、恐らくその当時見つけられなかったのだと思います。ですが、想定するのに一番適した期間が20年物の金利であったらということから、20年物の国債の金利を使って計算してきたと。これについては将来の金利がどれぐらいになるかというのは、すごく難しいところの数字を予測して、それをばちっと当てるのは難しいところはあるかと思います。

ですので、過去20年間にどれぐらいの推移をしてきたかというものをベースとして、20年間でこれだけ金利が下がってきた。そういった傾向もあるから、逆に言うと、20年間たつとこれぐらい上がる可能性もあるだろうということで、20年物の金利を使って2.5%という数字を割り出したということ

になります。以上です。

○【重松朋宏委員】 2.5%というのは、20年前の20年物の金利ですよ。この20年間の20年物の国債の金利の平均ではないですよ。調べたところ、今時点での20年国債の金利は0.464%だそうです。直近の7年間で平均すると、20年物は0.549%。これは直近の7年間なんですよけれども、それと比較しても、2.5%って桁が1つ大きいんじゃないかと思うんですが、あとは意見で申し上げます、最後に。

このことは以前にも、2.5%のままで、これは問題じゃないかということで指摘したんですけども、2.5%を採用されたことについて最後に。

○【橋本教育次長】 今質疑委員さんがおっしゃったとおり、20年前の20年物の金利が2.56%だったというふうに、それはおっしゃるとおりだと思います。その中で、これは我々もどこをターゲットにするかというのが非常に難しいということは、御理解いただければと思います。

その中でどこまで金利が上がるリスクを見るのかというのがなかなか難しい中で、これは国の基準でも、当初は4%なんていう金利のところで計算すればいいんじゃないかとか、その後の見直しの中で、すみません、たしか記憶の範疇では2.6とかいう数字も出ていたと思います。そんな中で我々もどういうふうに見ていくかという中で、これは繰り返しになりますが、20年前の数値を使ってきたということでございます。

質疑委員さんが前に、仮に1%を切るぐらいだと、0.9%だったらどうなんだという御質問も頂いた中で、仮に0.9でやったとしてもVFMは2.2%ほど出るという試算もしておりますので、金利をどう見るかという難しさはあるんですが、金利が安くなっても、一定の検証をしたPFIの効果、VFMはあるんだなと見ているところでございます。以上でございます。

○【稗田美菜子委員】 多くの委員が御質疑しているのも、私も大分明らかになってきたので、数点だけ確認させていただきます。

この陳情書の文面の中に、大切な税金を使用して予算を策定し、実行するというものとか、あるいは行政の現場で大切な税金を使うという考えが欠落するのではないかと書かれております。

そこで、ちょっとお伺いしたいんですけども、陳情者がおられませんので、どのような点が欠落しているというのが明確ではないんですが、行政としてどのように考えているのかということが1つ。それから、子供の給食ですので、コストカットありきということではないと思いますが、そこに対してこれまでどのような取組をされてきたのかお伺いいたします。

○【古川教育施設担当課長】 税の大切さが欠落していると、これについて行政はどう考えるかといった御質疑かと思います。

まず、皆様から頂いております税金を基にして、それが財源になっておりますので、まずそれを有効に使うためにも、財政効果の高い手法を考えていくことがまずは必要だろうというふうに考えております。

ただし、財政効果だけでなく、それ以上に重要だと考えるのは、子供たちが主役というか、子供たちにおいしい安全な給食を届けるということが第一の使命だと思っておりますので、そういったところで今、給食センターでできていないアレルギーのお話ですとか、あと安全性をさらに確保するためにドライシステムを採用するとか、こういったことは子供たちのためにも、それはお金の問題ではなく、やっていくべきことだと思っております。ドライシステムですとか、ワンウエー方式ですとか、こういったものを採用していくんだという検討に関しては、先ほどの委員の御質疑にありました、平

成28年から検討を行っております。

ですので、財だけではなくて、子供たちによりいいものを届けていくにはどうしたらいいかという検討は、過去からもしているところだと考えています。以上です。

○【遠藤直弘委員長】 ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ質疑を打ち切り、意見、取扱いに入ります。高原委員。

○【高原幸雄委員】 陳情第5号については採択と致します。

この間の経過を見ても、市のいろんな取組が市民的にも、しかも議会でもなかなか十分に理解されないままにやられているということがあります。ここで陳情事項として1番から3番まで要望されているわけですが、私たちはPFIによる新給食センターの建設については直営で行うべきだという立場をずっと取っておりますので、そういう点では陳情者が言っているように現在の計画は元に戻して、直営で行うべきだということを申し上げて、この陳情は採択と致します。

○【小口俊明委員】 陳情が指摘をしております計画がずさんであるという論拠は、当初計画の43億円が現在62億円になっているということ、及び建設予定地が洪水ハザードマップ上、浸水想定地域である。この2点であろうかなと考えます。

費用が増えたことにつきましては、現在価値化、現在価値換算という計算方式の特性による数字が43億円であって、必ずしも当初予算の数字ではないということ、すなわち比較するならば、先ほど来の答弁で出てきた数字である56億円、そして62億円、この間の比較であろうかなというふうに思います。そのこと及び物価の変動、さらには食育も含めた、よりよい学校給食を提供するためのアップ分ということであろうかと思えます。

また、建設予定地においては、食品工場である給食センターを建設する地域が当該地域以外にないという国立市の実情を踏まえた上で、仮に浸水があったとしても被害が最小となるように工夫をすることによって、実現をしていこうとする適切な運用を目指す計画である。このように判断を致します。

したがって、ずさんな計画とは言えないと考えますので、本陳情は不採択であります。

○【上村和子委員】 私は、本陳情に関しては不採択の立場で討論いたします。

陳情者は様々な御事情があるかと思いますが、市長及び教育委員会に対して猛省を求めて、市民への謝罪を求めて、計画の白紙撤回を求めるというのは、実は極めて重大な陳情であります。国立市議会は、議会基本条例の中で陳情を市民からの政策提案として重く受け止めさせていただいております。

その際に非常に重要なところは、陳情者からの趣旨説明及び事前説明を十分に伺って、この陳情の趣旨とか思いがどこにあるのかということをお聞きして、それに沿って事前に議員として調べて、陳情者の趣旨に沿って審査をしていくということに努力しております。

今回、私が採択できないと思ったのは、極めて重大な責任を問う陳情であるにもかかわらず、陳情者の方には一度もお話を伺うことができなかったということが、私が採択できない大きな理由に当たります。そういうことで、ここから出てきた陳情文だけで私自身は判断を致しました。

そこで、ここに書かれてある思いはとてもよく分かります。どうして予算が大きくなったのか、そして浸水域になぜ建物を造って大丈夫と言えるのか。こういうのはすごくずさんな計画ではないか。白紙撤回をしてくれと、子供たちのために。思いはとてもよく分かるし、私も共感することは多々あります。

しかし、総論として、反省を求めて白紙撤回すれば済むじゃないかという話ではない、市民に謝罪

をすれば済むという話では全くないと私自身は思っております。そういう意味で、今回この陳情のところで、私が浸水域のことについて質疑を致しました。ここのところだけ、私の討論を致します。

洪水ハザードマップというものは意識啓発のためのものであるということを、今日、盛んに説明されておられました。確かに洪水ハザードマップは、住民避難のためにそういう情報を早くから住民に示して、水害時に活用されることを目的につくられております。しかし、それだけではありません。当然のことです。

2016年4月に、「水害ハザードマップ作成の手引き」というものが国土交通省から出されています。その大半は、同じようなことが書かれてあります。その中にこういう一文があります。「水害ハザードマップは住民避難の他、土地利用の検討等のために活用されることも考えられるが、詳細な浸水情報を必要とするこれらの検討にあたっては、より詳細に浸水情報が明示された『浸水想定区域図』を主に活用することが望ましいと考えられる」とわざわざ書いてあります。

つまり当たり前のことでして、洪水ハザードマップのあるときに、建物を建てるときには、個人であつても民間であつてもより詳細な浸水区域を見て、それが50センチから3メートルということが分かったら、3メートルより高いところに建物を建てようとするのは当たり前の感覚だと思うんです。民間だったら、自分の家だったらそうしませんか。2階建てを造って、1階部分を3メートルという、2階の軒下という高さになるらしいですから。だったら、1階部分は駐車場にして、2階以上に人が住むようにしようとか、マンションにしても1階部分は駐車場にして、3メートルより上に住民が住むところを造ろうとか、土地活用するときには当然検討する、民間は。これは当たり前の論理ですよね。

この当たり前のことがなぜ、市の公共施設を造るときに検討したとおっしゃるけれども、今日の答弁の中では、検討したが1.5メートルだと。その1.5メートルでよしとする感覚というのは、どこにあるんですか。国立市としての危機管理はどこにあるんですか。多分来ないんじゃないって思ったということですか。普通、御自分の家を造るときを考えてみてください。そういう家を造りますか。子供たちの給食を作る。絶対造らないと思いますよ。民間業者も絶対造らない。

なのに何でこれから62億円もかけて造っていく給食センターを、1.5メートルでよしとしたか。私はここにそもそもの問題があると。よしとしたことなんですよ。1.5メートルでいいって決めたことなんですよ。お金が幾らかかっても、勾配とかいろいろおっしゃっていますけど、ここしかないんだったら、3メートル以上に建物を持ってきて、1階部分は3メートルまで来ても大丈夫にするようにしておくのが危機管理だと思います。

そういう説明を市民にすれば、もしかしたらこの近くにお住まいの方々は、万が一、想定外の大洪水が来たら給食センターに逃げてください、その間は建物もありますし、例えば3階部分は、私は3階建てにすればいいと思いました。3階部分は会議室になっていますけれども、ここは皆さん方が避難できます。防災の備蓄もしております。2階部分には調理ができる施設がありますので、非常時はここで食べ物を作ります。どうか皆さん逃げてきてくださいという、浸水被害地域の避難場所の第一候補にできる。そういうのが未来の建物を造るときの基本となる危機管理だと思いますよ。

これは今からでも、私はお金がかかっていいと思う。だから、考えてほしいと言ったけど考えなかったけど、考えるべきだと思っています。

でも、なぜこういう結果になったのか。私は、洪水ハザードマップ上に公共施設や建物を造るときに大きなガイドラインというものが無いことなんだというふうに思います。ガイドラインを考えるべ

きだと思ひますし、そのときに洪水ハザードマップ上の3メートルの区域に公共施設を建てるときの基準、こういったものをやっぱりつくるべきだったと思う。

それで、その第一号がこの大きな給食センターであったならば、教育委員会だけに任せないで、そこに防災安全課も入ったり、施設整備も入ったりして、もっと全庁的にチームで検討して、本当に20年後まで安心な、40年後まで安心な建物を造るということをチームでやるべきだった。教育委員会だけが考えてしまった。参考程度に防災安全課に聞いたかもしれないけど、防災安全課も本気で考えるべきだし、公共の建物を造る施設整備のほうも本気で考えなきゃいけなかった。その人たちが知恵を突き合わせて、20年後、30年後まで絶対大丈夫です、3メートルの浸水が来ても大丈夫ですという建物の設計をして、それを要求水準書に盛り込まなかったことは、私は本当に問題だと思います。

このことを指摘して、不採択の討論と致します。

○【藤江竜三委員】 新給食センターの建設に当たって増加した予算立案は、5,000食への数の増加、人件費の増、会議室の増、様々な災害対策など、市民や議会からの要望事項などを加えた結果の増加であり、妥当なものだと考えております。また、次に、なぜそうなったかについては、ホームページや議会の質疑などで真摯に答えているところです。また、平成27年度から検討を開始しており、都度、議会や市民に意見を聴き、丁寧な検証をした上での事業化で、ずさんとは考えられません。また、白紙撤回をすることは、現在の給食センターの状況を考えると、致命的な後戻りと思ひえません。

よって、本陳情は不採択と致します。

○【重松朋宏委員】 陳情事項を率直に読みますと、そのとおりだと思ひました。予算立案が適切に行われていない、債務負担が失効したまま落札者を決定したということに対しては、私は猛省を求めないと思ひますし、また失効する債務負担を当初予算に適切に組まなかったことについても、事実経過を明らかにして、再発防止策を考えて市民に公表すべきです。

また、ずさんな計画ということについても、質疑を通じて、浸水対策について、市が要求水準書で求めた1.5メートルまでの浸水にしか対応できないということが明らかになりました。事業者からの独自提案でどんなものが出てくるのかなと期待していたんですけども、それほど大きなものがなかったのは残念ですし、そもそも1者入札なので、サービス競争がなかった。この点1つでずさんとまでは言えなくても、十分にやっていますととても胸を張って言えない計画であると思ひます。

また、10年近く超低金利、ほぼゼロ金利、短期ではマイナス金利さえある今の時代に2.5%という高利率の割引率で、現在価値化すると、PFIでこんなに安上がりになりますよとしたことは、計画そのもののずさんと言っている部分だと思ひます。2019年に落札業者を決定した三重県四日市市の給食センターの割引率は0.562%です。岡山県玉野市は0.95%です。尼崎市は1.0%です。これは以前、本会議場でも申し上げましたが、その後、2020年の兵庫県川西市、直近のもので0.623%、盛岡市0.76%、近隣の厚木市0.93%、国立市は2.5%。これは低く割引率を設定したとしても、VFMが出るのでお得だと言ひますけれども、それについても大変疑義があります。具体的には次の陳情か、補正予算のところでやりたいと思ひます。

以上、陳情事項そのものを見ますと、まさにそのとおりだというふうに思ひますが、陳情の趣旨文のところを読みますと、ずさんな計画とか予算立案が不適切というのは、43億円と当初見込んでいたものが、現在価値化して、税抜きで43億円というものが、実際に支払う予算として、税込みで62億円になったという数字の上での比較と、それから浸水想定区域の移転・改築計画そのものということですので、この趣旨に基づいて陳情事項を考えると、そこについてはちょっと見解が異なるので、採

択はできません。不採択と致します。

○【稗田美菜子委員】 まず、陳情者様におかれましては何か御事情があったと思いますが、趣旨の説明がなかったので、陳情の確認ができなかったことについては非常に残念に思っております。私なりに趣旨を酌み取ってみますと、行政から出てきた金額は幾つもあって、それらに乖離があることと、それから建設予定地が浸水想定区域内にあることなどが、市民感覚からずれているという御指摘だと思います。

1点目の金額が変わったことについては、現在価値化等の手法におけるやり方がより数字を複雑化させたんだと思います。同じ意味を持つ数字が幾つも出てきてしまったことで分かりにくかったと思いますし、その点の説明はもっと丁寧であってよかったと私自身も思います。

ただ、その一方で、行政として財政効果が高い手法を考えていくということは正しい選択だと思いますし、その中でこの手法が出てきたというのは仕方がないと考えますが、丁寧な説明があつてしかるべきだったと考えます。

それと同時に、財政効果が高い手法を考えていくということだけではなくて、給食の質を上げていくこと、子供たちにとってよりよい給食を求めてきたという検討をしてきたということが、担当部局からの説明でもよく分かりました。それは具体的に要求水準書に対しての対応を求めるということで上げていったことだと思いますし、またこの要求水準書につきましては、市民の皆様と意見交換をしながら丁寧に、質の高いものにつくり上げてきたと考えますので、見込みが甘かったといえそうですが、子供を中心に据えて考えた結果であるとは私は考えます。

また、建設予定地が浸水想定区域内にあることについては、お弁当などの方式を取らず、学校給食を止めることなく給食センターを建設するためには、準工業地域にしか建設することはできませんし、その準工業地域が浸水想定区域内に存在していたということだと思います。

そういった事実に対して、防災の観点から、50センチメートルの盛土と1メートル床を上げる、重要施設は2階以上に設置するということは市からの提案ということでありましたが、それに併せて1メートルの止水板など、事業者からの提案もなされたということが質疑の中から分かりました。浸水した場合の対策は一定程度立てているというふうに考えます。

しかしながら、実際のところ、他の委員からもありましたが、浸水するということを想定しますと、給食センター一帯が水没するわけです。あそこの地域に住んでいる方たちも当然被害に遭われるわけですから、その際には地域の防災の拠点になるような施設にしていくということはぜひ考えていただきたいと思います。

以上考えていきますと、ずさんであるとは考えませんので、本陳情については不採択とさせていただきます。

○【遠藤直弘委員長】 意見、取扱いを打ち切り、採決に入ります。

お諮りいたします。本陳情を採択とすることに賛成する方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手少数。よって、本陳情は不採択と決しました。



議題(2) 陳情第7号 新学校給食センターにおけるPFI方式での業者選定と今後の運営に関し、慎重審議を求める陳情

○【遠藤直弘委員長】 陳情第7号新学校給食センターにおけるPFI方式での業者選定と今後の運

営に関し、慎重審議を求める陳情を議題と致します。

陳情者から趣旨説明をしたいとの申出がありますが、これを受けることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、陳情者より趣旨説明をお願いいたします。なお、趣旨説明は簡潔をお願いいたします。

○【矢田富士子陳情者】 お時間を取っていただきましてありがとうございます。くにたちの学校給食を考える会の矢田と申します。

こちらを読ませていただきます。

陳情の趣旨。日ごろ、市政に対しご尽力いただき感謝いたします。

この度、6月市議会において、新学校給食センターの業者が決定され、いよいよPFI方式による建設が始まろうとしていると聞いております。

「くにたちの学校給食を考える会」では、給食センター建て替えにあたっては、給食は教育の一環であるという——一環というか中心なんですけど——であるという認識の下に、真に子供本位の豊かで可能性のある給食の実現には、自治体が責任を持って直営で運営することが望ましいという立場で、これまで市に対し、現在の運営形態の継続を求める趣旨の陳情や要望を再三行ってきました。しかし、市民の要望は無視され、市民、市議会に対し十分な資料の情報公開も行われず、結果的に直営から丸投げ民営化と言えるPFI方式で給食センター建設が始まることに對し、強い懸念と焦りを感じています。

そのようなとき、会計検査院が5月14日付で、PFI事業の実態を調査した報告書をまとめ、国会及び内閣に提出しましたが、私たちの懸念が的中したと感じています。既にウェブ上で公開されていますが、調査対象は2002年度から18年度までの間に実施された11府省等の76事業（契約金額約総計1兆3,504億円）で、そのうち不適切な業務が26事業で計2,367件確認されました。報告書でさらに注目すべきは、会計検査院が独自に行った事後検証の結果、既に終了したPFI方式の27事業全てで維持管理費が従来型より高額だったことを報告していることです。また、会計検査院は終了したPFI事業を事後検証した事例が全くなかったことを問題視しています。

さて、国立市は、看過できない問題が指摘されているPFI方式を、子供たちがほぼ毎日食べる学校給食に採用する提案をしています。この間の経過を振り返ると、2019年6月、市民や保護者に対して、PFI方式での新給食センターの市財政負担を43億8,200万円として説明を始めています。最初の資料にはPFI手法のメリットばかりが並んでいて、多くの市民から意見が出されて、ようやくデメリットも明らかになりました。また、43億8,200万円が現在価値換算した数字であるとの細かな説明はなく、実質上は53億3,500万円であるとの説明は省かれました。その後、2020年9月議会に、債務負担行為として62億8,800万円が計上されました。当初の説明からすれば19億円も上がり、実質的には約9億5,000万円上昇したプロセスも、契約案件であることを理由に明確にされなかったことに疑念を募らせてきました。

そこで私たちは、5月24日、「子どもにとって大切な学校給食、PFI（丸投げ民営化）で大丈夫？」と題する講演会を開きました。講師は、『給食の歴史』の著者で京都大学の藤原辰史さんをお願いし、京都と国立市をオンラインで繋ぎました。コロナ禍にもかかわらず、会場とオンラインに多くの申込みがありました。特にオンラインでは全国各地から申込みがあり、関心の高さがうかがえました。藤原さんは、これまで政府は教育の一環である学校給食を民営化することでサービスがよくなるかのように見せることに躍起になってきた。しかし、ここでいう民営とはあくまでも企業であり、

今こそ、行政が責任を持つことを基本に直営、保護者・学識・市民の運動も含めた民こそがまさに民間であるとの意味として捉え直すべきではないか、と提案されました。また、学校給食は首長の判断1つで、いかようにも、自治を発揮しつつ豊かな学びの場を提供できるものと、日本に留まらず世界各地の実例を紹介されました。

15年にわたるPFI事業者を決定するという今回の議案については、市民に説明責任が果たせる十分な資料を基に、業者選定のプロセスや予算措置が正当な手続で進められたのか等も含めて、慎重、かつ十分な審議を尽くしていただきますよう、切に要望いたします。

陳情事項1、新学校給食センターにおけるPFI方式導入に伴う予算が、真に経済効果を上げるものなのか、直営との比較を再検証してください。

2、子供たちを主役とした給食となるよう、新給食センター事業者選定を検証し、また私たちが求めてきた要求水準がどう担保されているかをチェックし、慎重なる審議を尽くしてください。

ちょっと補足を致します。現在、農産物検査法施行規則に関わるパブリックコメントが募集されています。農産物規制緩和をすれば経済の活性化になると思われるかもしれませんが、印鑰智哉さんという種の研究をされている方が警鐘を鳴らしています。雑穀で起きたことだそうです、アトピーにいいと親たちが子供に雑穀を食べさせたそうですが、よくなりません。それで調べてみたら、ポストハーベストが高濃度で検出されたそうです。国産と書いてあったにもかかわらず、その中身のほとんどが輸入されたものだった。飼料用を食用に転用し、このような問題が起きたのです。

また、昨日、国会で土地利用規制法案が審議されましたが、そこで参考人招致された馬奈木弁護士はこの法律の危うさを指摘され、政権が恣意的な運用をしようとしたとき、それでも権利侵害はないと言えるのかとの質問に、戦前の要塞地帯法でも何をしてはいけなかったか明確に記されている。閣議決定、政令、府令で何もかもできたら、国会は要らないと語られました。

今回、補正予算が失効していて、その補正予算を通すところからやり直すとのこと。単純ミスから起こったそうですが、これは起こるべくして起こったと考え感じています。真剣に給食をよいものにしたいと思っていないから起こったのではないのでしょうか。でも逆に、これをいま一度考える機会を得たとし、慎重に審議していただきたいです。

さきに述べました馬奈木弁護士の言葉、また雑穀で起こっている問題、どちらも法律は本当に重いということを示しています。実態につじつまを合わせれば治癒されるものなのではないでしょうか。馬奈木弁護士なら、この国立市の問題をどう答えられるかお聞きしたいところです。

給食はすばらしい面ばかりではないです。強制的に食べさせるということで、食中毒の問題が起きたとき取り返しがつかないです。今まで30年以上国立市では食中毒を起こさず、給食が提供されてきました。それは現場の調理員さん、栄養士さん、配送、配膳員さん、給食センターの職員、センター長、皆さんの御尽力のおかげだと感謝しています。いま一度慎重に審議してください。

最後に、藤原辰史さんの『給食の歴史』の一節を読みます。

給食の歴史を眺めると、学校と家庭、福祉と教育のはざまにある曖昧さが、縦割り行政を打破し、教育の理念そのものを変えていく潜在的能力を有していたが、他方で、教師や学校栄養職員や調理員を忙しくし、疲弊もさせている。国や地方自治体の財政難は給食に資金を投じることを渋る。航海図は描きにくい。波は相変わらず高く激しい。その対処をやめれば逆効果の威力も甚だしい。給食の歴史には、苦しみ、痛み、不快といった感覚がつきまとっていた。食中毒はその最たるものであり、被害者の立場に立てば安易な給食擁護を叫ぶのにはちゅうちょせざるを得ない。けれども、給食は教育

政策、貧困対策、災害対策、健康政策、食料自給、地域の発展、地域の活性化、全てについて持続的かつ効果的な力をもたらすものであった。子供の貧困が許されざるほど深刻化し、小中学校の先生が心身の過労で次々に倒れ、地方の疲弊が止まらず、地域の紐帯が緩み、地震と水害が絶えない災害大国である日本を根本から立て直すには、ある意味、日本のお家芸でもある給食はその原動力に位置すると言っても過言ではないだろう。

1946年、クリスマスイブに永田町国民学校では、サムスというのはGHQの公衆衛生福祉局長です。サムスは給食を永久に続けていき、世界に広めていきたいと言った。もちろんこれまで多くの障壁が立ちちはだかったし、サムスの意図は必ずしも人道支援のみに限られたものではなかったが、給食という舞台が世界からなくなる気配は一向に感じられない。給食が幕引きする日を想像するのはとても困難だ。ランチルームの創設、ファミリー給食、各教科との接合、調理場を校舎の真ん中に設置すること、朝の朝食、長期休暇時の給食、花を飾ること、各種学校での給食の公的援助の実施、学校農園の設置、自ら作る給食、給食時間の増加、地産地消の食材、給食130年の歴史の中でその担い手たちの頭に浮かんで消えていった未見の演目はまだまだ大小無数に存在し、その上演の日を待っている。給食は役割を終えた旧時代の遺物ではない。世界史を歩み始めたばかりの新時代のプロジェクトなのである。

これだけ高いポテンシャルを秘めた学校給食を手放すのか、守るのか、いま一度お考えください。以上です。

○【遠藤直弘委員長】 説明が終わりました。陳情者に対して質疑を承ります。上村委員。

○【上村和子委員】 すごい勉強になりました。最後の藤原辰史さんがおっしゃったこと、全く同感です。陳情者がもう一度この補正で立ち止まるチャンスが来たのだということを肝に銘じて、審査させていただきたいと思います。本当にありがとうございました。

陳情事項の2番目にお書きになっておられることで少し補足説明していただきたいのですが、「子どもたちを主役とした給食となるよう、新給食センター事業者選定を検証し」、これは少し分かります。説明していただかなくても。その次なんですけど、「また私たちが求めた要求水準がどう担保されているかをチェックし」てくださいとあります。ここで陳情者たち、私たちとおっしゃっているが、求めた要求水準というものが何なのかということを、少し具体的に補足説明していただけますでしょうか。次、当局に聞きたいと思いますので。

○【矢田富士子陳情者】 幾つかあるんですけども、まず付加価値の向上、学校給食自体の他事業との連携・協力と書いてあるんですけども、私たちは長期休暇、学童での給食を望んでいます。それが実現するのかどうかということをお聞きしたいです。

そしてもう1つは、給食提供日以外における施設・設備の能力を活用して食育事業は行おうと書いてあるんですけども、どのような食育事業を行われるのか。ちょっとお聞きたところによると、電子レンジを使った調理などは食育というふうに言われていますが、とてもそれでは食育ではなく、逆のことだと思います。

そして、本事業を通じた食育の推進、施設見学、試食の積極的な実施ができるよう、調理場の様子がよく分かる見学ツールや魅力的な展示スペースの整備ということが書いてあるんですけども、この業者がどのような食育を行ってきたかの実践例を把握した上での記載なのかどうかということをお伺いしたいです。

あと、セルフモニタリングの実施とあるんですけども、モニタリングは基本、市のほうがするも

のだと思います。それで、どのような形でモニタリングされるのか。セルフモニタリングは当然なんですけれども、国が出しているモニタリングのガイドラインを見ますと、幾つかモニタリングの方法というのが出ていまして、それも実行されるのかどうかということもお聞きしたいです。

そして、献立のほうに移って、冷凍加工品は使わずと書いてありますけれども、どこまでの冷凍加工品なのか、何を指しているのか、その辺り具体的に聞きたいのと、もし業者が途中の段階でこれだけの献立などがないというふうになったとき、対処の仕方はどうなるのかということです。

それとあと、浸水区域のことを先ほどたくさん議論していただきましたが、同じ思いです。

そしてあと、防災備蓄倉庫なんですけれども、具体的にどこに設置し、どれぐらいの規模があるのかということです。

それとあと、害虫防除、それから除草剤を使うというのはどういった薬剤を使うのか、そういうことも具体的に知りたいです。

契約の後に給食支援業務等対策マニュアルというものを作成すると書いてあるんですけれども、このマニュアルを見ることができるのか、見せてほしいということです。

そしてあと、食材の放射性物質の測定についてです。ミキサーで粉碎し、検体を作成することまでは事業者のほうで行い、それを市のほうで検査することなんですけれども、今まで食材そのものの、一つ一つの食材について研究機関に出して、放射能検査していたと思うんですけど、そのことが書かれていないんです。それはどうなるのか。

あと、残渣処理です。これは先日、上村委員が循環社会を目指すアクト・エアによる残渣処理の提案をされていましたが、それが事業者によって実現できるのかどうなのか。これこそが食育に大きく関わることだと思います。その辺りです。

○【上村和子委員】 ありがとうございます。具体的に13項目、要求水準書には書かれてあるから、それは落札した事業者がやると言っているかもしれないけど、その中身でもう少し突っ込んで聞きたい、確認したいということがよく分かりました。

もう一点、2番目の食育事業の中身について、事業者のほうから若干出てはいるけれども、具体的に何なのかという御質疑ですが、陳情者が求めている食育事業の中身について、こういう食育が必要なんだというところがあればお聞きしておきたいんですけど。

○【矢田富士子陳情者】 食育って私が考えるのは、誰かに何かを教えてもらったり授業ですということじゃなくて、まさに毎日の給食が食育だと思うんです。例えばだしを丁寧に取られたものでおみそ汁を作るとか、味つけを薄味にして、それが健康にどういう影響があるのかということ、あと配膳とか、お皿をどういう小鉢で出すとか、そういうところまで、本当はそれも全て食育なんです。

こちらに「芦屋の給食」というのがありますけど、これは私が生まれた場所の給食なんですけど、本当にすばらしいです。芦屋市というのは多分、国立市と規模は変わらないと思います。7万人ぐらいで。それでこれだけの、これは全部自校式でなっているんですけれども、本当にこれを見ていると何てすばらしいんだろう、ここで育った子供たちは食に対して全然違うだろうなというのを感じます。

やっぱり食というのは人間が生きていく上での中心だと思います。私たち間違えて一環と書いてしまいましたけれども、中心だと思いますので、本当に大事にしてほしいなと思います。さきの一般質問で、食の文化ということ国立市もこれからされるということで、まずそれをおっしゃるなら子供たちに食の文化を教えることから始めなければいけないのではないかと思います。

○【上村和子委員】 要求水準書の中に1項目、食材の地産地消の割合の目標値2027年で20%と書いて

ているけれども、これが実際に本当に達成できるのかということも併せて確認が必要かと思います。それも御意見で頂いたような気がするけど、これは最終確認です。いいですね。

○【矢田富士子陳情者】 はい。

○【上村和子委員】 分かりました。オーケーです。

○【重松朋宏委員】 二、三、陳情者の方にお聞きしたいと思うんです。前の陳情も含めて、あと先週の一般事務質問なども含めて、議会での質問や答弁をお聞きになられていたと思うんですけど、どのようにお考え、お思いになりましたでしょうか。陳情事項にある疑義はある程度解消されたのか、あるいは深まったのか、ざっくりとした感想で構いませんので、お聞かせいただければと思います。

○【矢田富士子陳情者】 私たちは2019年から活動してきまして、この陳情にも書きましたけれども、最初は43億円としか説明されなかったわけです。そこから実際は53億円ということを知ったり、次々いろんなことがひっくり返ってきたわけです。その連続だったわけです。

それで、私たちは何度も何度も陳情を出したり、署名を集めたり、要望書を出したりいろいろしてきましたけれども、それで先日の決定的とも言うべき補正予算の可否というところで、またという思いを持ちました。このまま進んでいいのかなというのを感じます、市民として。間違いは間違いとしてしっかり正して、前へ進むということをして遅くはないと思います。それをしないと、子供たちに顔向けできないんじゃないかと思っています。説明もできないですし、実態に合わせて何でもできるんだということであれば、本当に議会は要らないと思います。馬奈木さんが言われるように。そういうことじゃないかなと思いますので、本当に考えていただきたいと思っております。

○【重松朋宏委員】 間違いは間違いとして正してほしいということなんですが、陳情者の方にとって今の新給食センター建設の一連の流れの中で、一番ここが間違っているよと思われるところがありましたら伺いたいと思います。

○【矢田富士子陳情者】 私たちが当初から話に行ったときにまず話されるのは、コストカットの話なんです。コストカットというのは、本当に市民が望んでいることなののでしょうか。そうではなく、15年、30年の長きにわたる安定した給食の提供こそが、私たち市民、そして子供たちが求めるものではないのでしょうか。果たしてそれは民間の企業にできることでしょうか。民間は潰れてしまうことも、はっきり言ってあります。そのとき給食はどうなりますか。なくなってしまうのでしょうか。どうするのでしょうか。もう市にはノウハウありません、そのときには。

さて、そこで給食をまた再開しようと思ったって、そのノウハウはもうないんです、市に。ここでやめてしまったら、もう永久に失われます。それでいいのでしょうか。考える時間というのが私はできたと思っています。もう一度、今生きる私たちが15年後、30年後の子供たちのために今考えなくて、どう説明するんですか。先ほど市長、教育長が謝罪されていましたが、そのときに私たちは、その子供たちに面と向かって謝罪することはできません。

先ほど申しましたが、食中毒が起こってしまったら命が失われます。○-157のことで分かりました、そのことは。そのとき謝罪することは私たちにはできないんですよ。謝罪できればまだいいですけど、できないんです。誰が責任取りますか、そんなことに。私たちが一番懸念することはそこです。

○【重松朋宏委員】 安定した給食の提供よりも、コストカットを重視する姿勢にとっても違和感というか、疑義を感じるということですね。

陳情事項の2のところの要求水準がどう担保されているのかについては、さきの委員の質疑があり

ましたけれども、今、最終的に市がまとめた要求水準書については、皆さんが求めた要求水準にほぼ達していると思われますか。それとも不十分なところがあるとしたら、どういうところなのか。あるいは今ある市がつくったものについて、特に大事にしてほしい項目があるとしたら何なのか、最後に伺います。

○【矢田富士子陳情者】 いろいろあるんですけども、もちろん子供たちの給食そのものの質がちゃんと担保されるのか、安心安全なものであるのかということが一番重要ですけども、あと調理員の方の賃金が300円か400円も安くなってしまうということが、本当に心が痛いんです。今まで頑張ってきてくださった方が、こんな形で追われることになるというのは心が痛いんです。そこをちゃんと考えていっていただきたいと思います。

○【高原幸雄委員】 それでは、陳情者の方に質疑させていただきます。

陳情提出、大変お疲れさまでございます。1つは、陳情の趣旨のところの上から4段目、5段目ぐらいですか、「市民の要望は無視され、市民、市議会に対し十分な資料の情報公開も行われず」という文章の表現があるんですけど、これは何を指して、具体的に事例があれば。

○【矢田富士子陳情者】 この間、私たちは情報開示請求を市の部局と教育委員会にしてきました。でも、事業者の不利益、またノウハウを開示できないということで、黒塗りで戻ってくる状況でした。今も続いていまして、16日のあした、また返答が来ると思うんですけども、そういうことがあって、本当に何も分からないまま、一体どういうふうな予算配分になっているのかとか、何に重点的にお金が使われているとか、そういうことが全く分からない状況で、何をどう判断していいのかも分からないというところ、そこはすごく不安に思っております。

○【高原幸雄委員】 それから、裏面の上から1段落目の最後の行のところ、「契約案件であることを理由に明確にされなかった」というのは、これは推測はできるんですけど、要するに市民の皆さんが情報公開したものが黒塗りで出てきたと。この内容でよろしいですか。

○【矢田富士子陳情者】 そうです。

○【高原幸雄委員】 じゃ、最後です。陳情事項の1番目に、「真に経済効果を上げるものなのか、直営との比較を再検証してください」って、これはもっともなことだと思うんですけども、経済効果という言い方はどういうことを経済効果として挙げているんでしょうか。

○【矢田富士子陳情者】 これは多分、私たちの推測ではPFIは安くはないと思っています。それで、もちろん給食の質とか、そのほかもろもろも要望したいことは山ほどあるんですけども、この項目はまさに経済的な効果だけを見ても、PFIは安くはないということは分かると思うので、そこをちゃんと見せてください、再検証してくださいということです。

○【稗田美菜子委員】 陳情者の方、趣旨説明ありがとうございます。1点だけお伺いします。

陳情の説明の中で、長く安定して継続できていくということが大事というふうにありましたが、それは直営でということなのか、どこに重きを置いているのか、1点だけお伺いいたします。

○【矢田富士子陳情者】 市が責任を持って、給食という事業を教育として行っていくということです。

○【遠藤直弘委員長】 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、陳情者に対する質疑を打ち切ります。

ここで休憩に入ります。



○【遠藤直弘委員長】 休憩を閉じて議事を再開いたします。

当局に対しての質疑を承ります。高原委員。

○【高原幸雄委員】 それでは、何点か伺います。先ほど陳情者の方にも質疑したんですけども、市議会あるいは市民に十分な資料の情報公開が行われずというふうに、この陳情の中身として書かれているんです。それは先ほどの陳情者からの回答では、要はこの間いろんな資料要求をしてきたけども、十分な資料の開示がなかったと、提供がなかったということだということなんですけど、その辺の受け止めは当局としてどうしていますか。

○【古川教育施設担当課長】 これから入札をするということもございまして、そこに影響を与えるものについては公表ができないということで考えておりまして、そういった中で今まで公表を差し控えてきたということがございます。ただ、先ほど申し上げました導入可能性調査等、こういった基礎的な調査の内容とかにつきましては、基本的には公表しておりますし、あと、今後につきましては、ここで事業者の選定が一旦、終わったというところもございまして、事業者のノウハウですとか、そういった部分を除いて、できるものは公表して、皆様に御議論いただく材料にしていきたいと思っております。以上です。

○【高原幸雄委員】 それは市民の方が資料請求というか、情報公開条例に基づいて請求した、いわゆるのり弁の話ですよね。黒塗りで全部数字が潰れていて、1カ所だけぽっと出てきたという、そのことはもちろんそうなんだけど、それ以前はないですか、そういうことというのは。情報を出してほしいという市民からの要望については、全部情報を提供してきたということではないんですか。

○【橋本教育次長】 我々としても姿勢としては、当然、公開すべき、これはできる情報というのはしっかりとやっていきたいというのは、これは必要と思っております。

ただ、一方で、繰り返しになりますが、事業者のノウハウという点と、契約に向かったの、その契約を妨げる可能性があるという情報については、これは一定限、制約をかけた中で、誠に申し訳ないんですが、そういう黒塗りという事実は、これはあったというふうに思っています。これについては、しっかりと出せるものは今後、特にその契約に支障を生じさせる状況が、ここは終わっている、改善しているもので、出せるものはしっかりと出していきたいと。繰り返しになりますが、そういう考え方でございます。

○【高原幸雄委員】 今の次長の答弁では、要するに行政としては、市民が求める情報については原則公開をしていくと。隠すというようなことはないということですね。契約に関する問題については、なかなか公開できない部分もありますから、それはそれでいいんですが、それは原則、公開をしていくということよろしいですか。

○【橋本教育次長】 そのとおりの考え方で対応はさせていただきたいと思っております。

○【高原幸雄委員】 それから、この陳情で非常に大事な指摘がされているんですけど、それは、その下の段落のところに、国の会計検査院が5月14日付で全国のPFI事業の実態を調査して、その結果についてまとめて報告されていると。私もインターネットで検索したら、そういう報告書がありました。これは非常に、ここで指摘されているように、検査院は終了したPFI事業を事後検証した事例が全くなかったと、非常に重大なことを指摘しているんです。これは当局としては認識してい

ますか。

○【古川教育施設担当課長】 会計検査院からそのような指摘が出ることは承知しております。それから、事後検証につきまして、指摘がされることも存じ上げておりますけれども、先日の一般質問でも教育次長も御答弁させていただきましたように、今後まさに市の給食センターのPFI事業、15年が終わる前の段階で事後検証はしていく必要があるかと思っておりますので、そういった形で本事業は進めていきたいと考えております。以上です。

○【高原幸雄委員】 つまり、どういうことですか。事後検証がなかったって指摘については、要するに今後、国立市としては十分これを認識して、事後調査も含めてやっていくということの立場ですか。

○【古川教育施設担当課長】 国立市としても、その事後検証をきちんとやっていかなきゃいけないと思っています。今、PFI事業の事業評価に関する基本的な考え方というものも手元にありますけれども、こういったものなんかも参考にしながら、それから、他市で給食センターの事例で終了し始めているものもありますので、先行している事例なんかも参考にして、きちんと事後検証をやっていくという考えでおります。

○【高原幸雄委員】 それは今後の問題に関わる問題で非常に大事なので、やってほしいと思いますが、そこで大事な問題について、陳情項目の中で、要するに経済効果を上げるものなのかどうかという点では、PFIと直営と比較を再検証してほしいという項目があるんですけど、これについては当局としては、これまでもやってきたのか、あるいは途中なのか、あるいはやっていないのか。その判断に基づいて、要するに、言ってみればPFIは安いという結論をどこの段階で出したのか。これちょっと、答えてもらいたいんですけど。

○【古川教育施設担当課長】 どの時点でPFIの金額的な妥当性があるかというところを判断したかという御質問かと思います。導入可能性調査で先ほど来、お話が出ておりますVFMというものを検証しておりますので、この中でまず一旦、PFI方式でやることに妥当性があるだろうと判断しています。それから、先ほどもお話が出ておりました62億8,000万円、これを算出するときにも再度、現在価値化等を行いまして費用の比較検証をしております。その中でも、次の時点ではその時点で、PFIのほうに金額的な妥当性があるんだと判断をしております。

それから、今回、補正予算の補足資料でお示しもさせていただきましたけれども、こういったところも通じてPFIに金額的な妥当性があるんだと考えております。少し長くなって恐縮なんですけど、会計検査院で比較検証が妥当でないという指摘の1つの中に、割引率の計算があるかと思います。そういったところでの指摘がございました。多くのここで指摘されている事例が4%の割引率を使っているというところで、課題があるんじゃないかという指摘になっておりまして、先ほどの委員の御質疑等にも関係してきますけれども、国立市のほうでは先ほど申し上げた長期の金利等を見ながら、4%ではなく2.5%のお話をさせていただいていますので、そういったところでも国の指摘には当たらないものであるかなと考えています。以上です。

○【高原幸雄委員】 そうすると、いわゆる直営とPFIの比較対象として比較をしたと。PFIが安いということの結論に至ったということは、どのぐらいの差が出ているんですか。

○【古川教育施設担当課長】 現在価値化した数字で申し上げさせていただきますけれども、おおよそ3.8%、パーセントでいうとPFIのほうに金額的に有利であろうと。現在価値化した数字で言いますと、約2億円ほどPFIで行ったときのほうが財政的な効果があるだろうと試算をしています。

以上です。

○【高原幸雄委員】 直営とPFIの比較で約2億円、PFIは安いということ。その内訳というのは分かりますか。

○【古川教育施設担当課長】 内訳の数字につきましては現在価値化したものでなく、生の数字といえますか、予算額をベースにしたもので申し上げさせていただいてよろしいでしょうか。

イニシャル分に関しましては、おおむね1億円ちょっとですか。それから、維持管理費分についても1億円程度です。従来手法よりPFIのほうが金額的に有利であろうと計算しております。以上です。

○【橋本教育次長】 すみません、ちょっと補足をさせていただきます。今のイニシャル分とランニングという形で1億、1億という話をさせていただきましたが、ここにPFIの場合には、プラスアルファとして例えばコンサルティングですとか、そういう費用が入りますので、これを比較しますと、現在価値化してない数字の中では、おおよそ1億円弱ぐらいの効果が今あると見ているという状況でございます。

○【高原幸雄委員】 それはコンサル料を除いてですか。

○【橋本教育次長】 コンサル費も、これはPFI費用に加えないと正確な比較にならないと思っていますので、PFI事業をするためのコンサルの費用を入れた数字と、直営は当然、コンサルティングをしない、ない数字ですので、そこを比較すると1億円前後の効果が、それでも直営よりPFIの方が安いという数値が出てございます。

○【高原幸雄委員】 それは総務文教資料No.48で見ると、総計で落札価格が63億4,000万円で、予定価格が63億5,800万円で、従来手法による——これは従来手法というのは直営ですか。64億5,300万円ということで、これは約1.7%の減という見方でいいんですか。

○【古川教育施設担当課長】 一番右側にあります従来手法というのは、いわゆる直営と呼んでいらっしゃるものになります。以上です。

○【高原幸雄委員】 そうすると、だから、1.7%というのは2億円じゃなくて1億円ちょっとと、あるいは1億円いくらかいかないと、そんなことなんですか。

○【古川教育施設担当課長】 こちらに記載がございまして1.7%といたしますのは、右側にある従来手法の最終的な数字と、一番左側にある実際に今回、落札があった金額を比較して、その差がパーセンテージで言うと1.7%、従来手法と比べて落札された金額のほうが金額的に有利であるということを表しております。

○【高原幸雄委員】 この表の見方は分かりました。ただ、安いというふうに客観的にこれが根拠になるということでは、例えば直営についても、PFIの運営費を含めて組立てを直営に当てはめて計算しているということはないですか。持ってきて、そういう計算の組立てはしていないですか。

○【古川教育施設担当課長】 従来手法の金額の組立て方につきましては、まず、建設費に関しては近隣他市の建設費を基に計算をしています。それは直営といえますか、公共が自身で設計の委託をして、自身で工事を発注して建てるといったものの実際のその落札といえますか、自己価格に基づいて国立市においても計算をしました。

それから、ざっくりの説明の仕方になってしまいますが、維持管理の部分につきましては、今の給食センターでかかっている修繕とかの維持管理の部分を新しいセンターでやったらどうなるかと。主には面積割り等をしながら計算をしていったものになります。

運営、調理の部分については、今働いているセンターの正職員ですとか調理員、その人数と、それにかかっている費用を、そのまんま新しいセンターでも使うようなことで金額を算出していますけども、新しいセンターは大きくなっていたりですとか、部屋が個別に区画がされていたりしますので、今の人数では足りません。ですので、今の人数にプラスで増員を加えた形で人件費を算出しております。ですので、P F I の額から何か掛け算をしてとか、割戻しをして、センターの従来手法の数字を出したというものではございません。

○【高原幸雄委員】　じゃ、最後になりますが、結局、先ほど陳情者の方が強調しておりましたように、コスト削減を給食事業に当てはめていいのかと。本来、給食というのは食育から始まって、市民生活に大きな役割を果たしているの、こういうところで経済的な効果、いわゆるコストカットを目的に事業を展開していいのかということが言われているんですけど、それについてはどうですか。

○【橋本教育次長】　これはコストという定量的な部分が1つあるかと思うんですが、定性的な部分で質の確保、これは当然、我々もしっかりと、そこを重視して認識しているところでございます。

要求水準をしっかりとつくりながら、その要求水準がしっかりと行われているかというモニタリングをしまして、そのモニタリングの結果によって、例えば、何か不備があれば支払いの一部、払わなかったりするという仕組みをしっかりとつくっております。ですから、このバリューの価値という中に、当然、質という部分も入った中で、我々とするP F I の1つの特徴である業者がノウハウを主体的にやっていただくということも含めて、このV F Mというところは考えているところでございますので、コストもありますが、質というところもしっかりと押さえていくというところを認識しながらやっていきたい、やっているという状況でございます。

○【高原幸雄委員】　そうすると、今、次長が言わんとすることは、コスト削減ということが、イコール質の低下ということにならないですよという言い方ですか。

○【橋本教育次長】　我々の地方公共団体というのは、最小の経費で最大の効果という、これは1丁目1番地の中にあると思っております。ただし、じゃ、安かろう悪かろうって、これちょっと言い方があるんですが、こういうのはいけないと思っています。だから、我々は質を担保しながら、当然、財の部分でも効果的な節減を図りながら、両面をP F I の中ではできるのではないかとこの中で、最終的にこのP F I を導入する中で、現在、選定の作業を行ってきたという状況でございます。

○【藤江竜三委員】　ちょっと似たようなところもあるんですけども、幾つか質疑していきます。

P F I のほうが質がよくなるという面があると思うんですけども、P F I でどこの面をよくしたいのか。また、ここがよくなるんだというところを、もう一度はつきりさせていただければと思います。

○【古川教育施設担当課長】　P F I は民間事業者のノウハウですとか、これまで培った経験を国立市のほうにも生かしていただきたい。それから、国立市のほうでも独自に今まで歩んできた国立市の経験というんでしょうか、それも合わせることで、よりよい給食になっていくだろうと考えています。

具体的には、今回、事業者からも提案を様々受けております。いろんな自治体でやっている食育事業ですとか、それから、同じくアレルギー給食のノウハウを市のほうに持ってきていただく。あとは、新しい給食センターの仕組みに対応した、先ほど申し上げましたドライシステムですとか、そういった新しい安心安全な給食になるそういった仕組み、こういったものを他市の経験を基に国立市に取り入れていただくことで、スムーズに安心安全な給食の提供につながると考えております。以上です。

○【藤江竜三委員】　国立市で培ってきたものと、民間のノウハウを合体させるというようなことですね。それで、この陳情で丸投げ民営化というような指摘があるんですけども、私はそうではなくて、

国立市がイニシアチブを持つ中で、民間に任せるところは任せていくというものだと思うんですけど、そういう理解でよろしいでしょうか。

○【土方市立学校給食センター所長】 ただいま委員の御指摘のとおり、当然、新しい給食センターになりましても常駐する職員はおります。なおかつ、市の給食の根幹部分であります献立の作成や、それに伴う食材の選定、あるいは、その献立の御意見等を頂く、そういう市民の場も設けておりますし、給食センター運営審議会、これもしっかり保護者の方にも入っていただいてやっていこうと思っておりますので、市の根幹部分は市のほうで責任を持ってしっかりとやっていきたいというところでは、丸投げという形ではないかと認識しております。

○【藤江竜三委員】 それと、要求水準書なんですけども、議会や市民からの要望や要求を受けて、丁寧に直したといったことはありますか。それとも全く直さなかったのかというところを確認しておきたいんですけど。

○【古川教育施設担当課長】 皆様の御要望ですとか御意見を踏まえまして、直した部分、幾つかございます。パブリックコメント等で申しますと17件を直しているかと思っておりますけども、主立ったものを御説明させていただきますと、水害対策に対応して、道路面から50センチ以上、土盛りをするということですか、それから、食育、子供たちが給食センターを訪れたときに、給食を試食するスペース、こちらを広げるようなこと。それから、展示スペース、こういったところの修正を行っております。以上になります。

○【藤江竜三委員】 それと確認したいんですけども、調理員さんの給料が三、四百円下がるというようなお話があったんです。私はそうなってほしくはないですし、今、給食センターで働いている方の給与水準は、今まで並みか、それ以上のものを目指してほしいなと思うんですけど、市としてはどういったお願いをしますとか、本当にそんなに下がる可能性があるのか。どのように考えているのかというところを伺いたいんですけども。

○【橋本教育次長】 まず、新しい給食センターに業者が運営するという中で移った場合に、調理員さん等の御希望があれば、これは新しいセンターのほうでも、本人の希望に沿って受け入れていくという話は聞いております。また、実際の賃金の目安なんですけど、これは我々としても、現状を踏まえて最大限配慮してほしいという申し入れはしておりまして、ちょっとこういう場ですので、じゃ、実際、単価がどうだこうだということというのは、なかなか発言しにくいところはあるんですが、一定というか、しっかりと配慮はしていくという話は、これは答えとしていただいております。

また、今の給食センターの働き方というのは、夏休みなんかは実際、お休みという形でやっているんですが、その人ごとの働きたいニーズに合わせて、例えばですけど、夏の期間も様々な業務があるそうなんです、そういうリクエスト、これお互いに合えばやっていけるということもございますし、また、非正規職員も能力や本人の希望によって正職員への登用ということも話としては聞いておりますので、様々な工夫の中で300円、400円下がるということはないのだろうと考えているところでございます。

○【藤江竜三委員】 分かりました。

それと最後に1点確認したんですけども、VFMの議論もあるんです。それを見ても多少、効果があるというところは分かったんですけど、それ以外にも財的な効果はあると思います。交付金など、いろいろあるかと思うんですけども、その辺りの御説明をもう一度していただけますでしょうか。

○【簗島政策経営課長】 VFM等以外で見られる財政的な効果ということで御答弁します。

大きく2つで、1つが東京都の総合交付金の関係、もう一点がPFIという民間資金を活用することによるメリットということで2つあります。

まず、1点目の総合交付金の関係でございますが、ここの中も大きく分けて2点ございます。1点が都の総合交付金につきましては、まちづくり振興割というものがございます。こちらは普通建設事業に対しまして、特定財源となる地方債ですとか補助金、こういったものを除いた一般財源に対して算定対象として交付金を頂くといったものがございます。こちらは平成30年度、2018年度から算定方法が変わりまして、これまで単年度ごとに1件幾らだよというような算定をしていたものから、過去3か年の普通建設事業費の全体の平均額、これが算定対象となっています。

したがって、従来方式で市が単独で建て替えた場合は、建設年度に多額の費用が生じますので、この影響というのは3か年にしか及ばないと。一方、PFIを選択した場合は割賦払いが可能になります。この部分が普通建設事業費としてカウントされますよということを言われておりますので、15年間にわたってその算定対象になるということです。ここは少し簡単に申し上げると、大体6億円ぐらいの一般財源負担があるんですけども、こちらを3か年まとめて算定対象とするのか、15年に分けて長期間を算定対象にするかというところの違いになろうかと思えます。

具体的な金額については、毎年度変わってまいりますので、今、幾らとまでは言えないんですけども、総合交付金の予算の上限というのもございますので、短期間に多額の普通建設事業費を算定対象とするよりも、長期間でしたほうが、短期間だと上限で切られてしまう可能性がありますので、トータルでは有利だろうといったことが1点ございます。

それから、総合交付金の関係でいきますと経営努力割というのがございます。これは人事給与等の関係のところがありますが、今回、PFIでは調理部分を委託化するという手法を取っております。国立市は人件費比率が他市よりも高いということもありまして、経営努力割の人給部門のポイントは低い状況です。一番低かったのが平成23年度で最下位でした。このときは約500万円程度頂いています。直近の令和2年度では34位で、約7,000万円程度交付を受けておりますので、この辺りは最下位とかポイントが低くなってしまうと相当、数千万円単位で経費がかかってくる、もらえるものがもらえなくなるといったことがございます。

もう一点、PFIの資金を活用することのメリットでございますが、こちらは先ほどの6億円の一般財源の部分、こちらを予定でいきますと令和5年度の完成時に用意しなければいけません。こちらについて借金、いわゆる地方債は借入上限が決まっておりますので、この6億円というのは用意しなければいけない。これをどう用意していくかという、当該年度の事業を削減していく、もしくは公共施設整備基金等を取り崩すといったことになろうかと思えます。

6億円という一般財源はかなりの事業を削らなければ算出できない。それから、財政調整基金をとということもあろうかと思いますが、令和2年度末は20億円程度の中で6億円を削るというのは、かなりそれ以降の財政が厳しくなるだろうと。

それから、公共施設整備基金につきましても、残高は今16億円ぐらいです。これでまた6億円を使ってしまうと、今後、小中学校の建て替えもありますので、こういったところへの資金というのは少し残しておきたい。こういったもろもろを考えますと、やはり民間資金を活用するというのはかなり有利だろうと考えています。ですので、PFIという手法を使いましても、限られた財源でして、全体として最大の効果を得られるように考えた結果というところでございます。以上です。

○【上村和子委員】 当局に大きく3つ聞きます。最初の1と2は陳情事項の1と2です。3番目に、

そもそも国立市は子供たちの学校給食に対してどのようなビジョンを持っているのか、どのような目的があると捉えているかっていう本質的なところが、陳情者の市民の感覚と、国立市が現在進めているところの認識に、私はすごくギャップを感じますので、3番目はそこを聞いてみたいと思います。

では、1番目の質疑なんですけれども、陳情者が1番目に、新学校給食センターにおけるPFI導入に伴う予算が、真に経済効果を上げるためのものなのか、直営との比較を再検証してくださいって書いてあるんです。ここで当局に資料つくっていただきました総務文教委員会資料No.48、これを基に言ってみますと、陳情書の前文のところで、会計検査院が独自に行った事後検証の結果、既に終了したPFI方式の全てで維持管理費が従来型より高額だったことを報告しているという書き方があります。維持管理費が従来型より高額だったと会計検査院が指摘したと。

これに沿って今回の資料を見てみますと、維持管理及び運営業務に関して、この表を見てみますと、ちょっと面白い、面白いというんですかね、こういう数字が出ているんです。国立市としては、従来型による想定価格を維持管理及び運営業務では約37億円と読みました。しかし、予定価格としては、これよりもちょっと少なめでいけるんじゃないかということで、36億円という予定価格を設定したわけですね。そうすると、落札した業者さんは幾らで落札したかということ、何と39億円で落札しているんです。39億円で落札。つまり、このおかしさ分かりますか。自分たちが直営では37億円って踏んでいるから、PFIを使えば安くなるかなと思って、1億円ぐらい安くなるかなと思って36億円って書いたら、実際に落札した業者さんは、維持管理費及び運営業務は39億円という、従来型より1億円高いんです。これ従来型より高くなるって事業者さんがこう言っているあかしだと思うんです。これ御自分たちがつくってきた資料ですよ。そうやって見ると陳情事項の1に関して、本当にPFIが真に経済効果を上げるものなのかって、直営との比較を再検証してくれて言ったときに、維持管理及び運営業務に関しては、ほか建物造るからそれは別途して、設計したり、建設したり、工事監理業務とか施設費に関しては、そこまで入れると、足し算すると、従来のときよりもちょっと安くつくけど、でも維持管理だけ見ると、従来型よりも約2億円高い感じなんです。これ、会計検査院が検査したとおりの結果が、未来に向けてもう見えているという気がするんですけれども、だったら真に経済的効果があると言えないんじゃないですかね。まず、私が言った数字と解釈はいいよね、それで。それを確認します。

○【橋本教育次長】 今、質疑委員さんがおっしゃっていた数字というのは、資料で出ていますとおりでと思います。確かにこの維持管理運営費を見ると、質疑委員さんおっしゃったように、我々の想定した予定価格よりもかなり高く出ていると。ただし、これはまさに質疑委員さんおっしゃっていたように、トータルで見ると、これ全体としてで見るとスケールメリットといいましょうか、それはVFMの効果が出ているという見方を我々はしております。それで、PFIという今回の手法につきましては、設計、建設、運営と一連の中でトータル的に積算を我々はした中で、サウンディング調査をした中で、一定の割合が下がるのではないかと回答を得た中で出しております。

それで、そこの中を実際に今回、応札していただいた事業者が、どういう配分の中で価格をしてくるかというのは、これはまた事業者の判断ということがありますので、事実としては維持管理運営費というのが高くなっているんですが、我々はトータルとしての効果の中で、しっかりとこれはVFMがあったという見方をしているという考えでございます。

○【上村和子委員】 その施設、建物を造るときに、国立市のほうは従来型、直営でやったら大体27億4,000万円ぐらいかかると。だから、PFIだから少し安くなるよなと思って26億7,800万円と予想

し、予定価格を置いたんだけど、実際に落札した業者さんは23億7,000万円でもいいよというふうに、予定価格より3億円安いんです。これは考えようによっては想定より3億円も安くするということは、逆に人件費がたくさんかかるから、その分、建物にお金を回せなかったと。絶対的に予定価格よりも下じゃないと落札できないと分かっているから、足し算をした形で、人件費がこれだけかかると思ったら、残りで建物つくるしかないじゃないですか。だから、そこを安く上げたって解釈できるんです。だから、結果、相対として安上がりになっているけど、本当に23億円の建物でいいのと。人件費を取られて、建物にあんまりお金かけられなかったんじゃないのという解釈も成り立つと思うんです。

問題は事実なんです。陳情者が出している会計検査院が言っていることです。維持管理については直営よりも、この段階で落札業者のほうが1億円、2億円高いんです。こういう数字が出ているんです、直営予想より。ですよ。従来型手法による想定価格の内訳で、維持管理及び運営業務は、このまま直営でいったら、維持管理は37億円って皆さんたちは読んだ、計算した。しかし、落札業者は、いや、自分達がやる場合は、維持管理及び運営業務は約39億円かかると。これで内訳です。2億円高いじゃないですか。これ読みが外れたんじゃないですか。読みが外れたって解釈していいですよ。だって想定は、予定価格は、皆さんたちは直営でやったら37億円かかるから維持管理、民間だったらPFIだからちょっと安くつくだろうと思って36億円って予定価格したんだよね。だから安く上がると思ったんですよ、皆さんたちは。ところが、落とした業者さんは39億円かかるって言ってきた。これ見込み違いが起きたということなんじゃないの。ここだけまず、見込み違ってたんじゃないのって、想定外のことが起きたんじゃないのって、ここに対して答えてください。

○【古川教育施設担当課長】 PFIでやった場合の維持管理費、特に運営費に関しては、想定していたものより金額が高かったというのは事実です。ただし、これは要求水準を示していく中で、事業者が様々な提案をしてきます。その提案を実現させるために、調理の業務をアレルギー等を含めて充実させていくために、必要な調理、運営の費用を積んでいった結果、この数字になったということでもありますので、費用については想定より高い金額にはなっておりますけれども、提案の内容については、逆に言うと想定より、要求水準で最低限求めている水準より高い水準のものを提案で頂いておりますので、それに見合った金額であるということと、先ほど教育次長が申し上げました、トータルの中で我々はこの金額の中でやってほしいというところを求めていますので、その範囲内であったということは、想定範囲内だったかと思います。以上です。

○【上村和子委員】 想定範囲ですか。皆さんの想定は予定価格の36億円が想定なんじゃないですか。想定範囲に自分たちが計算した直営の37億円よりも、2億円もプラスされたことを想定していたんですか。想定範囲ってそういうことですよ。こじつけないでくださいね。その時点に立ち返ったとき、数字が物語っているの真実ですからね。もしも想定だったら、皆さんたちは36億円という数字を出すべきじゃないでしょう。38億円とか39億円という数字を出していれば想定範囲です。けれども、直営よりも1億円安い予定価格を出しておきながら、これが想定でしょう。想定じゃないんですか。そうしたら自分たちの直営の37億円よりも、2億円も多い39億円という形で落札された。想定外じゃないですか。これは認めてくれないと、想定範囲という曖昧な言い方されたら、行政ってそういう仕事してるのってなりますよ。

○【橋本教育次長】 これはトータルとしては価格の範囲内に入っているの、我々とする、その範囲内という答えになろうかと思います。それで、この運営費のところをどうだったかという、その想定がどうかというよりは、今、担当課長も答弁をしたように、要求水準もある程度同レベルですと、

この設計金額なのかなという答弁だと思っています。ですから、それを上回る、これ技術点でも加点の評価を頂いていく中で、そこの提案の部分をどのように対応していくのか。それは業者のある意味ノウハウとか判断、経営という部分がありますので、そこの部分で積み増しというのは出ているのだろうと、これはそういうふうと考えております。

ですから、その部分で言えば、確かに事実としては、これを超えているというのは我々もそれはそのとおりだと思いますが、全体とすると価格の範囲の中で収まっているので、我々とするといいい提案を頂いて、価格も範囲の中でという答弁になろうかと思います。

○【上村和子委員】 全然甘い検証ですね。自分たちに物すごく甘い検証をしているように思います。破れたものを取り繕っているみたいな答弁はやめて、シビアに見てください。これだけ時間をかけるつもりはなかったけど、従来手法による想定価格の37億円というのは、要求水準書に見合った、その中の人件費として、アレルギー対応も何となく含めて、それで計算した数字ではなかったということですか。要求水準書に見合って、従来型でやったら37億円の維持管理費だなと思って出した数字じゃないということですか。

○【橋本教育次長】 要求水準書に書いてある部分は、それを含めて積算をしているという理解でよろしいかと思います。

○【遠藤直弘委員長】 もう一言、言ってもらっていいですか。要は、もう繰り返しの答弁になっちゃうからあれですけど、もう1つ、その上で。（「その上で何。別に委員長、私はいいいんですけど」と呼ぶ者あり）そうじゃないと多分、何回も何回も同じことの繰り返しになるので。

○【橋本教育次長】 アレルギー対応という視点で言えば、それは要求水準書の中に入っておりますので、そこの部分を含めての積算ということをしておりました。それでアレルギー対応でいうと、さらにプラスアルファで、例えば提案の中で、そのアレルギーの対応の食事の、例えばこれはイベントというんでしょうか。皆さんを集めた中でアレルギー食でもしっかりこういう調理をしながら美味しく食べられますよとか、そういうことの提案を頂いております。ですから、例えばそういう様々な提案をプラスアルファの中で、積算の中に入れてきているんだと理解しているところでございます。

○【上村和子委員】 同じ要求水準書に合わせて直営でやった維持管理費は37億円であったということが分かりました。同じ要求水準書を見て事業者が出してきた数字が39億円だったということです。この想定外のPFIのほうが高くついたという維持管理費、これが会計検査院が指摘していることなんです。それが本当に経済的なのかということの検証をしてくれということで、本日、取り上げました。同じ事実認識から出発しない限り検証できませんから。今日こんなに事実認識を私は言い訳のように言われて、検証に本日は1に関してはいかなかったの、今後もしっかり、シビアに検証してください。事業者さんが良心的にやったら、こんだけかかったんだと思いますよ、人件費と維持費。これが適正価格だったんじゃないですか。だからPFIは必ずしも安上がりではないと。PFIだってお金にかかるんだ、皆さんたちが想定した直営よりも維持管理が2億円のプラスかかっていたんだという現実を知らなかったのは市役所ではなかったかと。私の検証はそういう結果です。

その次、2番目にいきますね。

○【遠藤直弘委員長】 ここで1回、休憩入ります。

質疑の途中ですが、ここで休憩と致します。

午後2時5分休憩



○【遠藤直弘委員長】 休憩を閉じて議事を再開いたします。上村委員。

○【上村和子委員】 先ほどの1で、最後の質疑、仮契約の議案が出てくるとき、いつになるかわかりませんが、そこまでいいので、落札業者が出した維持管理及び運營業務の38億9,900万円の内訳、例えば調理何人とか、誰に何人というその内訳と、それから市が従来手法による想定価格で設定した37億円の同じような内訳、調理を何人入れるとか、そういう内訳の資料を仮契約議案の審議のときまでいいので、つくっていただきたいんですが。それがないと議論できないので。これはお願いできますか。

○【古川教育施設担当課長】 事業者のほうの積算の内容になっていますけれども、おおむねのものはございますが、基本的に性能発注になっていますので、献立ごとに人工をどういうふうに配置していくかというのは、そこは仕様で、何人でやってくださいということで定めているものではなくて、献立ごとに、事業者のほうで、そこは柔軟に人数を対応していくということになっております。なので、かちつとしたというか、どんな数字があるか探してみたいと思うんですけれども、この人数でいつもやりますというようなもので出てくるものではないかというふうには思いますが、先ほど申し上げたように、ある数字でお見せできるものを出していきたいと思います。

○【上村和子委員】 できるだけ分かりやすい表をお願いいたします。

それでは、2番目の陳情者の陳情事項ですが、業者選定を検証し、私たちが求めた要求水準がどう担保されているかをチェックしてください。先ほどこの中身について、11項目お伺いしております。その11項目について、どのように担保されているかということについての答弁を、まとめてお願いいたします。耳で聞いていくので、早口じゃないほうがいいです。傍聴者の人もゆっくり聞かれますので、ゆっくりでお願いします。

○【土方市立学校給食センター所長】 それでは、まず、私のほうからお答えできるものをお答えさせていただいて、その後、教育施設担当課長がお答えするという形を取らせていただければと思います。

まず、現在の給食センターの食育でございますが、給食センターは、これまでの学校教育を中心とした食育だけにとどまらず、各学校の児童生徒に向けて、その日に使用する食材や記念日等を分かりやすく解説する献立メモの配付や、季節感を感じられる食材の利用、地場野菜の積極的活用、あるいは世界各国や全国各地の郷土食の取り入れ等を積極に行っております。

また、あわせまして、試食会の実施も積極的に懲憑し、広く市民の皆様方に学校給食への理解を深めていただくこともしてございます。これを踏まえまして、新たな給食センターという部分なんです、まずは誰もが食べることでできる給食作りというところの部分でございます。

食物アレルギーへの対応をはじめとして、将来的には、今現在も、お子様の中には糖尿病を患っている方や、心臓病などで薬との飲み合わせの関係、そしゃくの関係、こういうようなことがございますので、個別の配慮ができる限り行われ、今以上に多くの児童生徒が、家庭での食事で摂取量が不足すると推測される栄養素を、可能な範囲で補う工夫が行われている学校給食を喫食することができることを目標としております。

最後、給食センターの栄養士が積極的に指導を行うというところでございます。現在は、学校単位で行われている残菜調査を、新給食センターでは、クラス単位で行うことができるようになる予定でございます。これにより、詳細な状況の把握の実施により、適切な栄養管理を行い、栄養管理の内容

を指導に生かすことができるようになり、給食センター栄養士が実態に合った個別の給食指導、栄養指導を積極的に出向きながら行うことができると考えております。

次に、御質疑いただきました見学施設、試食会の関係でございます。これに関しましては、100名程度が二、三グループに分かれ、学校給食の調理過程をガラス越しに、またはモニターや展示で見学することができるようになります。調理釜の手洗いを体験型とし、給食を肌で感じ、食育を効果的に進める重要な役割を担うと考えてございます。また、児童生徒の保護者に限らず、広く市民の皆様方に対しまして、幅広い世代に試食の機会と交流を設けることができるかと考えております。

健康長寿を実現するライフスタイルに応じた食育の推進。児童生徒、保護者の働く世代に限定することなく、時には高齢者のフレイル対策等、健康寿命の延伸に向けた取組を進めてまいります。試食後には、給食センター栄養士による情報発信や栄養指導を行い、子供や若い世代の食の乱れ、働き世代の生活習慣病、高齢者の低栄養など、東京の食をめぐる問題を解決に導いてまいりたいと思っております。

最後に、施設内におきましては、ユニバーサルデザインに配慮され、誰もが不自由なく利用できる、そのようなものにしていきたいと思っております。

続きまして、まず冷凍食品の関係でございます。冷凍食品に関しましては、現在も給食用の物資納入基準書というものがございまして、こちらに冷凍食品のほうは記載させていただいております。国内製造のものや、冷凍または冷蔵保管し成形を保っていることなどが、いろいろ条件として挙げておりますが、現在は、ハンバーグ、コロッケ、あるいは例えば今日ですと、小学校ですとハウレンソウギョーザ、中学校ですとパオズが冷凍食品として出されております。ハンバーグやコロッケなどは、新しい給食センターになれば、できる限り手作り給食を目指していきたいと考えているところでございます。

次に、地場野菜のことに關してでございます。地場野菜は、令和2年度につきましては、令和元年度と比べまして、5.66ポイントの大幅な増加となって17.6%と、今、令和2年度の速報値が出ております。令和元年は気候や生産量の影響を受けておりましたが、令和2年度は生産農家さんの努力もさることながら、献立と作付が合致したことや、気候もおおむね良好だったことなどの複数の要因が入り交じり、結果として、大幅な使用率アップにつながったものと考えております。

新給食センターになりましたら、地域の農産物を利用した地元特有の献立メニューの提案ができるかと思っております。最新調理器の導入により、今まで扱いにくいとされてきた地域の農産物や、給食提供しにくかった献立を取り入れることで、地場産物使用割合の向上を目指してまいります。このことは生産者と児童生徒の触れ合いの場を設け、地元の安心安全な農産物に触れ、生産、流通、消費の各段階を理解し、感謝の気持ちを育むことができ、学校給食での地場産物の一層の活用で、児童生徒の食への関心がさらに高まることが期待できるものと考えてございます。

あと、食材の放射能検査の御質疑がございました。現在は、放射能検査におきましては、毎日の給食をミキサーにかけ、それを放射能測定器で検査しており、また物資選定委員会で農産物の産地等が決まりましたら、翌月分になりますが、それを栄養士と私のほうでピックアップいたしまして、外部機関の放射能検査に出しております。これにつきましては、新しい給食センターになりましたら、検体の準備と、放射能検査が終わった毎日の処分に関しましては、SPCのほうにやっていただこうと思っております。検査自体は市のほうで責任を持ってやっていきますし、外部検査のほうも市のほうでしっかりやっていきたいと、かように思っているところでございます。

あと、残菜の堆肥化の関係の御質疑が最後にございました。せんだっての一般質問の中で、教育次長が答弁いたしました。給食残菜の堆肥化につきましても、受託事業者の選定についてはSPCに委ねることになりますが、市としては、事業者選定について現在行っている給食残菜堆肥化事業と同等水準以上の実施を求めていくことを、SPCにやっていただきたいというふうに申しております。これに関しまして、事業者からは、現時点では、堆肥化は必ずやりますとの意思が市に伝えられているところがございます。私からは以上でございます。

○【古川教育施設担当課長】 それでは、大きく5点になるかと思いますが、私のほうから御回答させていただきたいと思います。

まず、セルフモニタリングのみでは不十分ではないかということで御質疑を頂いております。要求水準の中でも、セルフモニタリング以外にも、モニタリングの仕組みを用意してございまして、市による評価も当然行っております。それから、日々サービスを市の栄養士、それから所長等とやり取りをしていく中で、日々の業務内容については確認しながら業務を進めておりますので、そういったところもモニタリングになるかと思えます。

あと、セルフモニタリングについては、毎月必ず業者からモニタリング内容を提出していただくことと、年に1回、そういった年報も提出していただくこととなります。それを受けて、市のほうでもモニタリングしていくこととなりますので、セルフモニタリング以外にも市による評価というのも行われていく、それから日々の業務でもモニタリングを行われていくというふうに考えております。

それから、2つ目になりますけれども、浸水対策、盛土以外に対策はされているのかということになっておりますけれども、先ほど等の御質疑の答弁にもございますように、重要設備を上上げるようなことですか、それから水防板、こういったものの内容が対策として講じられております。

それから、防災備蓄倉庫について、具体的にどこに設置するのかというようなこともございました。今提案がございまして、1階に30平米程度の広さの防災備蓄倉庫を用意しておりますけれども、高さにつきましては、トラックから直接出し入れがしやすいような形で、給食センターの1階のフロアと同じ高さ、道路面から1.5メートル程度の高さのところを予定しております。

それから、害虫駆除、それから除草についてになりますけれども、どんなふうにやっていくかにつきましては、今後、市と協議をしながら具体的に内容等を決めていくことになっております。当然、給食の中身に影響を与えては絶対にいけないと思いますので、そういったところはきちんと確認をしながら、業者のほうとは協議をしていきたいと思っております。

それから、緊急時における給食支援業務等対策マニュアル、これを提示してほしいということになっておりますけれども、こちらは契約後、事業者のほうと協議しながらつくっていくこととなりますので、今後作成していく、こういったことになるかと思えます。以上になります。

○【橋本教育次長】 今、両課長のほうで答弁させていただきましたが、まだ今後協議の中で、というところもございます。具体的な話を今日、この場だけではなかなか、十分な意見交換とまらない面もあるかと思いますが、今後とも教育委員会のほう、私なり、担当課長のほうに御意見、御質問を頂きながら、しっかりとそれについては御説明なり、御対応させていただければと考えておりますので、併せて御答弁させていただきます。以上でございます。

○【上村和子委員】 今、1つ、多分抜けていると思うんですが、長期休暇中の学童保育所への給食提供はどうなんでしょうか。「学童保育所への給食提供は除く」とありますが、ここのところ、読み上げますと、「『長期休暇中の学童保育所への給食提供について』で示す、学童保育所への給食

提供は除く」と書いてあるんですけれども、これは何を意味しているのかちょっと分かりません。

長期休暇中の学童保育所への給食提供については、どんなふうに担保されているのでしょうか。

○【古川教育施設担当課長】 こちらも要求水準書のほうで具体的に示しております。今後市として、学童保育所への食事提供を検討していますと。現在のところ、具体的な提供方法は未定ではあるんですけれども、今後そういう方針が市の中で決定があった場合には、P F I、給食事業とは別事業であるけれども、別事業の契約として市との協議に応じることと。具体的な条件まで示しておりますので、学童保育所への配食を前提として、事業者のほうは提案、それから入札をしてきていると考えております。以上です。

○【上村和子委員】 分かりました。一応、この学童に関しては、別事業として別契約で考えているけれども、落札業者のほうでは、これをやるという前提で応募してきたということでもいいんですね。はい、分かりました。

それと、今さ一つと見たところで、食育の内容については、3番目のところでまとめて、これが一番大事なところだから聞くとして、1つ、防災備蓄倉庫が1階の30平米ぐらいを使うということなんですけれども、その1階というのが、防災備蓄倉庫の1階部分と言ったら、それこそ地面より1.5メートルのところにあるから、そこで3メートルのが来たら水につかっちゃって、防災備蓄倉庫の機能を果たせないというふうに思っちゃうんだけど、そこはどういうふうにクリアできるんですか。

○【古川教育施設担当課長】 まだ設計内容については、協議をしながら今後進めていくことになるので、これで確定ということではないという前提でお話をさせていただきますけれども、防災に関しては、水害だけではなくて、災害、地震等、そういったこともあるかと思います。なので、給食センターから物を運び出してほかの場所、学校等の避難所へ持っていくということも十分に想定がされていますので、そういったところでは持込みがしやすく、運び出しがしやすい場所というものが大事なんだろうなと思っております。

それから、水害に関しては、水があふれるということはある程度事前に予測ができるわけですので、仮に給食センターの防災備蓄倉庫のものを避難させる必要があるというふうに判断されれば、予測された雨量といいますか、浸水の前にそれを運び出すことも可能だと思っておりますので、そういった意味では、1階のこの運び出しやすい位置にそれが設置されているということが重要かと考えております。以上です。

○【上村和子委員】 分かりました。

次に、緊急時における給食支援業務等対策マニュアルについては、作成しているのであれば示してほしいという陳情者からの御質問なんですけれども、これはまだ作成されてなくて、これからだということだと思うんですが、これはいつ頃にできる、できなきやいけないものなんですか。

○【古川教育施設担当課長】 特に今、要求水準書等の中では定めておりませんが、契約後、事業者と協議を開始して、なるべく早い段階でこの中身を決めていきたいと思っております。以上です。

○【上村和子委員】 今日、さ一つとこう、答えていただきましたけれども、これも仮契約の議案を審議するときに、実際、要求水準書に対して、事業者さんがどのような提案を具体的にしてきたのかということと、やはり審議のときに知りたいのですが、それは、私たち議会のほうは、当然その資料というのは見せてもらえると思ってよろしいですか。

○【古川教育施設担当課長】 提案書そのものにつきましては、事業者のノウハウ、知的財産権その

ものでありますので、それをそのままこの場所でお出しするということは難しいと考えております。

ただ、我々としましては、これぐらいの100ページ超になるかと思えますけれども、その量もさることながら、主要な部分を皆様に分かりやすく、あくまで提案書そのものでお出しはできませんけれども、事業の内容ということで、私どものほうで主要な部分を分かりやすい形に整えて、その形で皆様に御提示をさせていただいて、議論の材料にさせていただきたいというふうに考えております。以上です。

○【上村和子委員】 できるだけ具体的に書いてください。

では、陳情者も多々言いたいことがあると思いますので、教育次長も言ったとおり、ここの中で議論をしても、まだもちろん陳情者のほうではもっとたくさん聞きたいことがおありでしょうから、ぜひ、自分が聞くとおっしゃったので、市民ともしっかり話して、この声がちゃんと担保で生かされたかどうかということを、できれば仮契約の段階までには、陳情者の人たちにも少し分かっていただけるといいのではないかとこのように思います。

あと、3番目の大事な質疑です。学校給食というものの捉え方の哲学というか、ビジョンというのが、そもそもこの新給食センターを建て替えのときに、どの程度深く市及び教育委員会が捉えていたかということです。この間何度か、給食を考える会の皆さんから陳情を頂きましたけれども、一番おっしゃりたかったことは、国立の子供たちにどう給食を提供したいかということで、そこにどういうビジョンがあるのかというところで、分かりやすく言うと、学校給食の今日的在り方について、藤原さんが、今の時代の新プロジェクトであるとおっしゃったと。私、まさしく超高齢化社会に向かう地球環境の問題も含めて、子供たちの未来、子供たちの健やかな成長にとって、給食というのは、未来を切り開くとても重要な政策であると思います。その拠点が給食センターであると。

そこまでのビジョンを持ちながら、学校給食センターの在り方を考えたのか。少なくとも、私が議員として見ていたら、狭義の給食センターの建て替えのような気が致します。狭義の給食センターというのは、現在の今のセンターが古くなって、危ないから、使えないから、新しい建物が必要。そのときには、建物も新しくなるけれども、子供たちが一番大事な安心で安全で食べれる状況。できればPFIで効率的にやりたい。それって実は、学校給食における食育部分がほとんど入っていない、狭義なんですね。本質的ではないんです。これから建てる学校給食に対して、学校給食は本来どういうものであってほしいのかという、根本的なビジョンがないと。だから、食育推進計画をつくってくれとかいろいろ言っていましたけれども、それがないまま計画を具体的に進んでしまった。今もまだ、やっと市長が、食は文化だとおっしゃり始めたけれども、まだ文言化できていない。

ここでお聞きします。本質的に、今からの子供たちに必要な学校給食、また子供たちだけではない学校給食の在り方、何が必要だと思っておられますか。新教育長でも、市長でもいいから、語っていただけますか。

○【雨宮教育長】 それでは、私のほうからお話をさせていただければと思います。まず、私が5月24日付で就任をさせていただいたということで、まだまだ勉強不足のところはあろうかと思います。その中で、私も考えてみたことをここでお話をさせていただきたいと思います。

先ほどの給食センター所長の答弁と重複する部分も、もしかしたらあるかもしれませんが。私が今回捉え直したところは、まず食育基本法から入ってみました。ちょっとその法律の話もさせていただきますけれども、第3条においては、「食に関する感謝の念と理解」ということがあります。条文が短いので読ませていただきますけれども、「食育の推進に当たっては、国民の食生活が、自然の恩恵の

上に成り立っており、また、食に関わる人々の様々な活動に支えられていることについて、感謝の念や理解が深まるよう配慮されなければならない」というようなことが書かれています。これで一番大事なところというのは、いただきます、ごちそうさまというところであると思っています。

いただきますも2つ、そこには意味があるようでして、食材への感謝ということです。命を頂き、自らの命にさせていただくということ。もう一点は、食事に携わってくれた方々への感謝、食事に関わってくれた全ての人に感謝するということだと思います。

ごちそうさまは、ちそうと言うんですか、走り回る馬を買って走らせる、奔走するというような意味でございますけれども、お客様のためにおいしい食べ物や、あるいはもてなしを用意するために駆け回る。そのことに関して感謝をして、ごちそうさまということです。こういうところが基本になってくるんだろうというふうに思っています。

次に、第6条に「食に関する体験活動と食育推進活動の実践」ということが掲げられています。ちょっと文章が長いので読みませんが、これの具体的な取組ということで考えてみました。今回、質疑委員のほうから、残菜を利用した堆肥の話もございましたけれども、できれば、各学校において校庭で野菜作りをして、ひいてはそれが食材の一部として利用できるというようなこと。そこに、できれば保護者の皆さんも一緒に入っていたらいいなというふうに思いました。

また、学校だと量がそんなにたくさんはできないと思いますので、保育園なら1園分賄えたりするかなんていうふうに思ったりもしました。当然、自分たちで食べるものですから、薬は使わないというような形になろうかと思います。そうすると、これは自然と虫が寄ってくるんですね。でも、虫にも、益虫と害虫というのがいて、そういうところを自分でやりながら学ぶことができるだろうというふうに思います。

しかもやはり、一番何が大切なのか、これは私ごとになって申し訳ないですが、私もそういうようなことをするんですけれども、やはり土というものが非常に大切だと。プランターのところで作るのと、本当に地面で作るのというのはもう全然違っていて、土の大切さというのはそこで学ぶことができるのかなと。そういうことが、体験活動とか実践的なことになろうかと思いました。

第7条には、「伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献」ということが言われています。後段の部分は、若干難しい部分はあろうかと思いますが、例えば国立で言えば、その地域でやられてきた食文化としてののに一だんごというようなものがあろうかというふうに思ったりもします。また、谷保ナスも、国立では特産品と言えるのかなというふうに思っています。もう少し、若干飛躍になるかもしれませんが、友好交流都市である北秋田市のマタギの皆さんが作るような料理、こういうようなものも伝統の食文化というところで活用できたらいいのかなんていうふうにも思ったりしました。

最後になります。第20条には、「学校、保育所等における食育の推進」ということもございます。これは農場などでの実習ですとか、調理といった体験活動の実施ということになりまして、夏季休業中とか、やはり使われてない時期がございますので、そういうところで、その場で子供と調理員と一緒に調理をして、できたものを食べることによって、そこから得られるものがあるんじゃないかなというふうに考えました。

以上、雑駁ではあるんですが、その1つの機能として、給食センターができた暁には、今言ったような付加価値の部分を併せてやっていくことによって、まだ国立の食育の計画とかそういうのはできていませんけれども、そのような役割が果たせばいいのかなというふうに考えたところでご

ざいます。以上でございます。

○【上村和子委員】 なるほど。今おっしゃったようなことを、給食センターを建てるに当たって、そこから考えなきゃいけなかった。そこを新教育長も教育長も含めて、教育委員会と市長部局が本気でこれからの学校給食で何を子供たちに保障していきたいのかという、そこがとっても重要だったと思うのですけれども、雨宮新教育長はいなかったから。そういったことを、では、全部分かっている市長に聞きます。そういう検討がちゃんと段階を追ってなされてきたというふうに思っておられますか、市長は。

○【永見市長】 今回の給食センターは、建て替え、あるいは更新という位置づけでスタートいたしました。ただし、更新建て替え、老朽化していましたし、ウェットですから衛生面の課題もあるとか、様々課題があって、一刻も早く良好な環境下で給食を提供しなければいけないという最大の命題がありました。そういうことを軸にしてスタートしたと思っております。

したがって、では、そこに地産地消の目標をどこまで高めるのか、あるいは地元産の野菜をどう使うのか、あるいは給食センターが食育をどのように総合的な、学校教育としての食育の部分は、これは法律で定められていますが、それを超える付加価値の部分については、全体としてこういう機能を持たすというよりは、今やっている給食センター、法的にも提供しなきゃいけない、給食センターに欠けているものをいかに補っていくかということを中心に検討がスタートし、現在に至っていると思っています。そこに、やはり要求水準書というものをつくる段階で、食育の機能の問題であるとか、あるいは地産地消の地場野菜の問題とか、そういうものを付加しながら現在に至ってきたというふうに認識しております。

○【上村和子委員】 基本、新教育長も市長も、食育基本法とかを付加しながらという表現をしましたよね。給食センターの、付加するという言葉を使っているよね。私、本質から議論されてなかったんじゃないかって。足し算して考えたり、付け足して考えることじゃなくて、本来の学校給食を、給食センターの建て替えに当たって、本気で未来に向けて、40年後に向けて、子供たちにどういう食を届けたいのか、地域の中で学校給食というのはどうあるべきなのかということを根本的に考えるときに、食育基本法なんていうのは核なんじゃないですかと思うわけです。ここから出発しなきゃいけなかったんじゃないですかと。

それは、今からの時代、2040に向けたときに、学校給食というのはどうあってほしかったのか。私は、2040を見据えたときには、自校式が一番いいと思います。小学校区にちゃんと調理ができる自校式の給食のところがあれば、地域のお年寄りも来れる。そこに栄養士がいれば、子供たちだけでなく、お年寄りも食べられる、栄養指導もできる。私は、将来に向けては、自校式で、しかも小さく地場野菜を入れて、栄養管理士さんたちがちゃんと子供たちに、まさしく匂いから、素材から、全部子供たちが関わって、作れて、そうなったときに初めて新教育長が言う、工程に野菜を使ったものを子供たちが食べられることになるわけですよ。それがSDGsであったり、これからの給食のビジョンではないか。

これは夢ですけれども、学校の建て替え等が起きている今だから、たまたま給食センターも建て替わる、全ての学校が今から建て替わっていくこの時期に、古川課長は両方やっている。両方を考えて、本気で2040に向けて、20年後、30年後の国立に役に立つ学校給食、それをSDGsの視点まで含めて考えることからやらなきゃいけなかった。そういう計画になっていないから、何回も何回も市民の方から陳情が出されたのではないかと思います。だから、私としては、もう一度、これは付加し

て考える話じゃないんですよ。本質を考えなきゃいけない。これは、しっかり今から20年後を見据えて、もう時期だけは戻せないから、本気で考えてください。国立の学校給食の果たすべき役割、どうあるべきかということについて、これは答弁を求めます。

○【橋本教育次長】 今、我々としても、食育というところのキーワード、これはしっかり受け止めて議論していくべきだと思っております。まさに国立市としても、食のまちづくりというふうなことを、プロジェクトチームがやった中のボトムアップで出てきて、それを今議論しております。その中に当然、主要な部分となる学校給食センターだと思っております。ですから、その主要な部分を、学校給食センターが、食のまちづくりの中でどういう位置づけの中で、どういうことをやっていくのかというのは、これはしっかりと議論はして、我々もこういう考えでやっていきたいというものを打ち出したり、整理したりということはやっていきたいと思っているところでございます。

○【上村和子委員】 皆さんたちがつくった給食の基本計画、これはかなり前ですけど、その給食における基本計画の中で、子供たちにとって最良なのは何とジャッジされていますか。子供たちにとって最良なのは、自校式のなんじゃないですか。そこに、自分たちが自校式だと言った。しかし、自校式をするにはお金もかかるし、時間もかかるし、施設整備が整わないから、40年ぐらいかかると言っておられる。だから、そこから先、自校式の話が出てこないで、検討もされないで、給食センターだけで行った。だったらですよ、40年かかると基本計画でお書きになったのだったら、今から本当に子供たちにいい自校式について、40年後を見据えて考えるのが、未来をつくる行政の役割なんじゃないですか。

だから、給食センターをセンターとしてやるとしたら、もうそれは最初の基本計画の中で、自らが、学校給食は自校式がベストだと、子供にとって最良であるとジャッジしたならば、40年かかると書いたならば、今からスタートしなきゃいけないじゃないですか。だから私は、併せて、ここに向けて一歩踏み出すときが来たんだということを言いたくて、この最後の質疑をしているんです。

ぜひ、自校式に向けても、今から検討してください、一緒に。これはどなたに聞いていいかわかりませんが、こういう気概みたいなのを持った人。また40年たったら40年かかるから、自校式が一番いいですけどやりませんと、そういう行政でループしていただけないでしょう。どうですか。

○【橋本教育次長】 まさに、質疑委員さんおっしゃるとおり、我々としても、これは子供たちを主語として、主体として捉えて、どういうことが子供たちのためになるかという、これは視点をしっかり持っていかなきゃいけないというふうなのは、我々としてもしっかりと理解し、考えているところでございます。

その中で今、自校式というふうなキーワードが出てきましたが、我々としても、どういうふうなスパンの中で、どういう計画をしていくのかというのは、なかなか今、どこの時点でどうするかというのは難しいと思います。それで、しっかりとどの時点でどういうふうにするかというのは、これはまた検討のというふうな部分は、それは情勢に合わせてしっかりとやらなきゃいけないと思っておりますが、今はまずは、この給食センター事業を令和5年の2月期に向けてしっかりと進めながら、また並行して、ストックマネジメントなんかの視点も加えながら、一方で食のまちづくり、食育というのをしっかりと捉えて、どういうふうにやっていくかというのは、総合的な中で考えていくということはやっ

○【小口俊明委員】 それでは、私が伺います。

まず、先ほど来、PFI方式を導入する目的のお話の中で、費用削減というところに話が至ってお

りますけれども、かつそれだけではないんだろうというふうに思うわけでありまして、それが、先ほどの委員の後半で触れられたテーマにもつながっていくのかなと思いますけれども、当局の見解を伺います。

○【古川教育施設担当課長】 繰り返しになってしまっていて大変恐縮ですけれども、当然、財政上有利であるということも重要ではありますが、子供たちにとって、いかにおいしい給食になり、いかに安全に、より安全になるか、こういうところをまず第一に考えていったときに、民間事業者の持つノウハウですとか経験、これを国立市のものと合わせていくことで、よりよいものになっていくだろうということも、PFIが望ましいとした要因の1つであると考えております。以上です。

○【小口俊明委員】 子供たちのため、そして食育というところの御答弁も含まれておりました。

また、別の角度で伺いますけれども、会計検査院のことです。会計検査院が報告をしておりますPFI方式での維持管理費が、従来よりも高額であったということの内容、報告でありますけれども、これは他の委員の質疑の中でそれに対する答弁として、国立市のPFI方式の試算ということにおいては、管理運営費においては指摘どおり、費用は従来方式よりも多くなっていると。しかしながら、全体として費用は削減をされた。このような答弁であったのかなというふうに思っております。

このことも踏まえて、国立市における学校給食センターで採用しようとしているPFI方式、これの活用の仕方、ここについて今、市の捉えている認識について、国立市においては、学校給食センターにおいて、PFI方式をこのように利用するという位置づけを伺いたいと思います。

○【古川教育施設担当課長】 PFI方式と一口に申ししましても、様々な方式がございます。国の会計検査院で指摘されているものの1つとしては、構造改革特区を利用しまして、刑務所のお話ですけれども、公権力の行使というところから含めて、PFIの中でやっていくもの、それから国立市とは違って独立採算方式、利用料を取る中で、事業者がその中で自由にやっていくというようなやり方のものもございます。

国立市の給食センターにおいては、サービス購入型ということになっておりまして、市から支払うサービス対価を基に、PFIのSPCが運営されていく仕組みになっております。ですので、利用料の予測の立たない増減に影響されることなく、SPCのほうでは安定した経営がされていくということと、それから、先ほども答弁がございましたけれども、給食提供事業の根幹の部分、献立の作成ですとか物資の選定、こういったところは、オペレーションの部分は市が担っていきますので、そういったところで事業の安定化、それから給食の質の面での安全性、こういったものを担保して、PFIという方式を利用しているというふうに考えております。以上です。

○【小口俊明委員】 そういう捉え方での国立市では、給食センター、PFIだという答弁でありました。

また別の質疑を致しますけれども、要求水準がどのように担保されたかということでもあります。これも私も聞こうと思っておりましたけれども、先ほど他の委員が詳細に聞いてくださいましたので、その中で答弁にあったことで1点だけ確認しようかなと思った点がありました。これを伺います。現状の給食センターでは、冷凍食品を使用していますという答弁がありました。現状、何%ぐらいの比率であるのかは、これは今、手元に数字を持ち合わせていらっしゃるのであれば、伺いたいと思います。

○【土方市立学校給食センター所長】 申し訳ありません、今、献立で、月に5日間程度は出ている

かと思うんですが、何%という数字は今持ち合わせてないところでございます。

○【小口俊明委員】 分かりました。では、この場でははっきり分からないわけでありすけれども、私が聞きたかったのは、今日現在の冷凍食品の食材比率と、さらに今後、PFIによって新給食センターを稼働させたときに、先ほどの給食センター所長の答弁では、新しくは手作り率を上げていって、冷凍食品の比率は下げていくことに取り組んでいきたいという趣旨の御答弁でありましたので、それが目標として、どのぐらいの比率に抑えていこうとするのかを聞きたかったなと思ったわけでありすけれども、今日現在の数字がないようですので、これはまた改めて教えていただければと思います。

それでは、別の質疑を致します。直営で運営をしていくという案もありました。今は、PFIでということで、事業が進められつつあるわけでありす。そうした中で、直営でもし仮に今の計画を行っていこうとする場合に、新たに導入しなければならない技術とか、ノウハウというようなものがあるんだらうというふうに思うわけです。これまでの答弁の中でも、アレルギー対応とか、様々ありました。直営でもし今の旧の給食センターでできていないことを、新の給食センターで求められるこうした技術、ノウハウというのは、整理してお答えを頂くならば、どういうことになるのかを伺いたいと思います。

○【土方市立学校給食センター所長】 新しい給食センターでは、ドライシステム、HACCP対応、食材や人のワンウエー化を致しますので、現在の給食センターにはない汚染作業区域と非汚染作業区域を明確に分け、食材の購入から調理済み食品の配送まで、ワンウエー動線となることが予想されます。これを行うには、専用カウンターやパススルー冷蔵庫を設けることで、区域間の行き来を防止することが必須となります。

また、特に衛生面では、エアシャワーの設置、調理場内の室温・湿度の管理、食物アレルギー対応室を設けるなど、現在の給食センターではできていない新しい設備を導入しなくてはなりません。現在いる栄養士、調理員においては、特に子供たちの命に関わることでありますので、アレルギー対応に関する知見や、新しい設備に関する知識や技術の習得が必要であると考えているところでございます。

今申し上げたことは、調理業務を継続しながら、給食センター独力で、令和5年第2学期から即時に対応するという事は非常に困難かなと考えており、民間ノウハウを存分に生かすことが必要ではないかなというふうに考えているところでございます。

○【小口俊明委員】 衛生面と、それからアレルギー対応という、この大きなテーマの中でも、個々にそれを実現していくためには、様々な技術ノウハウというものがあるんだなという答弁でありました。

続いて、別の角度で伺いますけれども、学校給食ということは、非常に子供たちの食を担っていくということ、もし民間でこれを行っていくということであるならば、実績ということも非常に大事な点かなと思っておりまして、今、途中で行政の手続きは止まっておりますけれども、ここまでの中で出てきている選定事業者の中では、学校給食の事業に携わった過去のこれまでの経験という実績があるならば、情報として持っているならば教えていただきたいんですけれども、何かお持ちですか。

○【古川教育施設担当課長】 今、手元に詳しい資料がございませんので、細かい数字では申し上げられないんですけれども、調理事業者がどの程度学校給食に携わっているかという御質疑かと思って、それに対して御回答をさせていただきます。

今回落札した調理事業者ですけれども、給食センター方式で100か所近く全国で、昨年の現在だったと思いますが、調理を実施しております。それから、自校方式についても300か所以上、調理を実

施して受託しておりますので、合わせると400か所以上、学校給食での実績がある事業者だというふうに報告というか、市としては記憶してございます。以上です。

○【小口俊明委員】 実績はあるということでした。

すみません、質疑の順序が前後してしまうかもしれませんが、先ほど直営という話をしました。もう1つは、もし仮に直営である場合の角度的な質疑ですけれども、現状の給食センターの、いわゆる正職の職員体制、これをこのまま、現状のまま、直営で新しく給食センターで稼働させることができるのか、あるいは増員が必要なのか、人員体制についての見通しを伺います。

○【土方市立学校給食センター所長】 現在、給食センターに勤務している調理員は、第1、第2給食センターを合わせまして、40名余いらっしゃいます。これを束ね、指導、判断、責任を持つべき正規職員は、調理員の主査が1名、再任用職員が1名のみでございまして、現在でさえ非常に苦しい運営状況であり、皆全力でインシデント等が発生しないように、細心の注意を払いながら業務に精励しております。

市の職員の採用につきましては、いわゆる技能労務職任用の職員について、平成の初旬の頃から新規採用をしていないという状況の中で、今の運営上は、私、所長の肌感覚と致しましては、かなり限界点まで来ているのかなという感じでおります。

新給食センターは、調理員の動線が限られ、今まで以上に調理員の頭数が必要になるのは必然でございまして、正直申し上げて、現在の体制を維持しながら、新給食センターに移行するというのは不可能に近いというふうに思っております。

○【小口俊明委員】 要するに、もし新給食センターを直営でやる場合には、職員の増が必要であると、そういう認識ですか。

○【土方市立学校給食センター所長】 正規職員ですね、責任、判断、指導できる正規職員が必須であるというふうに認識しております。

○【小口俊明委員】 分かりました。最後に、陳情者が先ほどおっしゃっていた、学校給食における行政に果たしてほしいことということでの御発言の中で、市が責任を持って、教育として学校給食事業を進めていってもらいたいんだということがありました。このことに対して当局は、どのように応えていこうとされているのかを伺います。

○【橋本教育次長】 これはあくまでも、例えば食育というふうな観点も、市が責任を持ってやっていきたいと思っておりますし、給食センター、また学校とこれは連携する中で、しっかりと子供たち、児童生徒への食育のことは対応していきたいと思っております。

また、繰り返しになりますが、食のまちづくりの中でも、しっかりとその主要な部分担うという中で、市が責任を持って、しっかりと食育という教育という部分は担っていきたいというふうに思っているところでございます。

○【小口俊明委員】 最後だったんですけれども。今の食育というところは分かりました。日常の、毎日の食の提供のところでの市の関わり方、ここも恐らくは問われる部分、どのように応えていくのかという考え方を持ってないといけないんだろうなと思っております。その点につきましてはお考えがありますか。

○【古川教育施設担当課長】 今回市のほうで想定しているPFI方式によっても、調理ですとか配送、配膳、こういったものは民間の事業者の力をお借りしてやることになります。ただし、献立をつくるということですとか、それから食材をどういうものを入れるか、地場産をどの程度やっていこう

か、食育をどういうふうにやっていこうか、こういったオペレーションに関わる部分、市の事業として、民間に丸投げということではなく、市の事業として、民間を活用しながらやっていく、こういうことで市の給食センターの仕組みを考えております。

ですので、給食の品質についても市が責任を持ってやっていきますし、児童生徒への何かフィードバックですとか、児童生徒からの意見、保護者の方からの意見、こういったものは市のほうがまず一旦きちんと受け止め、どういうふうに新しい給食センターに反映していくか、こういうことは市のほうがきちんとやっていくと。そういうような形で、新しい給食センターの仕組みは考えていきたいと思っております。以上です。

○【重松朋宏委員】 朝から千本ノックのように多数の質疑に、答弁の中身は別として、きちんと対応されていることには、もう敬意を表したいと思います。本当はこういう議論を何年間もかけて、議会との間でも、市民との間でも、コミュニケーションができればよかったなというふうに思います。

陳情項目は、お金のことと給食の質に関わる要求水準についてですけれども、陳情趣旨文の中では、情報公開の不十分さも指摘されていました。コミュニケーション不足というのと、分かりやすい情報がきちんと流通し切れてないのかなというふうに思います。そこでまず、これから契約の議案が出されることに恐らくなると思うんですけれども、そのときに、十分な検討時間を持って議会資料として出されるのか伺いたいと思います。

具体的には、他の委員からの質疑でも一部出てきましたけれども、1つは、選定した評価委員会の会議録、最後の段階での、選定の段階での会議録が非公開になっています。それから、そこに出された資料、特に事業者の提案書そのものです。それから、評価委員会での委員名を伏せた、評価委員ごとの各項目のA B C D評価はどのようにされたのか。

それから最後に、特に調理の運営の人員体制が、提案書と、あと従来の直営方式でやった場合、正職員とパートをそれぞれ何人で、どれぐらいの待遇なのかという、この4つぐらいはないとなかなか判断し切れないと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○【古川教育施設担当課長】 市としまして、皆様に御議論を行っていただくこと、それから市民の皆様にも情報公開させていただいて、どういう取組をしているかということをお伝えしていくこと、これは重要だと思っております。

委員の御質疑のございました、次回の段階までに幾つかの資料をとということでありますけれども、情報公開を基本としながらも、一方では、先ほども御答弁させていただきましたが、事業者の守るべき、守っておかなければいけないノウハウもあるかと思います。ですので、そういったところも配慮しながら、例えば、今私が考えていることベースで申し上げますけれども、提案書そのものを出すということは、事業者のノウハウを保護するという意味からも、ちょっと難しいところがあるかなというふうに思っております。ですので、分かりやすい形に編集した形で、提案書ということではなく、事業の内容ということで皆様に分かるようなもの。それから、先ほど委員ごとの評価ということもございました。こちら委員さんのお名前を伏せるような形、個人情報に配慮するような形で出せるような形を考えていきたいと思っています。

それから、会議録につきましても、同様な形になっていくかと思いますが、主に4点御要望いただいたかと思います。でき得る範囲でお出しさせていただきまして、今後議論していただく際の材料にしていいただければと考えております。以上です。

○【重松朋宏委員】 提案書って、評価委員会には提案書そのものが、事業者のノウハウに関わる部

分は提示されているんですよね。我々、その最終決定の権限というよりも、責任が、我々議会にしかないので、やはりクローズドな場であれ、あるいはそこを秘密会にするのであれ、やはり大事な資料については検討しないと、判断できない部分があると思います。場合によってはその部分は秘密会にするとか、あるいは場所を変えて、別室でクローズドな形で検討するなりということもあり得るので、ノウハウに関わる部分は提示できないということではなく、そのことも含めて検討していただければと思います。

次に、P F I 方式についてなんですけれども、従来、整備基本計画の2016年の頃から、P F I 方式のメリットとして、設計、建設から維持、管理、運営まで一括発注することで、市の要求した水準に加えて、民間ノウハウの活用の幅が広がり、コストの低減に加え、さらなるサービス水準の向上も期待できるとあるんですけれども、これは今もP F I 方式のメリットとして考えているということでしょうか。

○【古川教育施設担当課長】 そのように考えております。

○【重松朋宏委員】 それでは、入札が終わって落札者が決定された時点で、期待どおりのサービス水準でしたでしょうか。それとも期待外れだったでしょうか。評価委員会の技術点は、700点満点中434点。得票率で言うと、62%。ということは、A B C D評価で言うと、BとCの間、ややC寄りということになるんじゃないかと思いますけれども、それでよろしいでしょうか。

○【古川教育施設担当課長】 まず、提案内容について、私なりの評価になりますけれども、期待以上の内容であったというふうに思っております。食育ですとかアレルギーの対応、そういったところが、私の評価につながっているかなと思います。

それから、評価点の見方につきましては、D評価が、要求水準と全く同じ評価ということになります。仮に全部D評価だった場合は、700点満点中の25%の得点になりますが、175点ということになっております。今回、その性能点の評価、434.38点だったと思いますが、こちらは175点を大きく上回っておりますので、評価委員さんの中でも、満点ではなかったですけれども、高い評価を得られているものかなと考えております。以上です。

○【重松朋宏委員】 民間ノウハウの活用の幅の広がりについてはどうでしょうか。浸水対策については、先ほどの陳情での答弁がありました。私は、要求水準書に、ちょっとだけ改善があるぐらいかなという程度だというふうに思います。例えば、ほかに環境対策について言えば、政府は2040年までに全ての公共施設に太陽光利用施設をつけると言っていますけれども、パネル1枚、太陽熱利用の施設1枚乗らない計画になっています。国立市は、再生エネルギー100%の電力を市役所庁舎や学校でやっていますけれども、それはありません。ハード面で、さすが民間だなとうなるようなノウハウが、素人目にはそんなに見られないなというふうに思ったんですけれども、それは仕様発注ではなく、性能発注なので、細かく太陽光パネルを何枚乗せなさいとか、そういう細かな、要求水準書には入れられないということなんですけれども、さらなるサービス水準の向上も期待できるということで、現実には、具体的に何がサービス水準向上されたというふうにお考えですか。

○【古川教育施設担当課長】 様々な点がございますので、ここで全部申し上げることは難しいと思っております。ですので主立ったところ、あるいは私が今考えついたところで申し上げさせていただきます。

まず、ハード面についてです。太陽光パネルの提案、実際のところはなかったということでありまして、断熱など、かなりしっかりした提案がなされておりまして、そういった太陽光のない

中でありますけれども、温室効果ガスの削減ですとか、エネルギーのロスの削減、こういったところは高い提案であったかな、民間の事業者のこれまでのノウハウの提案そのものだったかなと思っております。

それから、あとは、実際この給食センターの敷地というのは、少し狭小な部類に入っておりまして、あまり余裕がない敷地になっています。そういった中で駐輪場をきちんと確保するというですとか、あとは、その狭い敷地の中で新たな空間を生み出すということで、地下の施設といいますか、地下の部分について地下空間の提案がございます。多目的に使える空間。こういったところも性能発注、民間のノウハウの提案であったかなと考えております。

ソフト面では様々な提案がございますので、ここでの御説明は割愛させていただきますけれども、そういった我々が考えていたところで、考えつかないような提案が幾つかあったのかなというふうに考えております。以上です。

○【橋本教育次長】 補足で御答弁させていただきます。環境の観点での御質疑でしたが、これから細かな実施設計をしていきますので、当然その中で、再生可能エネルギーのところは再度、詳細の部分、これは協議の中で整理していきたいと思っております。

また、環境で言うと、CASBEEと言いまして、建築物の環境総合性能評価システム、これはSABCというふうなランクがあるんですが、そのAランクという中で、これは様々な部分かなり高い水準が必要だという中で、その性能と同程度を目指していくということも聞いておりますので、一定程度、また細かな部分、この場ではちょっと言い切れない部分があるかと思うんですが、様々な部分の工夫があったと考えているところでございます。

○【重松朋宏委員】 今後、細かな実施設計の中で、いろいろ工夫可能な部分もあるということですね。ソフト面については、前の質疑のときに、食育アレルギー対応で期待以上の提案だったというような御答弁がありました。今後、契約議案が出てきたときには、きちんと中身を見ていきたいと思えます。

私、この事業者選定の、お金の問題もそうですし、給食の質の問題にも関わるんですけども、コストのお金の問題は大きいと思うんですが、陳情の趣旨文の中にも、会計検査院の報告書で維持管理費が従来より高額だと指摘されていると。期待どおりのコスト安が図られたというふうに思いでしょうか。特に、15年間の運営の部分について。

なぜなら、この15年間で、例えば最低賃金が上昇していくと、契約を変更して、人件費分を上乗せして、市はサービス料が増えていくことになろうかと思えますし、あるいは17年後には、改めてまた更地にしてPFIで建設し直すかという話ではなくて、恐らく調理委託を延長するのか、別の事業者にするのか、あるいは直営に戻すのかみたいな、そういう話になると思えますので、特にこの15年間の調理運営の部分について、期待どおりコスト安が図られたというふうにお考えでしょうか。

○【橋本教育次長】 これはなかなか、では、どの部分以上だったら期待どおりというのは、この入札制度の中で非常に難しい議論かと思えます。その中で、我々としては、今回は全体として62億8,000万円という、これは詳細が、予定価格の資料ではイニシャルとランニングと分けて書いてありますが、細かく示してはいません。示してない中で、62億8,000万円の中にトータルとして価格が入ってきたということであるならば、それは了としたいと思っております。

これはまた、質疑委員さんもおっしゃっていたんですが、質の問題がどれだけ要求水準を上回るか、これは技術点の部分になるんですが、そこをしっかりと我々としては見極めながら、今回の提案という

のは、しっかりとしたものを提案してきていただいたと、これは外部の学識を含めた評価委員の中でも評価を頂いておりますので、その結果としては、我々としては、期待どおりの部分というのはあったのかなと考えているところでございます。

○【遠藤直弘委員長】 まだ続きますね。

○【重松朋宏委員】 そうですね。

○【遠藤直弘委員長】 質疑の途中ですが、ここで休憩と致します。

午後 3 時 2 9 分休憩



午前 3 時 4 5 分再開

○【遠藤直弘委員長】 休憩を閉じて議事を再開いたします。

質疑を続けます。重松委員。

○【重松朋宏委員】 それでは、コストのところについて伺いたいんですけども、つまるところ従来方式と比較して幾ら、何%安いのかというのがなかなかよく分からないので、市民としても我々議会としても詰まるところがあるんですけども、総務文教委員会資料No.48を見ますと、これの一番下の数字、現在価値化しない場合、全体で従来手法による想定価格と結果的な落札価格を見ますと、全体ですと1億1,000万円、一千数百万円、1.7%割安であると。その割引率2.5%で見た場合、約2億円、3.8%削減されるということによろしいのかということと、あと、割引率を0.9%とした場合、昨年の12月議会で、いわゆる予定価格との比較はしたんですけども、0.9%の場合どれぐらいになるのかというのは分かりますか。すぐ出なければ。

○【古川教育施設担当課長】 VFM、3.8%、約2億円の差があるVF、これについては落札価格、この表で一番左側と真ん中の予定価格の差になっておりますので、最初にお話のありました一番右側の従来手法との比較でのVFMではありません。

ごめんなさい、失礼いたしました。訂正させていただきます。委員おっしゃっておられますように、落札価格と一番右側の従来手法との差額で3.8%、現在価値化して2億円というような効果額を算定しております。

それから、0.9%の割引率のときのVFMがどのようなになっているかという御質疑ですけども、以前お答えさせていただいた2.2%、約1.2億円の効果が見込めますというものは、落札価格を対象にしておりません。従来手法と予定価格、一番右と真ん中を比較して1.2億、2.2%というVFMを算出しておりますので、落札価格でのVFMは数字としては持っておりません。以上です。

○【重松朋宏委員】 分かりました。一応分かったんですけども、図にしてみないと、それをどう考えたらいいいのかというのはなかなか分かりづらいので、今後契約の議案が出てくるときまでに、きちんと私も考えていきたいと思います。

そこで、まず建設時のインシヤルコストの部分ですけども、この従来手法は、算定は積み上げではなくて、同種の給食センターがどれぐらいで建設されているのかというのを広さで案分してというように、かなりあらあんな数字で想定されているということによろしいでしょうか。

○【古川教育施設担当課長】 実際に細かい実施設計まで行わないと積算ができませんので、そういった意味では委員おっしゃっておられますようにあらあらといいますか、先行している周辺他市の落札といいますか、その単価を基に積算をしているものになります。

○【重松朋宏委員】 建設時には13.6%、約3億7,000万円縮減できているというんですけども、

従来方式でやったとしても、まあ、従来方式といっても直営で市の職員が建設するわけではないので、実際には民間に委託するわけですが、その場合は競争入札ということになって、例えば落札率が90%程度ぐらいまで落ちてくると、かなり、これと同程度には安くなってくるんじゃないかなと思いますが、いかがでしょうか。

○【古川教育施設担当課長】 従来手法の計算におきましても、近隣他市の実際に入札、落札された金額などを基につくっておりますので、そういった意味では、従来手法の金額自体も競争の結果を反映した数字で従来手法の建設部分はつくられていると考えております。以上です。

○【重松朋宏委員】 従来手法の近隣の比較も、予定価格ではなくて落札された価格を比較してということですね。分かりました。

次は、維持管理、運営、調理の部分なんですけれども、従来手法のこの金額というのは、職員が何人で、パートが何人というようなのを積み上げで出した数字ということでしょうか。

○【古川教育施設担当課長】 はい。おっしゃるとおりでございます。

○【重松朋宏委員】 そこでPFIのメリットの第1に挙げたコストの低減の部分なんですけれども、これ、全体として見ると安くなりましたよと言うんですけれども、見方によっては調理は従来方式より2億9,000万円増えているということは、ハード面で安い建物を造って、調理の部分で事業者の言い値になっているんじゃないかなとうがった見方をしてしまうんですけれども、だとしたら、トータルで見ると、従来方式で設計と建設、あるいは調理器具までJV方式でやってやれば、かなりそれなりの競争性も働いて、落札率を90%台の低いほうまで落とすことは可能だと思いますし、そうした上で運営を直営にするか、あるいは直営にするよりは民間委託したほうが総合交付金がもらいやすいというのであれば、くにたち子どもの夢・未来事業団のような外郭団体に委託して、名目上の人件費を落として総合交付金を受け取るというようなのが、一番、トータルでコスト面だけ見ると安上がりでできたんじゃないかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○【古川教育施設担当課長】 この建設費の部分の削減をどう見るかというのは様々な考え方があるかと思います。当初、市のほうで検討して申し上げていました設計から建設、それから調理、運営、これが一体的になることで使いやすい施設になり、効率的な設計、それから設備の廃止なんかも行われる、こういったところを反映して建設費の分が予定より安価になったということではないかと考えています。以上です。

○【重松朋宏委員】 たとえJV方式でやったとしても、建設費はここまで安価にはならなかっただろうと。トータルで見ると設計、建設、調理までを従来方式もしくはJVでやって、調理そのものは直営か外郭団体なんかによる民間委託というようなものよりも、今回の落札者でのPFI方式のほうが総額としてもコストは安上がりになっただろうという想定でよろしいですか。

○【橋本教育次長】 そのコスト比較というのは非常に難しい点があるかと思います。なぜかといいますと、この落札価格というのはまさに事業者が経営判断なりの中でやってきている中で、教育施設担当課長も申したとおり、様々な点をいろいろなノウハウの中で効果的・効率的な施設にできているということもございます。これは前の一般質問で議員から聞かれたときに他市の例をちょっと出したんですけど、分けてやったときにその施設自体がなかなか使い勝手がよくなかったという中で、費用がプラスアルファかかってしまったとも聞いております。ですから、その辺のところのリスクをどう見るかということが非常に難しいところかなと思っております。これがやはり一体的なメリット、トータルのメリットがあったと我々見ておりますので、それが予定価格よりも低くなったという結

果の範囲の中でという、それが我々の今のところの考え方でございます。

○【重松朋宏委員】 他市というのは、敷地面積が狭過ぎて2階建てではできなくて3階建てになったところの、かなり特殊な事例なんじゃないですか。それでなければ、基本、調理の流れって、国立のこのそんなに広くない敷地ですけれども、比較的、典型的な形での流れでやっていくとすれば、どの調理事業者が関わったとしても、そんなに人の配置であったり調理機器の配置であったり、工夫ができない部分じゃないかなと思うんです。結果的に調理の部分で2億円、従来手法による想定をしていたものよりも増えている部分については、期待以上のいろんな民間サービスがあるということなんですけれども、これ、2億円の人件費に匹敵するだけの、従来の直営ではやらないけれどもPFIだったらやるというほどの提案なんですか。私、調理員の給料にきちんと反映されているならいいと思うんですけれども、PFI方式の場合には、間に調理企業とSPCと2段階入るんですよ。だから、中抜きで事業者そのものの運営費にかなりの部分が使われているとしたら、これはちょっと問題だなと思うんですけれども、その面でもモニタリングをしていくというのを、モニタリングって恐らく要求水準がきちんと要求水準書どおりできているかどうかということをチェックすると思うんですけれども、それだけではなくて、財務のモニタリングをきちんとしてもらって、適切に調理事業に、会社の運営とか、株式会社などで配当とかに過剰に使われていくんじゃないくて、運営そのものにきちんと使われていっているのをモニタリングする必要があるかと思うんですけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○【古川教育施設担当課長】 当然、給食の品質を管理していくモニタリングというのも行っていますし、金融機関が間に入っていますので、そういったところも通じて財務上の確認というのもしていく、こういう予定でおります。以上です。

○【重松朋宏委員】 財務上の確認はいいんです。だけど、それが妥当なのかどうかという判断は、やはり市が発注する、いや、直接発注じゃないから問題なんですけれども、市が委託、契約を結ぶ一方の主体なので、やはりその、きちんと調理事業そのもの及び人件費に当てられているのか、それが妥当なのかどうかという判断まで含めてモニタリングを、市が責任を持っていただきたいと思うんですが、その点についてはいかがでしょうか。

○【古川教育施設担当課長】 働いている方と企業の関係については、その2者での雇用契約になっていますので、市のほうでこうなさいという指示というのはなかなか難しいと思います。ただ、先ほど教育次長からも答弁ございましたように、市としても働いている方の待遇は、お給料面もそうですし、福利厚生も含みます、それから先ほどもお話ありました正社員への登用とか、こういうところも含めて、事業者にも働いている方がトータルで働きやすい職場になることは求めていきたいと思っています。以上です。

○【重松朋宏委員】 指示が難しい、お願いするしかないというのはPFIだからですよ。単なる調理委託であれば委託の条件の中にいろいろ入れられると思うんですけれども、性能発注みたいな形でSPCに大きく丸投げして、SPCから調理事業にという再委託の形になるので、市のコントロールが働きにくい、そもそもの制度的な問題があるんじゃないかと思います。

それともう1つが、やはり私は、この運営コストは想定外に高いと思うんですけれども、なぜ高いかといったら、1者入札だからコスト競争にならなかった問題があると思います。この、ほとんど競争にならないということについては、これまで私も議会で何回か指摘をしてきました。2012年以降の37事例中36事例が調理も含むPFIなんですけれども、平均の参加者数は2.2者です。国立は1者で

したけれども、全体の平均もそもそも2.2者と。ほぼ全て代表企業は調理事業者グループで、東洋食品が17、グリーンハウスが7、日本国民食が4、メフォスが4、今回のシダックスが1、ハーベストが1、その他の地方の調理事業者が2と、ほとんど東洋食品の独り勝ちで、そもそも参加企業が大手の中でも四、五社ぐらいに限定される中での、競争が働きようがないじゃないかということを従来から言っていたわけですが、これ、PFIじゃなくてただの調理の民間委託で入札を、建物が出来上がる1年ぐらい前にかけたほうが、大手だけではなくて何者かが参入してよっぽど競争になったんじゃないかと思うんですけれども、いかがですか。

○【橋本教育次長】 まず、最初に先ほどのモニタリングの関係ですけど、これ、提案書の中でも、例えば人材育成に関して幾つかの御提案を頂いています。モチベーションをしっかりと維持できるような対応は書いてありますので、そこら辺は我々もしっかりとモニタリングの中で見極めながら必要に応じて話をしていくことになるのかなと思っております。

それから2点目の競争性云々、別にやったほうが安くなるのではないかということですが、これ、1者というのはあくまでも結果でございまして、その評価方式の一般競争入札という中で、誰もが競争に参加できるという状態の中で、この提案を募集しております。その中で、今回は価格点と技術点という2つの要素が絡んでいる中で、当然、価格だけではない、しっかりと提案を頂くということもございます。そういう中では、価格だけをシビアに捉えてどうのこうのという議論は難しいと思っておりますので、仮にそういうことの可能性というのは、質疑委員がおっしゃっていることは、現状でそうだとかそうじゃないとかの明確な御答弁はなかなか難しいと思いますが、我々とする、しっかりと価格と技術点とバランスを取って、特に技術点のほうをしっかりと評価しながら、この一連の選定作業を行ってきたのかなと思っておりますのでございます。

○【重松朋宏委員】 誰もが参加できるって、参加できないですよ。そもそも参加できるような企業が5社ぐらいに絞られて、国立だけではなく、隣の小平でも、立川でも、あるいは全国でPFIであつたり調理の民間委託が進んでいる中で、そもそもほとんど参加できないでしょう。それは最初から分かっていた結果なんじゃないですかということなんです。

本会議で、参加表明前に実質的な競争が働いたと考えているというような公式な答弁ありましたが、そんな答弁しちゃっていいんですか。競争と言いますけれども、それって誰と誰が競争したということなんです。今回落札したシダックス社が自らと競争したということなんです。国立市と競争したということなんです。

○【橋本教育次長】 これは、幾つかの事業者の候補者がいる中で、その候補者が経営判断をどのようにしていくか。この要求水準を見た中で、価格とのバランスを見て、これに応札するのもしないのか、そういうところを考えたということが実質的な競争があつたんじゃないかということで、御答弁をさせていただきました。

○【重松朋宏委員】 それは、誰と誰が競争したんですか。要求水準書というものと、それぞれの事業者が競争をしたということなんです。

○【古川教育施設担当課長】 競争というのは、相対的な事業者間の競争ではなくて、事業者の中で要求水準書のこのレベルと、それから市のほうで示されている予定価格を見た中で、これは果たして社内で提案する、そもそも参加ができる内容、金額であるのかとか、これをやっていくのに当たってどの程度の付加価値を与えていくことができるか、これを各社の中で考える中で、やめていく企業もあつたり参加する企業もあつたりと、こういう意味で競争という言葉を使わせていただきました。

○【重松朋宏委員】 他社との競争ではなく、自らの社内の、自分との競争、勝負だという答弁なんですけれども、なぜこう言うかという、2020年、昨年3月議会の総務文教委員会で、我が会派の古濱委員がこのことを質疑しています。競争原理が働く程度に入札に応じる見通しがあるんですかと。それに対しての答弁が、幾つかの団体が興味を持っているので、多くの事業者に参加いただけるものと考えていると。で、やってみたら2者ということはないですかと。まさか1者というのは全くの論外ですよ、2者ということはないですかという質疑に対しても、複数の、だから2者の可能性も言ってるんですけれども、複数の事業者に参加いただけるよう募集すると答弁されているんです。

同じくそのときの最終本会議の、予算に対する私の質疑で、1者入札になってしまう懸念ないですかと。これ、競争性が働かなくなると、思ったようにコスト削減できなくなるじゃないですかという質疑に対する答弁が、できるだけ多くの事業者に参加していただけるような仕組み、これをしっかり考えていきたいと。仕組みを考えていきたいと。結果的に、例えば直営のほうがコストが非常に安く上がったというようなことのないように、きちんと私どもがこれまで積み上げてきたことを踏まえながら検討して進めていきたいと、具体的な仕組みのことまで言及されて、結果が2者どころか1者。

私が求める責任というのは、債務負担行為のことだけではなくて、何でこうなってしまったのか。これは、いつ1者になるかもしれないと気づかれましたか。そのときに何らかの手を打っていたら、複数社が参加して、もう少し競争性が働くということもあったと思うんですけれども、誰かが気づくということではなかったんですか。

○【古川教育施設担当課長】 1者での入札になったと分かったのは、やはり参加表明があったとき。ここで1者しか参加表明がなかったと。ここが、市として1グループの参加しかなかったというのを確認したときだと思います。以上です。

○【重松朋宏委員】 まあ、参加表明書が実際に出たときなので、これはもう本当に現実が突きつけられるんですけれども、12月14日が締切りですよ。その半年以上前に、1者になってしまうんじゃないですかということに対して、そのときは、複数の事業者から反応があるし、より多数の事業者が参加できるような仕組みを、参加できるように考えていきたいと、その半年前ですよ。

で、参加表明書の提出の前に、何回か事業者が関わる機会がありますよね。12月14日の締切りの前ですと、事業契約書への質問が11月12日締切りであります。参加しようとしている事業者は当然質問してきていると思うんですけれども、この段階では調理企業について何社が質疑をしてきて、うちシダックス社以外は何社あったんでしょうか。

○【古川教育施設担当課長】 記憶の中での答えになってしまって恐縮ですが、シダックスが質問をしてきたというのを記憶しております。それから、シダックス以外の調理企業から質問があったという記憶はございません。

ただ、その中の複数の調理企業以外、設計ですとか建設、給食設備関係の複数の事業者が質問には参加していました。実際に参加表明を受けるまでは、どういったグループが組成されるかということとは分かりませんので、質問が複数の、結果として調理事業者1社の質問ではありましたが、どういったグループがこれから組成されるかというのはまた別のお話かと思っておりますので、そういったところで、その時点で1グループだと断定することは全くできないものだと考えています。以上です。

○【重松朋宏委員】 ただ、調理をPFIで請負うことができるのは5社程度しかないんですよ。その5社をほかの、建設であったり設計であったり、調理器具のグループが、5社とコンタクトを取りながらでしょうけれども、奪い合いになるのか、あるいは5社の中で設計や調理の企業に声をかけて

いくのかというのはあるにしても、5社しかない。だから調理のところずっと、1者入札になるんじゃないですかというのも調理企業が限られるからです。11月12日の質問の締切り時点ではシダックス社1社しかなかった。私はもう、その時点で、これ、幾らほかの設計や調理器具の企業の質問があったとしても、このままだと1社になりかねないから何らかの手を打たなきゃと考えていても、考えるべきであったと思うんですけれども、その前にも10月23日に入札説明書への質問の締切りがあります。これは何社参加で、シダックス社以外は何社だったんでしょうか。

○【古川教育施設担当課長】 同様に記憶の中の回答で申し訳ありません。シダックス1社の質問で、調理事業者はゼロだったかなと記憶しております。

○【重松朋宏委員】 それと、その前に現地説明会を10月にやっています。これは現地説明会なので、調理事業者も他社と恐らく顔を合わせる、ほかの社がどう動いているのかということも見えてしまう場面だと思うんですけれども、9月28日締切りの現地説明会、何社が調理事業者では参加して、シダックス社以外は何社だったんでしょうか。

○【古川教育施設担当課長】 調理事業者は、先ほどの御回答と同じになります。ただし、複数の会社が今までの御質問に参加していただいていたということは申し上げさせていただきましたけども、たしか記憶では、この段階で同種の業種で複数の企業が参加していたという記憶がございますので、先ほどの答弁の繰り返しになりますけども、今後どういうグループが組成されていくかということはこの段階では分からないというか、複数のグループが組成されることも可能性としてあったんだろうなとは考えております。以上です。

○【重松朋宏委員】 ということは、現地説明会には参加しなかったけれども、アプローチは事業者のほうからかけていた調理事業者が、まだこの頃はあったということですか。

○【古川教育施設担当課長】 その参加してきた調理事業者というか、調理事業者ではなく調理器具のメーカーですね。調理器具のメーカーが複数、同一事業のところであったということです。調理事業者がどのようなアプローチをしていたかというのは、我々のほうでは分かりません。以上です。

○【重松朋宏委員】 ということは、その時点で調理事業者とのやり取りというのはシダックス社1社程度しかなかったということですか。調理器具については複数の現地説明会の参加もあればやり取りもあったけれども、調理そのものの運営企業については、この時点で1社しかやり取りがなかったということですか。

○【古川教育施設担当課長】 何というんでしょう、ここの質問回答とかというところでは、先ほど申し上げたとおりの内容になりますけれども、また、我々としても、別途、調理企業の方には今の入札といいますか、参加者を募集している状況ですとか、積極的に参加していただきたい旨であるとか、各企業の状況であるとか、そういったところは我々のほうからもコンタクトを取らせていただいて、やり取りといいますか、我々の営業といいますか、参加してもらいたいという旨は伝えておりました。以上です。

○【重松朋宏委員】 それは市のほうからですね。残念ながら調理企業に連絡したら回答はあるかもしれないんですけれども、積極的なアプローチ、現地説明会の参加であったり、その他の質問であったり、何らかの形でこの入札に調理事業者として、一員として参加しようというのは、9月の時点で事実上1社しかなかったとすれば、これはまずいというのをなぜ気づけなかったんですか。素人の私でも分かることというのが。この1者入札になってしまった大きな大本の原因が、古川課長のレベルで考えるしかなかったんですか。

○【橋本教育次長】 これは今、担当課長も御答弁したとおり、様々な組合せが考えられるということは我々認識をしておりました。ですから、その時点でなかなか予見というのは非常に難しいと思います。ましてや、公告をした中で、進んでいる中で、これは我々としても積極的に御提案してほしい。また、企業のほうも今、検討していますよ。この辺どうですかみたいなやり取りがあったというのは私も報告を受けております。ですから、その中で我々としても、最終的にやはり1者になってしまったという、結果としては複数者あったほうがよかったのかなという認識は持っていますが、最終的に1者という判断ができたのは、やはり12月中旬の参加表明のときだという認識でございます。

○【重松朋宏委員】 いや、それがまずいんじゃないですかって言っているんです。素人の私でも、半年以上前から調理は5社程度しかないし、実際にどこ見たって2者とか3者、平均で2者ちょっとで、1者入札みたいなものもあるから、これは本当に気をつけてくださいねということを言っていたんです。その時点では複数の調理事業者からの問合せがあるので大丈夫ですと、かなり太鼓判を押すような形での答弁もあったので、まさか1者入札なんていうことはあり得ないと思っていたんですけれども、なぜそんな素人でも分かるようなことが、結果、手を挙げたところが1者でしたというふうになったんですか。そんな体制でこれまで進めてきて、これからは進めようとしてよろしいんですか。これは市長も含めて、この問題のかなり根幹の部分だと思うんです。債務負担行為の問題だけではなくて、執行の問題だけではなくて、1者入札になりそうだとということを見抜いて、何らかの手立てを打てなかったというのは、市長部局のほうはこの問題、契約担当も抜きにして教育委員会に投げていて、教育委員会の中では古川課長のところに投げていて、実際の進行管理のチェックというのが複数の目での、政治判断も含めてというのが、これまでほとんどできなかった。けれども、PFIで進んでいるので、やらなきゃいけないというふうに誰もがなってしまうんじゃないかと思うんですけれども、どういう体制で進めてきてきたのか。それはこれからは同じような体制で、姿勢で進めていくつもりなのか、最後に1点だけ伺います。

○【橋本教育次長】 このことは、まず、教育委員会が主管部局として、古川課長、また、私には報告を受けながら、当然、必要に応じて庁内の部局とも話をしながらということをやっておりました。ただ、その話の仕方が、連携の度合いは、一方ではもう少し深くしっかりしなければいけなかったというところはあったのかなと考えております。

ただ、この1者というのは質疑委員さん、見分けられたんじゃないかということでございますが、契約が進んでいる中で、相手方の企業もまた検討していますという中で、そこでどういうふうなルールをまた途中で変えるかって、これ難しさもあろうかと思えます。ですから、我々とする、営業というんでしょうか、参加の促しをしながら、ただ、結果的には、繰り返しになりますが、申し訳ないんですが、そういう結果になったということでございます。以上でございます。

○【稗田美菜子委員】 それでは、何点かお伺いいたします。

今のお話の続きを先に伺ったほうがいいかなと思いますので伺いますが、入札が1者だったということで、9月の段階からそういうふうなのが、今思えばですね、その当時に考えれば分からなかったと思いますし、過去の議事録、令和元年の6月14日の新学校給食センター整備事業方針の中で私も質疑をさせていただいて、SPCがもう既に出来上がっているというようなものなのかという問いに対して、古川課長が、現在そういう想定をしているものではありません。ただ、問合せがあるので、これからだと思いたいですみたいな話を御答弁としていただいております。そうすると、一番最初的时候から調理事業者として質問書等、関わってきたのは、現在、入札とかされている段階の会社のみ

ということでよろしいのかどうか、確認のためお伺いいたします。

○【古川教育施設担当課長】 入札手続以降、質問等で関わりがあった事業者はシダックスのみになります。以上です。

○【稗田美菜子委員】 分かりました。その中で、ちょっと問合せ等少ないなと思って、調理企業等にコンタクトを取っていたという御答弁が今あったと思います。そこのところをもう一度、具体的にどのように取り組まれていたのかというのを伺いいたします。

○【古川教育施設担当課長】 実際に我々が入札公告をしましたという情報提供ですとか、今、要求水準書の案を公開して皆様から意見を募っていますと。こういった情報は基本的に市のホームページを通じて行っておりますので、市のホームページに来ていただかないと事業者はそれが見れません。ですので、私たちはこういった期日というアクションごとに事業者と連絡をし、今こういう状況です。よければぜひお願いしますと。質問あればお願いしますと。意見があればお願いしますというのを、都度ホームページを上げるたびにそういうことをやっていったと。概略で言うとそのような形になります。

○【稗田美菜子委員】 分かりました。ホームページで見てくださいというところまではやっていて、ちゃんとそういうことを都度あるごとにやっていたと。ただ単にホームページに載せっ放しとか、広告しっ放しということではなくて、より様々な企業が関わりやすく、情報提供を受けやすくという形で関わり合いというか、そういう取組はされていたということで理解を致しました。

ほかの質疑にさせていただきます。PFIというか、今回、調理部門がどれだけ大事なのかということを、これまで議会の中でも様々議論されてきたと思います。その調理部門が一番最初から、何というんですか、興味を持っていたというか、関心を持った企業さんがずっと関わってきただいているのかなと私には見えております。

その調理部門ですけれども、調理は確かに委託をするんですが、市としてどこまで委託するのかの確認をもう一度させていただきます。

○【古川教育施設担当課長】 調理企業、SPCに委託する部分は、調理をしていただくこと、それから、学校へ配送してもらうこと、学校内で配膳をしてもらうこと、あとは洗浄とかそういったこと、それから、食缶とか食器の更新、こういったところは調理企業にお願いする中でやっていく部分であるかと思います。

○【稗田美菜子委員】 分かりました。そうしたら、今まで取り組まれていた例えば献立作成とか、食材だとか、検食だとかといったことについては、国立市がこれまで国立市のモデルとして取り組まれてきたと思います。それは間違いなく市として、事業主体として行う業務なのかどうか、お伺いいたします。

○【古川教育施設担当課長】 新しい給食センターにおいても、給食を提供するという事業に関しては、市の事業として今後も引き続きやっていきます。ですので、御質疑あられた部分については、今後も市がきちんと行っていくという部分になります。以上です。

○【稗田美菜子委員】 子供たちはこれまで楽しみにしてたりだとか、国立市らしくこれまで取り組まれていた給食のノウハウについては、しっかりと継承されるということで——継承じゃないですよ。市が責任を持って取り組まれるということで理解を致しました。

陳情書の中に、説明責任が果たせる資料を基に、事業者選定プロセスなどが正当な手続を進められたのかというようなことがあります。これはどのようなプロセスで事業者選定を進められてこられた

のか、お伺いいたします。

○【古川教育施設担当課長】 まず、事業者の選定の前段階になるかと思いますが、要求水準書等を作成する機関から、学識経験者、保護者、それから、学校関係者、栄養士を中心とした評価委員会を組織して、その中で要求水準等についても検討を重ねてまいりました。市民の方々、議会の皆さんから頂いた意見を基に要求水準書を確定させて、それを公表させていただきました。その要求水準書を基に評価をしていったことになっておりますけれども、事業者から出た提案を一旦、評価委員会のほうで評価をしまして、そして、それを庁内の委員会でも確認をし、そして、簡単な内容になりますけれども、そういった形で事業者の選定をしてきたという経過がございます。

それから、事業者が選定された結果につきましても、この後、公表できるものはどんどん公表していきたいと思いますが、評価の結果、それから、概要、委員さんたちがこんなコメント残していたというものを基に、今、現時点でも市のホームページで評価された内容等は公表させていただいております。以上です。

○【遠藤直弘委員長】 質疑を打ち切り、意見、取扱いに入ります。よろしいですか。稗田委員。

○【稗田美菜子委員】 陳情第7号には、不採択の立場で討論させていただきます。

陳情者の方々には、本当に陳情を出していただきありがとうございました。子供たちのために動いてくださっていること、本当に心から頭が下がります。本当にありがとうございました。

陳情事項1につきましては、維持管理及び運営費を直営と比較すると、給食センターの直営は——給食センターは新給食センターです——は、直営より約2億程度高くなるということが、これまで出なかった資料ですが、再三お願いした結果、出てきて分かりました。これは要求水準書を満たすために必要な金額であると考えますし、この中には材料から作る、いわゆる手作り給食などの調理が含まれていると思います。私はここにはお金をかけてしかるべきと考えております。

その一方で、PFIというのは設計から工事管理を含め一括委託でありますので、設計部門のところで直営に比べてコストが抑えられていること。また、東京都の総合交付金の算定においては、市の直接の入札だと3年間しか見てもらえない部分に対して、大きな工事は割賦払いができる交付金のメリットがあるともいうことが、今回の委員会の中で分かりました。経済効果は一定程度あるものと私自身は考えます。

陳情事項2におきましては、多くの委員の質疑により整理をされました。要求水準書がどの程度満たされているのかは、今後、主な項目を整理して公表して下さるとの御答弁も頂きましたので、それらの資料をもって丁寧に議論は尽くされるべきと私も考えます。

陳情者の方から、長く安定して継続できる給食を求められております。市が責任を持って学校給食を教育として進めていただきたいということでしたが、それらは市としてしっかり取り組むということも御答弁をきちんと頂きました。

同時に陳情者の方からは、今、立ち止まって考える時間ができたと考えていただきたいとの趣旨の御意見も頂きました。今の給食センターの状況を考えますと、今日のような暑い中でも調理をいただいている調理師さんとか、あるいは楽しみにしている子供たちなどを考えますと、新給食センターがよりよい環境にあると考えますので、遅らせることなく、少しでも前に進めるべきと考えましたので、本陳情に対しては不採択とさせていただきます。

○【上村和子委員】 採択の立場で討論いたします。

本日、私、初めての総務文教委員会です。本当に委員長は粘り強く私たちの審査をずっと止めない

でやっていただいたこと、すごく感謝いたします。本日のこの給食センターの審査というのは大詰めでもありますので、委員長の采配の中で質疑をさせていただきまして感謝いたします。

討論いたします。本日、古濱議員が保護者でいらっしゃるしまして、本日の中学校給食はビビンバなんだそうです。それで夏ミカンゼリーとパオズ2個と。どうして古濱議員が配ってくれたかというのと、リアルな子供たちのことを想像しながら質疑してくださいと。今日、子供たちはビビンバを食べています。夏ミカンゼリーを食べています。パオズ食べています。今日の質疑の中で、パオズは冷凍であることも分かりましたけど、給食費が値上げしたことによって質が上がったということで、多分に不安な給食センターの設備ではあるけれども、子供たちは日々満足しながら食べているということを前提に考えてほしいということで、わざわざコピーしてくれました。

それと同時に古濱議員は、この間の新給食センターの経緯をまとめてくれました。かつて総務文教委員でもありましたので、引継ぎの気持ちだったのか、まとめてくださいました。古濱議員がまとめてくれた中で、私が整理できたことがあります。そもそも国立市の給食センターの建て替えに伴って行政はどのように動いてきたか。2006年に給食センター運営審議会から建て替えが必要との答申が出されました。当時、給食センター運営審議会は、直営を強く望んでおられました。これはずっと変わらず来ました。ところが、2009年の1月に、当時国立市は、市の施設は建て替えず、改修、長寿命化により維持するという方針を立てました。長期計画の方向性が市として示されて、給食センターの耐震性も確認され、建て替えの検証がここでストップしたとあります。

そして、それから5年後、2014年に食洗機が壊れてしまった。そこで、2015年建て替え。そこで突然、また建て替えが出てきて、建て替え検討部会が庁内で設置された、つまり、2006年から2015年までの9年間、行政の長寿命化計画によって建て替え計画がストップしています。古濱議員がおっしゃっていましたが、この9年間の中で建て替え計画がずっと進んでいけば、この9年間を無駄にせず済んだんじゃないだろうか。突然、食洗機が壊れたことがもとで建て替えが始まって、それからあれよあれよ、時間がない時間がないと焦らされてきました。私たちは散々、今ここで認めなければ給食センターはどうなるんですかって、かなり強迫観念を持って言われました。1年も待ってられません。どうするんですかって散々、当局から言われました。でも、肝腎な当局は2006年から2015年までの9年間ストップしているんです。白紙だったんです。それで食洗機が壊れて初めてお尻に火がついて焦った。こういうトータルで振り返ってきたときに、私たちが今、焦らされている原因はどこにあるのかということ、行政のそもそも計画が長寿命化から建て替えに急に変わった。そこで何が起きたんだと。その検証も必要じゃないかなと思います。

今、子供たちはどうにか、質もよくなって食べている。この間、古濱議員が何回も何回も聞いておられますが、給食センター建て替えの中で子供たちの声は聴いたのでしょうか。しっかり子供たちの声を踏まえて、新しい給食センターが生まれてくると今現在は言えないのではないかと思います。私自身は、その代わりにずっと出され続けてきた市民からのこの陳情が、ずっとこれまでのPTA活動をされた市民の方々は、子供の声とか保護者の声を含めながら、やっぱり行政に質を求めてきた。一体、国立市は、国立市教育委員会は、子供たちの未来を給食センターを通して何をつくっていききたいのか。国立市のビジョンはどこにあるのか。給食は安ければいいということではない。子供たちの未来ですから税金かけていいと思います。なぜそこで効率性が出てきたのか。まだいまだに分かりません。なぜ公より民間が優秀なのか、私には分からない。

1つ、藤原さんですか、陳情者が勉強会を開かれました。そのユーチューブも見せていただきまし

た。藤原さんのお話もすばらしかったですが、その中で国立市民の方が、このように意見をされました。かつてPTAが盛んだった頃、牛乳を瓶だったのを紙パックにしろというのが東京都からやってきた。東京都が指導したわけです。紙パックは1回ずつ子供たちに洗ってもらって、再生に回してトイレットペーパーにしてくださいと。そういう要望だったと。そこに対してちょっと待てよと。瓶牛乳のほうがいいんじゃないかということで親が、市民が立ち上がった。そして、説明会を開いてもらったと。そのときに、当時、環境部のごみ減量課から来た職員がこういうことを言った。紙パックを自分は計算してみた。そうすると、1日に樹齢30年の木を1本ずつ切っていくことになる。そういう話をしたそうなんです。その話を聞いて、そこに集まった70人の保護者が、それは駄目だと。瓶のほうが良いと。そうやって決めたそうなんです。

それから、市民が頑張ったとか、当時の市長が頑張ったって言われるけど、その市民の方は、いや、頑張ったのは、そのときに環境部のごみ減量課の、僕は考えた。今、紙パックにしたら、樹齢30年の木が1日1本ずつ消えていく。これが食育でありSDGsじゃないでしょうか。こういうことを語った職員がいたんですよ。

私は今日いろいろ食育のビジョンをどう考えましたかと聞きました。瓶牛乳が残ったのは、市民とか保護者とか市長の力じゃないんです。懸命に考えたごみ減量課の職員が未来をつくったんです。瓶牛乳まだ続いていると思いますが、そこで何本の木を切らずに済んだのか。そのことがどれだけ地球環境に貢献したのか。そのことを子供たちに伝えるということが食育なんです。食育とは狭義ではないんです。地球そのものの環境に直結する。地産地消もそうです。子供たちに学んでもらいたいのは、そういうことなんじゃないですか。それをかつて自分で計算した職員がいた。ここにお座りの部課長さん、もう一遍考えてください。今、給食を通して、20年後に向けて、皆さん方は何を計算しますか。地球環境のために、子供たちの体のために、地域のために、クリエイティブなお仕事をしてください。この中身について、私はこういう学習会を企画し、そして、こういう検証をした陳情者には、深く敬意を表します。

私は本日、20年先を見て、御自分たちが自校式が一番子供にとって最良の給食であると言ったのなら、今から自校式を20年先を見越して種をまくべきだ。これが瓶牛乳のときに木を切らないで済むということを計算した職員のやったことと同じ志です。ぜひこのことを忘れないで、しっかり考えていってもらいたいということを述べて、採択の討論と致します。

○【小口俊明委員】 本陳情は不採択と致します。

学校給食の提供におきまして、これまでの直営を維持していくためには、職員の増員、また、アレルギー食への対応やドライ化、ワンウエー化など、これまでにない新たな行政負担が生じてまいります。これがどの程度の市民負担につながっていくのか、このことも考えていかなければなりません。

また、我が国の食品生産技術は世界的に見ても安心で安全なものである、このように私は認識をしております。食品事業に専門的に取り組んでいる民間企業が学校給食での実績、これも踏まえて、国立市の子供たちのために給食を調理し提供してくれる。このことに期待をしてみたい、このように考えます。

これまでも市当局は十分にPFI方式と直営方式の比較をされ、そしてまた、この間、多くの保護者をはじめ、市民の方々の様々な要望を聴かれてきたと思います。そして、最終段階で事業者選定というところに力を入れ、これを適宜、適切に判断をしてきた、このように考えております。

しかし、一方で企業のノウハウ、また、入札の妨げになるおそれ、こうしたことから開示できなか

った、開示してこなかったという状況もあるというふうにも説明がありました。今後はこうしたことも、できる範囲の中で開示をしていきたい、このような答弁も本日、聞いたわけであります。

耐用年数が限界に近づいてきている現状の給食センターから新給食センターに切り替えて、国立市の子供たちに安心安全の給食を提供してもらいたい。一日も早く実現をしてもらいたい。このように要望を致します。また、市が責任を持って教育としての学校給食事業を進めてほしいという陳情者の希望にも、市はぜひ応えていていただきたい。このことを申し上げまして、討論と致します。

○【高原幸雄委員】 陳情第7号については、採択の立場から意見を申し上げます。

討論を行います。今、2人の方からもそれぞれ討論ありましたが、私はやっぱり給食というのは、自治体が責任を持って、そして直営で行うべきだということを基本的に、それを貫くということが大事だと思っております。

この間の経過としては、さきの委員も言っておりましたけれども、国立市における学校給食というのは、今の給食センターでずっと展開してきたわけですが、小学校、中学校、センター方式ではあったけれども、食育として大きな子供たちの未来を保障するというか、役割を果たしてきたと思っております。ですから、今後も民間のPFI方式による給食センターの建設ではなくて、自治体が責任を持って、しかも子供たちの将来のためにも、この給食の果たす役割をさらに一層、豊かに充実させていくということが今、求められていると思います。

それから、現在の予定地の問題でも、いわゆる災害の被害想定地域に建てるということ自体も、これはもう明らかに、そういう地域にふさわしくないと思っておりますので、そのことについても今できればPFI方式ではなくて、これを白紙に戻して、センター方式なり直営で給食センターの運営が行われるということのほうに大きく転換させる必要があると思いますので、そのことを述べて採択の討論と致します。

○【藤江竜三委員】 この陳情は不採択の立場で討論いたします。

経済効果を上げるものなのか、再検証をしてくださいとのことですけれども、既に総務文教委員会資料No.48で示されているように、落札価格だけで見て、まず1.7%の削減効果が出ている。また、このほかにも都の総合交付金などで優位性がある。また、支払いの平準化といったところも差が出るということです。

さらに、質の面で考えても、民間のノウハウと国立市のノウハウを合わせ、しっかり給食を運営していくというのはメリットになるかと思えます。これによりアレルギー食の対応であったり、ワンウェイ方式、ドライ方式などにしっかり対応し、子供たちの安心で安全な給食、さらに味もよくして欲しいと思います。そういったことをお願いしつつ、また、この要求水準についても、市民からの要求にもしっかり応える。また、いろんなところで意見を聴いていくということもしていただいております。そして、その要求水準では、学識経験者を交えた評価委員会などでしっかり審査をしていただいて、要求水準書以上のものが出てきたということをしっかき見極める中で、今回、事業者を選定しております。そして、今後、契約を進める中においては、資料をさらに出して議論を深めていくということですので、今回の陳情については不採択と致します。

○【重松朋宏委員】 本陳情は採択を主張します。

1者入札で落札率は99.7%。しかも調理、運営については、直営よりも高くついたという問題にこだわらせていただきました。これは陳情者が一番大事に思っている給食の質に直結する問題だからです。一方で、今の直営でよいとも思っていないです。技能労務職の給料表、事務職よりも安

い給料表をつくっておきながら、10年以上、調理員は恐らく20年以上採用しないで、時給1,430円と1,130円の安上がりのパートで回している今の現状を、直営だからといってとても肯定できるものではありません。きちんと運営費にはお金をかけるべき。これは直営だろうが民間だろうがかけるべきだと思いますけれども、しかし、民間委託するのに1者入札、みすみす1者入札はちょっとあり得ないんじゃないかと。特に1年前の委員会と議会での答弁は何だったのか。これは非常に憤りを感じております。調理企業からのアプローチが1社になってしまっているというのに気づいた時点で対応すべきだった、対応できた問題だからです。

調理器具の事業者が複数動いていたとしても、調理できるのは5社のどこかと組まないと参加できなかったわけです、これはPFI方式ですから。ただの調理の民間委託ではないので、関心を持って動いているのが、その時点でもう1社しかなかったとなると、調理の1社の争奪戦になっていたであろうことが容易に想像できた。これは素人でも分かったことだったと思います。ましてや事業者同士、互いに顔の見える10月の現地説明会、本気で事業者グループに入って関わろうと思っていたら、参加しないはずがない現地説明会に1社しかいなかったというふうになったら、課長レベルではなく組織的な対応、介入があつてしかるべきだと思います。

1者入札で100%に近い落札率というのは、これは国立市の責任も大きいですが、構造的な問題です。それを会社の社内で、国立市の要求水準書をどうクリアするのか検討する。だから、検討するところで競争があつたんだというのは、これは競争とは言いません。PFIなので、性能発注に基づく契約となりますので、細かな指示はできない。答弁の中でもお願いするしかないという答弁がありましたけれども、そういうことも含めて、会計検査院の言うとおりPFIという仕組みの構造的な欠陥と言っていい問題だと私は思います。それはかなり早い時点から私も指摘しましたし、分かっていてのに何ら手立てが打てなかった。これはただの調理の民間委託よりも結果的に競争性が働かず、市のコントロールも効かず、事実上、買手市場のような中に突っ込んでいってしまったという問題については、これは私は一旦ストップして契約し直す、検討し直す必要があると考えます。なぜなら、これは1年間の契約の問題ではなくて、今後17年間、400億円の一般会計予算の国立市で60億円以上の契約になるものなので、急いでいるからといって手をつけていい問題じゃないです。年間支出400万円の世帯で60万円の買物の契約をするのに、ほかにも選択肢があるかもしれない、もっと安く買えるかもしれないというような状況が見えていた中で、急がなきゃいけないということで契約書に判こを押すのかということです。

これは導入可能性調査を2018年度していますけれども、その時点でVFMは数%しか出ないというのが見えていたわけですから、その時点で介入があつてもしかるべきだったと思います。地元の企業の参加がしにくいとか、VFMがそんなに大きくないという理由で、導入可能性調査をした上で従来方式とした市、全国的には幾つかあります。松山市とか小田原市とか、ここ数年の話です。最初から従来方式を選択して進めていたとしたら、2020年度に基本設計に入れていたでしょうし、今頃、実施設計に入っていた。もう2023年の早い時期に開設できた問題です。

私はまだ間に合うと思います。小平市は入札不調で要求水準書からやり直しましたがけれども、2022年2学期のセンター開設が、もちろん遅れました。遅れたといっても2学期から3学期に、ちょっと無理はしていると思いますけれども、3学期からということで遅れました。これからの17年間の大きな買物、契約ですから、今が立ち止まる最後のチャンスだと思いますので、本陳情を採択した上で、きちんと再検証と審議を尽くすべきと考えます。

○【遠藤直弘委員長】 意見、取扱いを打ち切り、採決に入ります。

お諮りいたします。本陳情を採択とすることに賛成する方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

ただいまの採決の結果、可否同数であります。よって、国立市議会委員会設置条例第16条の規定により、委員長において本陳情に対する可否を裁決いたします。

本陳情について、委員長は不採択と裁決いたします。

ここで休憩に入ります。

午後4時54分休憩

午後5時10分再開

○【遠藤直弘委員長】 休憩を閉じて議事を再開いたします。

議題(3) 第39号議案 国立市新型コロナウイルス感染症緊急対策特別交付金基金条例案

○【遠藤直弘委員長】 第39号議案国立市新型コロナウイルス感染症緊急対策特別交付金基金条例案を議題と致します。

当局から補足説明を求めます。政策経営部長。

○【宮崎政策経営部長】 第39号議案国立市新型コロナウイルス感染症緊急対策特別交付金基金条例案につきまして、補足説明申し上げます。

本条例案は、新型コロナウイルス感染症対策に伴い生じる財政需要の増加をはじめとする様々な影響に対応するため、東京都市町村新型コロナウイルス感染症緊急対策特別交付金を原資として、基金条例を制定するものでございます。

第1条は、設置の目的で、ただいま申し上げたとおりの内容でございます。

第2条は、基金の積立額について、毎年度一般会計の歳入歳出予算で定めることを規定しております。

第3条は、管理について、金融機関への預金、その他、最も確実かつ有利な方法により保管すること。また、最も確実かつ有利な有価証券に換えることができることを規定しております。

第4条は、運用益金の処理について、基金から発生した収益は、この基金に繰り入れることを規定しております。

第5条は、繰替運用について、財政上必要があると認められる場合は、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができることを規定しております。

第6条は、処分について、第1条に規定する経費に充てる場合に限り、処分することができることを規定しております。

第7条は、委任について規定しております。

最後に付則でございますが、本条例は、公布の日から施行し、令和4年3月31日限り、その効力を失うことを規定しております。

以上が国立市新型コロナウイルス感染症緊急対策特別交付金基金条例案の内容でございます。御審査のほど、よろしくお願い申し上げます。

○【遠藤直弘委員長】 説明が終わりました。質疑を承ります。高原委員。

○【高原幸雄委員】 1つだけちょっと。この基金は都からのあれを原資にしているということなんで

すけど、実は前の補正予算で対策費として残った費用を減額補正したという経過がたしかありましたね。減額までいかなかったんですかね。だから、そういう意味では最初の実組で大変だったと思うのです。要は私は何が言いたいかというと、今後のコロナ対策としての費用で、特に考えているものは何ですかということを知りたいんです。

○【**簗島政策経営課長**】 財源という意味ですか、それとも事業という意味ですか。（「はい」と呼ぶ者あり）事業という意味ですか。これまでもコロナ対策を様々やらせていただいております。本定例会にも2号補正という形で出させていただいてまして、その中ではコロナ禍における女性相談支援に関する事業ですとか、また、子どもの食応援事業、それから、国の制度になりますが、子育て世帯生活支援特別給付金支給事業、それから、キャッシュレス決済事業、こういったものが今、提案しているものが含まれています。

また、現在、厚生労働省のほうから、生活困窮者に対する最大30万円の給付を行うような、仮称がありますが、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金、こういったものがプレスリリースもされておりますので、こういったものが直近では想定されることかと思えます。

ずっと答弁申し上げておりますが、コロナ関係につきましては日々状況が変化しておりますので、その時々に応じた、ニーズに応じた支援策も、機動的に補正予算を計上して実施してまいりたいといったところでございます。以上です。

○【**重松朋宏委員**】 私からもシンプルに2点。この条例案は、今年度限りで効力をなくすものなんでしょうけれども、だったら、なぜ基金、今年度の予算の中でできないものなのかということが1点と、それから、従前から国立市が持っております新型コロナウイルス感染症対策基金条例、この条例の一部改正で十分ではなかったのかなと単純に思うんですが、その点について。

○【**簗島政策経営課長**】 まず令和3年度限りというところでございますが、これは大本、原資となってます東京都の新型コロナウイルス感染症緊急対策特別交付金、こちらが令和2年度に交付されています。こちらの使途と致しまして、2年度内に感染症対策等に使うか、基金を造成して繰り越した場合は、3年度に限り使用することができるというふうに限定されておりますので、今回、基金についても3年度限りと。2年度で受けたものを積み立てて3年度に使うといったような形で基金にしております。

既存の国立市新型コロナウイルス感染症対策基金です。もともと我々も実はここに積み立てていたんです。経過から申し上げますと、昨年の4月末に交付金を頂いて、その後、基金を昨年、令和2年6月に設置しています。そこで年度内の執行等を見ていく中で、3年度に使えるのだといったところが分かってきましたので、令和3年第1回定例会で、2年度の補正予算ということで基金積立金、3年度の当初予算で、国立市のコロナ感染症対策基金から繰入れということで計上をしました。その後、2月になるんですが、東京都に基金を積み立てますよと交付金の充当報告を行った際には、ここで単独の基金を造成するようという指示を受けまして、そういった経過もあり、ここで条例提案させていただいて、補正予算にも基金の積替えを併せて計上させていただいたと、こんな経過でございます。

○【**遠藤直弘委員長**】 ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、質疑を打ち切り、討論に入ります。高原委員。

○【**高原幸雄委員**】 先ほども言いましたけど、前の予算で残すというような事態があったわけで、

そういうことはやっぱりないように、ぜひ中小企業をはじめとした業者支援も含めて、十分にこの基金が活用できるようにしてほしいということを要望して、賛成と致します。

○【遠藤直弘委員長】 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、討論を打ち切り、採決に入ります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決しました。



議題(4) 第40号議案 国立市新型コロナウイルス感染症対策基金条例の一部を改正する条例案

○【遠藤直弘委員長】 第40号議案国立市新型コロナウイルス感染症対策基金条例の一部を改正する条例案を議題と致します。

当局から補足説明を求めます。政策経営部長。

○【宮崎政策経営部長】 第40号議案国立市新型コロナウイルス感染症対策基金条例の一部を改正する条例案につきまして、補足説明申し上げます。

本条例案は、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部改正により、新型コロナウイルス感染症を定義する根拠法及び引用条文が変更となったことに伴い、規定の整備を行うため、国立市新型コロナウイルス感染症対策基金条例第1条中「新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第1条の2第1項」を「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第7項第3号」に改めるものでございます。補足説明は以上でございます。御審査のほどよろしくお願い申し上げます。

○【遠藤直弘委員長】 当局から説明が終わりました。

質疑を承ります。稗田委員。

○【稗田美菜子委員】 これは法律に規定されている新型コロナウイルス感染症が、新型インフルエンザ等対策特別措置法の中から、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に定義されている場所を変えたんだと思うんですけど、ここで何か大きな変更点というか、変わったことによってどういう影響が出るのかというのを伺いたいします。

○【箕島政策経営課長】 まず、基金としましては大きな影響がない。特に使い道自体は関係がないと考えております。法文の意図としましては、特措法のままでは現行法上、指定感染症として指定することが令和4年1月末までしかできないですといったこと。それから、コロナウイルスについては、この間のSARS、MARS含めて、インフルエンザと並んでパンデミックを起こすおそれが強い感染症であるということで、将来のコロナウイルスの感染症に備えるということで法改正がなされたところでございます。大きな影響はございません。

○【遠藤直弘委員長】 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、質疑を打ち切り、討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、質疑を打ち切り、採決に入ります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決しました。



議題(5) 第41号議案 国立市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例案

○【遠藤直弘委員長】 第41号議案国立市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例案を議題と致します。

当局から補足説明を求めます。政策経営部長。

○【宮崎政策経営部長】 第41号議案国立市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例案につきまして、補足説明申し上げます。

お手元に配付しております総務文教委員会資料No.37、国立市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例案の主な内容について、及び同No.38、国立市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例案新旧対照表により御説明申し上げます。

総務文教委員会資料No.37、主な内容についての1ページを御覧ください。初めに、1の個人市民税の均等割及び所得割の非課税限度額の算定における国外居住親族の取扱いの見直しについてですが、個人市民税の均等割及び所得割の非課税限度額の算定に用いる扶養親族のうち、留学生、しょうがいしゃ、または38万円以上の送金を受けている者を除く30歳以上70歳未満の国外居住親族を対象から除外するものでございます。総務文教委員会資料No.38、新旧対照表では、1ページの第21条、3ページ中段の第33条の3の3及び同ページ下段の附則第6条に改正条文をお示ししております。

次に、総務文教委員会資料No.37、主な内容について、2の特定公益増進法人等に対する寄附金控除の見直しについてですが、特定公益増進法人等に対する寄附金のうち、出資に関する業務に充てることが明らかなものに関しては、寄附金控除の対象から除外するものでございます。総務文教委員会資料No.38、新旧対照表では、1ページ下段の第31条の7に改正条文をお示ししております。

次に、総務文教委員会資料No.37、主な内容について、3のセルフメディケーション税制の延長・拡充についてですが、1万2,000円以上のスイッチOTC医薬品を購入した場合の医療費控除の特例について、対象となる医薬品の範囲を見直した上で、その適用期限を5年延長するものでございます。総務文教委員会資料No.38、新旧対照表では、4ページ中段の附則第7条に改正条文をお示ししております。

次に、総務文教委員会資料No.37、主な内容について、2ページの4、浸水被害対策のために整備される雨水貯留浸透施設に係る課税標準の特例措置の創設についてですが、浸水被害防止・軽減のため、特定都市河川浸水被害対策法や下水道法に基づき整備された雨水貯留浸透施設について、評価額の3分の1を固定資産税の課税標準額とする特例措置を創設するものでございます。総務文教委員会資料No.38、新旧対照表では、4ページ中段やや下の附則第11条の2に改正条文をお示ししております。

以上が改正の内容でございます。

最後に、総務文教委員会資料No.38、新旧対照表4ページ下段からの附則以下が本改正条例の附則でございます。第1条各号で施行日を定めております。5ページの第2条は、市民税に関する経過措置でございます。説明は以上でございます。御審査のほどよろしくお願い致します。

○【遠藤直弘委員長】 説明が終わりました。質疑を承ります。重松委員。

○【重松朋宏委員】 総務文教委員会資料No.37から3点、質疑します。

まず、1ページ目の1の扶養親族のうち、国外居住親族を対象から除外するという問題。これは外国人だけではなく、恐らく海外に出ている日本人も対象になると思うんですけれども、国立市民への

影響というのは、何らかの想定というのはされているのかどうか1点。

それから、次のページの4の浸水被害対策のために整備される雨水貯留浸透施設に係る課税標準の特例措置の創設についてなんですけれども、特定都市河川、これはどのような都市河川なのか。国立市で認定される都市河川って、ほぼあり得ないと思うんですけれども、それでも特例措置を創設することになるのはなぜなのか、3点伺います。

○【波多野課税課長】 まず1点目ですが、国立市の影響額ということでは、税金においてはマイナス方面になることはないと思います。また、対象者、該当者につきましても、少ないのではないかとということでございます。

特定河川につきましては、要件につきましては、まず、都市部を流れる河川、また、流域において著しい浸水被害や、またはそのおそれがあること。また、市街地化によって整備が困難であるということで、浸水被害の防止ができないということで、その3点が条件になっております。

国立市において現時点で該当となるような河川というのは、ないと想定されます。以上でございます。

○【重松朋宏委員】 3点目の該当は今後もないんじゃないかなと思うんですけれども、それでも今、条例を改正しておく必要性について。

○【波多野課税課長】 申し訳ありません。もとの国のほうの法律を改正しておいて、また、想定されることはないかもしれませんが、該当になる場合があった場合に受けるということで、市のほうの条例も改正させていただくということでございます。

○【遠藤直弘委員長】 ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、質疑を打ち切り、討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、討論を打ち切り、採決に入ります。

お諮りいたします。本案は原案のとおりに決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決しました。



議題(6) 第45号議案 令和3年度国立市一般会計補正予算（第2号）案

（歳入のうち所管する部分、総務費、教育費、諸支出金）

○【遠藤直弘委員長】 第45号議案令和3年度国立市一般会計補正予算（第2号）案のうち、総務文教委員会が所管する歳入、総務費、教育費、諸支出金を議題と致します。

当局から補足説明はありますか。政策経営部長。

○【宮崎政策経営部長】 第45号議案令和3年度国立市一般会計補正予算（第2号）案のうち、総務文教委員会の所管する部分につきまして、補足説明申し上げます。

初めに、4ページをお開きください。第2表、債務負担行為補正は、総務文教委員会の所管するのは、追加が1件でございます。国立市学校給食センター整備運営事業については、新給食センター整備運営に係る事業契約を締結するため、期間が令和3年度から令和20年度まで、限度額を62億7,212万9,000円に、物価変動、公租公課等の増減額を反映した額とする債務負担行為を追加するものがございます。

次に、歳入の主なものについて御説明いたします。10ページ、11ページをお開きください。

款15国庫支出金、項2国庫補助金は、歳出の補正予算に対応し、地域女性活躍推進交付金を追加するものでございます。

款16都支出金、項3委託金は、歳出の補正予算に対応し、オリンピック・パラリンピック教育推進事業委託金を追加するものでございます。

款19繰入金、項2基金繰入金は、今回の補正予算の100万円単位の財源調整として、財政調整基金繰入金を増額するほか、基金積替えのために、新型コロナウイルス感染症緊急対策特別交付金基金繰入金を追加するものでございます。

款20繰越金、項1繰越金は、100万円単位未満の財源調整のため、前年度繰越金を増額するものでございます。

款21諸収入、項4雑入は、派遣先の自治体から交付される派遣職員の人件費負担分を追加するものでございます。

次に、歳出の主なものについて御説明いたします。12ページ、13ページをお開きください。

款2総務費、項1総務管理費は、コロナ禍において困難な状況にある女性に対し、電話相談による支援体制を拡充するため、女性電話相談事業委託料を追加するほか、自宅訪問や出張によるアウトリーチ型の相談支援を実施するため、女性パーソナルサポート事業委託料を増額するものでございます。

20ページ、21ページをお開きください。

款10教育費、項1教育総務費は、野外体験教室の宿泊先変更に伴い、貸切バス運行委託料を増額するほか、第八小学校がオリンピック・パラリンピック教育文化プログラム・学校連携事業実施校に決定したことに伴い、文化プログラム芸術鑑賞公演等委託料を追加するものでございます。

22ページ、23ページをお開きください。

款12諸支出金、項1基金費は、基金積替えのため、新型コロナウイルス感染症緊急対策特別交付金基金積立金を追加するものでございます。補足説明は以上でございます。よろしく御審査のほどお願い申し上げます。

○【遠藤直弘委員長】 説明が終わりました。

歳入歳出一括して質疑に入りますが、質疑の際には補正予算書の該当するページを発言していただきますよう、お願いいたします。

それでは、質疑を承ります。小口委員。

○【小口俊明委員】 伺います。補正予算書4ページ、第2表、国立市学校給食センター整備運営事業の債務負担行為というところであります。本来は、令和3年度の当初予算で計上をしておくべきであったんだろうというところの中で、今回、債務負担行為ということで補正という形になっているわけであります。令和3年度の当初予算に計上できなかった理由を伺います。

○【橋本教育次長】 これにつきましては、我々教育委員会の担当部局、まさに、誠に申し訳なかったんですが、年度をまたぐ入札という一連の行為、これは分かっていたんですが、債務負担行為は令和2年度の補正予算の中で御議決を頂きまして、そこで1度設定すれば、このことが有効ではないかという部分の解釈をしてしまっていたということが大きな原因でございます。誠にこの債務負担行為の理解というのが不足していたというのが、大いなる要因ではないかと考えているところでございます。

また、財政部局とも総合的にどういう解釈をしていくべきかという話はあったんですけど、我々としても1度設定すればという話をする中で、なかなか当初予算の中でしっかりと設定するべきだとい

う結論が導き出せなかったというところでございます。以上でございます。

○【**箕島政策経営課長**】 まず、我々財政の担当としても、こちらは債務負担行為を再度、計上すべきといったところ、これは正直、最後気づかなかったから載っていなかったと。本来であれば、こちらから何らかアクションをして、大丈夫ですかという確認をすべきだったところ、できなかったというのは事実でございます。これは大変申し訳ございません。

この背景と致しましては、年度をまたいだ支出負担行為、入札行為を行うということは、国立市ではなかなか例のないことではございました。債務負担行為自体でございますが、単年度主義の原則を外れるような形、ほかにも継続費とか繰越明許費等ありますが、こういったものを積極的に使うようになってきたのがこの10年、15年ぐらいいかなという背景を持っています。例えばファイナンスリースをするに当たって、単年度の繰返しじゃなくて、これを適正化していこうとか、指定管理制度が入ってきたので、ここにしっかりと債務負担行為をかけていこうとか、また、複数年にわたる工事、これ従来は継続費でやっておりましたが、例えば都の総合交付金の算定の中では、予算を繰り越したものは対象となりません。少しでも多く財源を確保するために、債務負担行為を設定して予算を現年度でつけていく、こういったことの努力もしてまいりました。

債務負担行為というのは、スピード感が求められる行政運営で、柔軟に、効果的に事業をするために、それからまた、財源を確保していくためにテクニックとして使ってきたというところは実はございます。その中で、テクニックとしては使っていながらも、本質部分というのがしっかり理解できていなかった一面があったのが反省点であろうと私なりに解釈、整理しています。実は今回の課題もそうなんですが、全ての事務に関わるところで本質をちゃんと見ていくというところ、しっかり確認していくというところ、これは教訓として今後していきたいと考えているところです。以上です。

○【**小口俊明委員**】 今の御答弁では、1度設定すれば最後まで有効と判断をしたというお話でありましたけれども、これはつまり、令和2年度中に1度設定をしたと。設定すれば、令和3年度に入っても、そのまま有効であろう、このように判断したという答弁でありましたけれども、このように判断した根拠は何かあるんですか。単純な思い違い、あるいは何かの条文あるいは事例とか、いろいろ過去の情報に基づいて判断をされて、そのように考えたのか。その辺の背景を伺います。

○【**箕島政策経営課長**】 先ほど申し上げました単年度主義の原則を外れるものということで、継続費というのが実はございます。これは継続費を予算化すると、それで全ての予算を取り入れることになります。これは翌年度以降は繰越しという作業をしていくので、1度かければ今年度に渡って効力が渡っていくと。これに類似するような考え方を取ってしまったというところが1つ。

あと、債務負担行為自体は、法律上明示はされていないんですが、予算の一種という解釈の中で、ほかにも継続費のような今年度への効力というのはなく、あくまでも単年度主義の中の効果になるというところを後々よく検証したというところです。なので、これまでの経験というか、やってきた中で、実務の中で、多少勘違いというか調べ切れなかったところがあったのではないかと考えています。

○【**小口俊明委員**】 行政事務上は、継続費と繰越手続ということがそれに近い、これと勘違いをしたという説明みたいですけど、債務負担行為というのは継続じゃないだろうと思うわけです。これは予算なんだろうと思うわけで、その辺の勘違いをしたところの背景というのは、今後よくよく、なぜそうってしまったのかという、これはいわゆるヒューマンエラーの部分に当たると思いますし、よく検証してもらいたいと、このように思います。

もう1つ伺います。いわゆる勘違いをしてしまった、そのタイミングに関してなんですけど、今ま

でのお話だと、先ほど来の答弁で、令和2年度において債務負担行為をかけた時点でも、そのような認識だったんだろうと受け止められると考えました。もう1つタイミングがあって、令和3年度の当初予算をつくる時、ここのときにも検討をしたんだろうなと。あるいはしないまま来たのか、ちょっとその辺が私も、これまでの答弁の中では十分に把握できないんですけども、この債務負担行為が年度をまたがっても有効と間違った判断をしたタイミングは、どこどこですか。

○【**簗島政策経営課長**】 委員おっしゃるとおり、これを考えるタイミングとしては2回あったと思います。令和2年度の補正予算のときと、3年度の当初予算を計上するという、このたしか2回だったと思います。

令和2年の補正予算を計上したときに、このときに恐らく勘違いもあっただろうと思います。そうすると、恐らくそのまま来てしまって、3年度当初にも計上がなかったと。

○【**橋本教育次長**】 これは担当部局の教育委員会としても、令和2年度の時点では、その時点から当然、入札公告が必要だということで債務負担の御議決を頂きました。その後、当然、翌年度、令和3年度に契約をするということは、その時点で想定していたんですが、その時点から、ある意味、先ほどの繰り返しの答弁になるんですが、翌年度も有効ではないかという考えを持っていたというのが大きなミスだと思っております。それで、当初予算のときに議論の中で、そこを再度、もう一度突っ込んで議論なり調べたりすべきだったんですが、そこが甘く、抜けてしまっていたということが、大変申し訳なく思っているんですが、経過ということでございます。

○【**小口俊明委員**】 タイミング2か所のうちで、令和3年度の当初予算のとき、今の答弁じゃなくて、その前の答弁のときには、当初予算のときには検討はしたけれども、有効だろうと判断したというように聞こえるような答弁があったように私は認識したんですけど、そういうことでよろしいですか。検討はしたんだけど、そもそも継続だろうという認識であったから、そのまま債務負担行為を改めてかける必要はないと判断したのか、あるいは債務負担行為のことすら俎上にのらなかったのか、どちらになりますか。

○【**宮崎政策経営部長**】 恐らく初日の大綱質疑での私の答弁かと思います。私の申し上げ方がよろしくなかったかもしれません。経過から申し上げますと、課長等が申し上げたように、まずは令和2年度の補正予算、入札公告をする段階において、債務負担行為をかけることが必要かどうかということが、担当部局から政策経営課のほうに相談がございました。それにつきましては、内閣府のほうが示しているPFIの事務の手引き等を参考にしながら、その段階で必要だという判断を致しまして、令和2年度においては、債務負担行為を補正予算で提案させていただいたところでございます。

令和3年度の当初予算に関しましては、教育次長が先ほど申し上げましたように、担当部局のほうでも令和3年度に改めてかける必要があるという認識がなかったということと、政策経営課サイド、私どもとしまして、本来、担当課から上がってこなかった段階で、イレギュラーな関係なので、私たちが明確な認識を持っていなかったんですが、そこで改めて調べて必要だという判断をした上で、担当部局と調整すべきだったところを、私どもも単純に上がってきていない中で、必要ないであろうという認識の中、具体的に調べるができなかったというところでございます。以上でございます。

○【**小口俊明委員**】 そもそも当初からの認識の甘さが根本にあるのだらうなと思いました。しっかり今後は注意をしてください。

それで、また別の角度になりますけれども、令和2年度中の債務負担行為で、予算の根拠がある中で行ったこの一連の事業というのは、例えば入札とか幾つかあるかと思いますけど、令和2年度中に

行った事務は何ですか。

○【古川教育施設担当課長】 令和２年度中に行った事務としましては、入札に関わるもので言うと入札公告を行いまして、事業者の参加表明の受付、それから、入札審査書類の受付を行いました。ここまでが令和２年度３月までに行った部分になります。以上です。

○【小口俊明委員】 確認しますが、これが令和３年度に入って予算の根拠がなくなったわけでありまして、そのときに令和２年度中の今、御答弁のあった事務というのは、遡って無効になるのか、あるいは有効が続くのか、どうなんですか。

○【橋本教育次長】 ２年度中の一連の行為につきましては、債務負担の予算の御議決を頂いておりますので、その部分は有効であると我々としても考えているところでございます。

○【小口俊明委員】 有効だと。そうしますと今度、令和３年度に入って、債務負担行為を今、審査しているわけで、今日現在というか今現在、この債務負担行為で予算の裏づけがない状況になっているわけでありまして、この間、令和３年度中に、この事業で実施をした事務というのは何がありますか。

○【古川教育施設担当課長】 令和３年度中に行った事務としましては、価格点、評価点、技術点を決めて、候補者を選定、落札者を選定したということまでが令和３年度に行った事務になります。以上です。

○【小口俊明委員】 審査をして落札者を決めたということなんですかね。この間、先ほど来のお話のとおり、今の状況としては債務負担行為のない状況。つまり、言葉を換えれば予算の裏づけのない状況で事務が行われたというわけでありまして、このときに、この行政事務というのは有効であるのか無効であるのか、今どういう状態になっていますか。

○【中澤法務担当課長】 落札という行為は最高裁の判例で、契約の予約というふうに解されておりまして、契約の予約という行為についても予算の裏づけが必要であると解されておりまして、予算の裏づけのないまま行われた行為というのは、現状では無効と考えられます。

○【小口俊明委員】 分かりました。現状では無効ということでありまして、無効であることをこのまま継続するわけにはいかないわけでありまして、行政事務として、また、子供たちに安全な学校給食を提供していく責任の下でも、この事業というのは前に進めなきゃいけないのだろうと思うわけでありまして、これを有効にしていく必要があるわけでありまして、これは法的に言って、今回出てきている補正予算による債務負担行為、これによって有効にすることができると、法律上それが可能であるということと言えるのかどうか。改めて令和３年度中に行った業務、事務をもう一度繰り返さなきゃいけないのか、あるいは予算の裏づけさえ整えればいいのか、その辺の法的な解釈を伺います。

○【中澤法務担当課長】 過去の類似の裁判例を見ますと、議決が必要であった行為について議決なく行った場合に、後に議決が行われれば、その行為が遡及的に有効になると判示されているものがございまして、このような過去の裁判例からすると、今回の補正予算のほうを御審議いただいて、御議決いただければ、落札について予算の裏づけがなかったというような瑕疵は、治癒されたと評価されるのではないかと考えております。

○【高原幸雄委員】 債務負担行為について、今委員会の冒頭に教育長、市長から挨拶がありました。教育長が述べている一連の事業選定の行為を法令に従ったものにしたと考えておりますというくだりがあるんですけども、実は本会議での大綱質疑の中で、私どもの柏木議員が質疑して、今の状況というのは、今、前の委員も質疑しておりましたけども、結局、債務負担行為が令和２年度の予算で切れたと。３年度はこれから、今日提案されているわけですけど、その間の行為というのは執行予算上

の瑕疵があるということを認めたわけですよ。瑕疵を認めて、要は、しかし、これは治癒できるということで、行政管理部長が、そういう判例もあるのでというような答弁がありました。

私たちは、その判例をもらって読んでみたんです。そうしたら、あの判例は専決処分に対する案件なんです。後で議会が正式に議決して、それが認められたということなので、今回の事案とは全く性質を異にしていると私たちは考えているんです。つまり、瑕疵があったということは、何に対する瑕疵があったのかという点では、どうなんですか。

○【中澤法務担当課長】 確かに御提供した裁判例は専決処分に関するものだったんですけども、専決処分以外にも議決なく行われた行為が後の議決で有効にされたというような判例がございまして、あと、判決のほうでは議決がなかった、その議決、じゃ、その必要だった議決の趣旨というものが考慮されておりまして、例えばお示した判例の中でもあったんですけども、1つの判例では専決処分です予算のほうも立てておりまして、結局、その専決処分が違法と判断されたので、予算のほうもなかったということになったんですけども、その判例の中では予算の議決が求められている趣旨というのが判断されておりまして、その予算について長のほうに編成権がありますので、その長の専横を防いで、民主的な財政を担保するということで議会の議決が求められていると。そうすると、後にまた議会のほうで予算に関する議決があれば、瑕疵というのは治癒されると判断されております。

ですので、今回、予算に関する議決がなかったということが問題になっているかと思われますので、そうすると、また今回の御審議の中で、予算について経緯と理由も含めまして御審議いただいた上で御議決いただけると、その予算がなかったという瑕疵については、治癒され得るのではないかと考えております。

○【高原幸雄委員】 治癒されているのではないかと、勝手な解釈とも取れるような答弁というのは、あんまりよろしくないと思うんだけど、根拠に基づいて治癒されるとかされないとかいう答弁をお願いしたいんです。つまり、瑕疵があるというのは、どの行為をもって瑕疵があると当局は認識したんでしょうか。どこまでの行為というか。

○【中澤法務担当課長】 令和3年度に入って行われた行為で、先ほど教育施設担当課長からありましたけれども、落札という行為について予算の裏づけがなかったということが、瑕疵がある行為だと認識しております。このこと自体について判断している最高裁の判例は、管見にして見つけられていないんですけども、類似の判例からそのように評価されるということで、このように瑕疵が治癒されるかどうかというところは司法判断になりますので、現時点で確定的に申し上げるということではできかねるところです。

○【高原幸雄委員】 よく分からないんだけど、つまり私が質疑したいのは、いわゆる当局が言っている大綱質疑で、質疑に対する答弁で、開札や、あるいは落札決定は、瑕疵のある行為と認識しているのか。もしそういう認識であるならば、まさにこれは瑕疵、違法行為ではないのかという疑義が生まれてくるわけです。その辺についてはどうなんですか。もし仮に違法行為ということでやってきた。つまり、なぜかという、予算がないのに入札まで行っただと。この行為というのは落札まで実際はやっているわけです。だから、そうすると、契約まで結びつく、連動するそういう行為だと思うんです。だから、そういう意味では、これは違法行為につながるんじゃないかと思うんです。ですから、もしこれが治癒されるということになったら、行政というのは法令や条例に基づかないでも、何でもできちゃうということになっちゃうんじゃないかと思うんです。これはオーバーな言い方かもしれませんが、そういうふうに思えるんです。その辺については、だからしっかり答弁してもらいたいと思

うんです。

○【永見市長】 地方自治法の支出負担行為と予算との関係は明確に定めがあるわけでございまして、要するに、支出の原因となる行為、その一連の行為を、ちょっと記憶でやっていますけど、支出負担行為という。それには予算の裏づけがなしにやってはならないという、これは自治法上の定めがあると。そうしますと、令和3年度に入って仮契約は結んでおりませんけれども、開札を行ったという、その分の支出負担行為の一連の一部の合意、これについては地方自治法に抵触する行為であったと認識をしております。したがって、瑕疵ある行為であったと認識をしているということです。

したがって、私どもとしては、この状態をこのまま放置するわけにはいかないので、治癒の問題が先ほどございましたけれども、瑕疵ある行為があったということは残ります。なかったということではない。瑕疵ある行為があったということは残りますが、効力としてこれを治癒させると。そして、有効なものにさせて、私どもとしては仮契約、そして契約議決をお願いし、給食センターの事業に着手をさせていただきたい。こういう思いで今回、この補正予算案を提出させていただいたということでございます。

○【高原幸雄委員】 今、市長が言ったのは、地方自治法の232条の3、普通公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為。支出負担行為というのは、法令または予算の定めるところに従い、これをしなければならぬという規定があるということですよね。その意味では瑕疵があるということで、それを是正すると。そうすると、何ていうんですか、令和2年度の予算の中でできる行為なのかというのは、どこまで戻るんですか。2年度でやったやつが3年度にずれ込んで、これが瑕疵があるというわけでしょうか。

○【宮崎政策経営部長】 令和2年度の予算においては債務負担行為をかけておりましたので、令和3年の3月31日までに行った支出負担行為の一連の行為は、これは法的な裏づけがあるものでございます。令和3年の4月1日以降に行った事実上の支出負担行為に関わる行為、これは予算の裏づけのない瑕疵ある行為、議員のお話でもある違法行為、違法な状況であるといったところでございます。

○【高原幸雄委員】 そうすると、ちょっと前に戻りますけど、この瑕疵のある行為というのは違法行為じゃないんですか。

○【中澤法務担当課長】 法令に反しているという点で言えば、違法行為と評価されるのかなと考えられます。

○【高原幸雄委員】 最後のところがよく聞き取れなかったんだけど、もうちょっとはっきり。今の現状は違法行為と。

○【中澤法務担当課長】 今の現状は法令に反しているということで、違法であると考えられます。

○【上村和子委員】 補正予算なので、まず13ページの女性等相談支援事業が地域女性活躍推進交付金の中から出されていますが、これらについての事業の内容について説明してください。

○【吉田市長室長】 この女性等相談支援事業は、全部で3本の委託事業を考えてございます。まず、女性電話相談事業委託料につきましては、こちらはこれまで市のほうの相談手法というのは、大きく分けて電話と来所の2種類がございます。その中で電話相談というのは代表番号にかけまして、電話交換に例えば女性相談ですとかDVについてということで、ワンクッション伝えていただくことで女性相談につながっているという現状がございます。

コロナ禍の中で、迅速に相談につながることがまず必要だと思っております。その中で直通電話を設置いたしまして、本来であれば、これは婦人相談員が対応したいところではあるんですが、

コロナ禍が2年目に入らる中で、依然として相談が減らない状況がございます。その中で今回は委託事業という形で、専門の電話相談員の方に相談内容の聞き取り、記録、婦人相談員との情報共有、こちらを事業として検討してございます。

もう1つ、若年女性等つながり支援事業委託料につきましては、市の中では10代から30代の若年女性の方が、なかなか相談につながらないという現状がございます。その中で、そもそも市の各種相談窓口や制度の情報について、若年女性の方々に伝わっていないと分析しております。この中で、ここを集中的に取り組んでいきたいということ、そして、生理用品の配布事業のほうも、一般質問等でも御答弁させていただいておりますが、継続実施をしていくというところで、これは男女平等参画ステーションに委託をする形で継続してやっていきたいというところがございます。

最後、3点目が女性パーソナルサポート事業ですが、これは国立市の独自事業ですけれども、コロナ禍においては、これまでは市役所や委託事業者、これはNPO法人くにたち夢ファームさんですけれども、そちらに来庁、来所していただいて相談支援を行ってまいりました。しかし、コロナ禍の中で来庁、来所が非常に難しい。外出を控えている方や在宅勤務等で自宅を出ない、または出にくいという方がいらっしゃいます。相談だけではなくて具体的な自立支援、生活支援を行う必要性のある相談者の方が散見されてきております。この中でアウトリーチ、訪問型の相談機能をパーソナルサポート事業に追加して、御自宅等で生活状況を見ながら必要な支援を行う。または御自宅の近くの場所で相談が受けられるような機能を加えると。この3点を新たに追加したいと考えております。以上です。

○【上村和子委員】 どれも本当に貴重な、コロナ禍の中で必要な事業だと思うのですが、この原資が地域女性活躍推進交付金という、この原資が使えたのはいいんだけど、その原資の意味合いと、コロナ禍を受けて大変苦勞している女性たちの救済という事業が、意味的につながらない感じがするんです。使えたのはすごくいいんですよ。だけど、本来ならコロナ禍における女性の救済措置として、そういったものを支援するという仕組みの中で出されるべきお金ではないかと思うのだけれども、そういう補助金は国からは、そういう仕組みがないということでもいいんですか。今のところここしかないということですか。

○【吉田市長室長】 これまでも厚生労働省、内閣府等の様々な女性に関する補助金等は見てきたわけですが、なかなか、特に国立市でおけばパーソナルサポート事業に直接的に該当するような補助金というのは、これまでのところはなかったという現状がございます。

○【上村和子委員】 今、国立市議会でも女性たち議員が超党派で、そういった仕組みを越えていこうという意見書を出す準備をしています。その課題があったかなと思います。

続きまして、もう1つ、次のところが、21ページのオリンピック・パラリンピック教育アワード校事業謝礼として20万円出ているんですけれども、これは今回のオリンピック・パラリンピックを前提とした事業だと思って間違いないか、事実確認です。

○【川畑指導担当課長】 このオリンピック・パラリンピック教育に関しましては、今回、実施が予定されています、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けての事業で間違いございません。

○【上村和子委員】 これはいろいろお勉強なさるんだと思うんです。もともと計画にあったからこういう事業をやったわけですけれども、お聞きしたいのは、現状の中でオリンピックがもし開かれた場合、パラリンピックが開かれた場合、子供たちが応援したり、子供たちがいろいろ関わるといことが今のところ計画上あるんですけれども、今この状況の中で国立市の子供たちが参加するとか関わ

るとか、そういうことは計画上あるんでしょうか。そのままになっているんでしょうか。そこだけお聞きしたい。

○【川畑指導担当課長】 先日の議会でも答弁のほうでありましたが、現在のところ、学校観戦等に関しましては、計画のほうは予定をしておりでございます。

ただ、ここで言っていますオリンピック・パラリンピック教育に関しましては、平成28年度から継続して、日常の学校での教育活動の中で行われているものと付随して行われているものです。

○【上村和子委員】 すみません、これ教育長に聞きます。今まだ予定がそのまま生きているということですけど、今、新型コロナに関しては子供たちも感染しているという現状の中で、子供たちがまだワクチン接種の対象になってないという状況の中で、現状のまま計画どおり、子供たちがそういうオリンピックに参加していくことについて、私はやめたほうがいいと思う。私は危ないと思うんですけど、そのまま新教育長としては予定を遂行していくというつもりですか。

○【雨宮教育長】 現時点の判断としては、現行どおりやっていくべきだと思っていますけれども、この間、たしか高原議員の質疑のときにもお答えしています。現状をなるべく把握しながら、そのときに緊急事態宣言が出ているのか、まん延防止措置が出ているのか、あるいは児童生徒がどう考えているのか、あるいは保護者もどう考えているのか、あるいは学校長がどう考えているのか、それをトータルに斟酌しながら、今、委員おっしゃったように、やめたほうがいいと考えていらっしゃる方もいらっしゃいますし、行きたい、見たいと考えていらっしゃる方もいらっしゃいますから、それを総合的に判断、しんしゃくしながら決定していきたいと思いますので、今現在は予定どおりやっていくべきだろうと思っています。以上です。

○【上村和子委員】 それでは、どういう場合には断念するのかとか、そういう条件の整理とか、タイムリミットでそういう判断をするぎりぎり、いつぐらいまでなのかというふうにタイムスケジュールはどう組んでおられますか。組んでない場合は組んでないでいいです、今日の段階では。

○【雨宮教育長】 まだ東京都のほうから、観客を入れるのか入れないのかということも決まっていませんので、そういうことが分かり次第というようなところがあるかと思います。それと、いつだということについては、正直申し上げて、まだそこは設定してございません。以上でございます。

○【上村和子委員】 じゃ、あとは討論で。

最後に、4ページの債務負担行為です。ここについて私たちが今、議論する、審査して今回入ってきていますが、このままでは違法になるから、瑕疵を治癒するために私たちは今回出されてきた補正予算を審査すると。目的は瑕疵を治癒するために審査することなんです。イエスかノーで答えてください。

○【藤崎行政管理部長】 瑕疵を治癒ということはあるんですけども、基本的に瑕疵があったという事実は残りますので、法令に沿った手続に戻していくといった形で、今回の補正予算案の成立をお願いしているものでございます。

○【上村和子委員】 私はちょっとシビアに言いますが、今日、最初に教育長と市長が言った言葉の意味の重さを、職員の皆さんがどう考えているかということをお聞きしたくて今、聞いているんです。皆様方の瑕疵を治癒するために、我々は今この審査をさせられているわけです。議会が。皆さんの瑕疵の尻拭いをしているわけです。それあっていいんですか。それあっちゃいけないでしょうということで、そういう意味で、市長と教育長は自らを律しなきゃいけないし、契約の手続はちゃんとやらなきゃいけないという反省を言ったんだと思うんですけど、そのことは、ここにいらっしゃる

皆さん方は十分お分かりかと思いますが、取りあえず私たちは皆様方の間違った瑕疵を、去年の9月で住友議員が聞いたにもかかわらず、そこで見直さず、そして今回、小川議員が一般質問の通告をしたことで初めて気がついた。こういう行政運営をやっていたら駄目でしょうって市長と教育長は言っている。じゃ、職員の皆様、部課長はどうなんですか。

○【橋本教育次長】 まさに今、質疑委員さんおっしゃったとおり、我々として、これはしっかりと受け止めていかなきゃいけないと考えております。ここの債務負担行為というものがどういうものだったのかというのを、しっかりと捉えられていなかったという反省を、我々自身、教育委員会がこの案件の主管課ですので、これは私含めてしっかりと、債務負担行為だけじゃないと思います。こういうことを法令に従って公務員というのは動いているんだよというのを、改めて我々自身、胸に刻みまして、しっかりと、どういうふうにこういうことを防いでいくかというのは、チームとしての、組織としての対応は、しっかりしなきゃいけないということだと思います。当然、個人としても自覚を持ってやっていかなきゃいけないということもございますので、そのことを含めてしっかりと今後、再発に向けて対応をしていきたいなと改めて思っているところでございます。どうもすみませんでした。

○【上村和子委員】 これは今後、最終本会議までに市長が自ら律していくということを出されるから、厳しく御自分たちで検証なさって結果を出してください。

それで、検証を兼ねて、実は私、5月25日に6月議会の議案説明を受けております。5月24日です。その段階では62億円の債務負担行為は入っておりませんでした。ところが、突然、債務負担行為が入ったよという連絡が来るんですが、いつの時点で補正にこの62億円の債務負担行為をしなくちゃいけないと決めたか。その決裁の起案日について教えてください。

○【箕島政策経営課長】 この間の経過でございますが、2号の補正予算案につきましては、4月の末ぐらいから内部調整を行いまして、5月の21日が庁議、ここで一旦、確認をしているところです。それ以降、5月25日に先ほどありました一般質問の通告の締切りがございました。それ以降、最終的に2号案として起案したのが5月26日でございます。

○【上村和子委員】 5月26日に起案されたということですが、では、一般質問で5月25日の締切りで分かったと。じゃ、5月25日の分かった後、26日に起案するまでの間、何をやったのか教えてください。

○【箕島政策経営課長】 一般質問でございました中で、まず、債務負担行為の効力について再度、確認をさせていただきました。その中で令和3年度については、債務負担行為自体が単年度しか効力は及ばないだろうといった中で、3年度には債務負担行為が計上されていないというところの事実を確認をしています。そこで、今、手続が進んでいる契約議案につきましては、まだ仮契約までいっておりませんでしたので、まず一旦、手続を止めております。その間、今回予算がない状態というのが分かりましたので、それが今どういう状態なのか。それから、これをどうすれば前に持っていけるのかというところを中で議論したところで、2号補正の中に債務負担行為を改めて計上させていただくというようなことを内部で決定させていただいて、起案をしているといったところです。

○【上村和子委員】 25日に分かって26日に起案されるまでの間で、債務負担行為の効力がどうか検証したと。それで、ないともまずいだろうと結論したと。ここでどこが動いたんですか。今、箕島課長が答えていますけれども、古川課長が答えていませんよね。どこがこの検証をしたんですか。

○【古川教育施設担当課長】 検証につきましては、教育総務課の私と、それから、政策経営部のほ

うで、お互いに、こちらが行っている状況も御説明する中で検証を行ってまいりました。以上です。

○【上村和子委員】 そこまでは皆さん方は去年の9月の段階で、古川課長がおっしゃったことをみんなで共有されていて、それが債務負担行為の改めて検証をしたら、これは計上しなきゃまずいって180度変わるんですよ。こういうふうに政策経営と古川課長のところが一緒に債務負担行為の効力について検証したのは、これが初めてなんですか。5月25日、26日が初めてなんですか。それまでやったことないんですか。

○【古川教育施設担当課長】 令和2年9月に御質疑いただいた際にも、私のほうで資料を調べたりしまして、政策経営部のほうともお話はさせていただいております。その中で、調べた資料の中で私が債務負担行為は新たにかけなくてもという答弁をすることを判断したわけですが、先ほど来のお説明にあるとおり、債務負担行為がその年度以降も続くだろうというような考えの下で、その当時は判断をしてしまったと。これに関しては非常に申し訳ないなと考えております。以上です。

○【上村和子委員】 謝らなくていい。検証するときは謝らないほうがいいです。私が知りたいのは、簗島課長も去年の9月の段階で古川課長のところから相談を受けて、古川課長のところと同じような解釈をしていて、今年5月25日に小川課長の通告を見て、びっくりして、ちょっとこれもう一遍、債務負担行為の効力を調べなきゃいけないかなと思ったという私の解釈で間違っていないですか。

○【簗島政策経営課長】 令和2年の9月の段階は、確かに私どものほうに相談を受けています。ここは当時の担当した職員の記憶等もあって、後から聞き取っているところなので、確かかどうかはちょっと分からないところがありますけれども、そこで資料提供等をしたものを見ると、令和2年度に債務負担行為をかけなければいけない理由、要はここで契約の手続に入っていくので、債務負担行為をかけなければいけませんといったようなところは確認をしていたというところでございます。ですので、ここで本当は突っ込んで、債務負担行為そのものが単年度しか効力がないんだから、3年度もかけるべきだということなどで調整をこちらの側でできればよかったんですが、そこまではできていないという状況です。

○【上村和子委員】 こういうふうに検証をしていってください。どこでミスが生じたか。

それで最後に、時間がないので法務担当課長にお聞きしますが、法務担当課長がこの件で相談を受けたのはいつでしょうか。去年の9月から受けたことありますか。

○【中澤法務担当課長】 私が伺ったのは、今年5月31日です。

○【上村和子委員】 どうですか。法務担当課長は契約のときに、いつもアドバイスができる位置にいたと思うんですが、では5月31日まで法務担当課長の助言なりアドバイスを聞かないで、契約事務を考えていたということではないんですか。

○【古川教育施設担当課長】 給食センターの関係に関しては、個別に言うとその件もそうですけども、要求水準書等をつくっていく中でも幾つか御相談はさせていただいておりました。ただ、債務負担のものに関して、個別に御相談に伺ったというようなことは今までございませんでした。

○【上村和子委員】 今日クリアに、やっぱりさすが法務担当課長ですから、クリアにこの状態は違法だということもおっしゃっているわけです。恐らく基本だったから、早い段階で債務負担行為はどうでしょうかという質疑とかあったり、もしくは恒常的にこういう契約事務のときに、必ず決裁するときには法務担当課長の意見を聴くと、全て聞いておくと、こういう仕組みをつくっていれば、このようなミスはなかったと思うのです。だから、見直すならこういうことなんじゃないかと思うんですが、これはいかがですか。ミスを防ぐために何がなかったのかというところを、今の段階で

も考えなきゃいけないじゃないですか。

○【藤崎行政管理部長】 今回の件をしっかりと検証をさせていただいて、そのプロセスの中で何が欠けていたのか、何をすれば一番ベストだったのか、その辺を考えて、そのような確認のプロセスについても、きちんと整理をしていきたいと考えております。

○【遠藤直弘委員長】 ここで休憩に入ります。

午後6時20分休憩



午後6時35分再開

○【遠藤直弘委員長】 休憩を閉じて議事を再開いたします。

藤江委員。

○【藤江竜三委員】 それでは、債務負担行為の前に、21ページの貸切バスについてちょっと確認していきたいんですけど、これは、どういったことをやるのか、どういった補正予算なのか、ちょっと確認させてください。

○【川畑指導担当課長】 これは、小学校第5学年で行っています野外体験教室に係る貸切バスについてです。

昨年度、令和2年度まで、平成19年度から14年間にわたり、羽村市自然休暇村に宿泊をしておりますが、この施設が令和3年、今年3月末をもって閉館することが決定いたしました。それに伴い新しい宿泊施設が必要となりました。

新たな宿泊施設の開拓をするに当たり、3つの候補施設を選定いたしました。令和3年2月22日に、担当校長2名、教育委員会事務局2名で実地踏査のほうを実施し、板橋区の施設、板橋区八ヶ岳荘に決定を致しました。

補正予算の理由であります、これまでありました羽村市自然休暇村のほうは、山梨県の清里のほうにございました。今回、板橋区八ヶ岳荘は、長野県諏訪郡富士見町のほうにございます。そのことから、国立からの運行距離が長くなり、運転時間も長くなったため、補正が必要というふうになっております。以上です。

○【藤江竜三委員】 ありがとうございます。

それじゃあ、債務負担行為のほうに行きます。債務負担行為で今回瑕疵があったということで、大変残念なことではあるんですけども、それで、実質的に損害を受けた方というのは存在するのでしょうか。まず確認です。

○【古川教育施設担当課長】 金銭的な意味において損害を受けたというような方、それから法人といたらないというふうに認識しております。以上です。

○【藤江竜三委員】 分かりました。

それと、入札からやり直すという判断も1つはあるのかなと思うんですけども、今回入札からやり直すという判断ではなくて、瑕疵の治癒という方向で行こうというふうになされた訳というところはあるのかということを教えてください。

○【橋本教育次長】 確かに、プロセス、瑕疵があった入札からという議論もあろうかと思います。ただし、そこからやるということは、もう一度入札公告から始める中でやるということ、これは一定の期間がかかるというふうなことはあろうかと思います。

それで、一方では、やはり令和5年の2学期という目標を立てた中で、子供たちに安心安全な給食

をいち早く提供していきたいというふうなこともございますので、そここの考えを整理した中では、この予算を出させていただく中で、前に事業を進めさせていただければというふうなことで考えているところでございます。

○【藤江竜三委員】 ありがとうございます。

それで、令和5年2学期を目指していくということだと思うんです。今回の瑕疵を治癒していくという場合であっても、多少の遅れは出てしまうと思うんです。それは、令和5年2学期で、どの程度になるか確定的なものではないんですけど、多少の遅れなら挽回できる余地はあるのかというところを確認させてください。

○【古川教育施設担当課長】 どの程度の遅れになるか、まだ、この補正予算ですとか、その後の手続も不明な状況ではありますが、この補正予算が通って、その後、手続を進めていくということになれば、令和5年2学期に向けて開設をしていくというところは、大丈夫かなというふうに考えています。以上です。

○【重松朋宏委員】 私からは、総務費の女性関係のは他の委員から質疑がありますので、通告しておりましたけれども、省略します。

21ページの教育費の教育指導費、野外体験教室の宿泊先の変更について改めて伺いますけれども、羽村市の自然休暇村清里が、なぜ急に閉館することになったのか、なぜ補正予算で組む羽目になったのかについては、まず御存じでしょうか。

○【橋本教育次長】 羽村市のほうで、これは、連絡を私のほうで頂いております。その中で、詳しい日付はちょっとすみません、今記憶がないんですけど、2月のいつだったでしょうか、羽村市の方針として今後施設を閉めていくというふうなことになりましたので、今後の利用については申し訳ないんですけど、というふうな話がありました。その中で、我々としても、先ほど担当課長が答弁したとおり、代替施設を探していくというふうな経過の中で1つ候補が見つかって、その中で場所が変わったというふうな中で、この補正予算につながっているというふうな、そういう状況でございます。

○【重松朋宏委員】 2月に閉める方針となった。これ、1月26日の羽村市議会で指定管理者の議案が否決されたからなんですよ。その中でも、ほとんどの議員が反対して否決されているんですけども、質疑の中でも、事前に予約とかあっても、ほとんどが行政関係の予約が多いから大丈夫じゃないかみたいな質疑もあるんですけども、国立市も事前に予約や日程の予定をしていたんじゃないですか。行き先が変更になることによって、日程も変更せざるを得なくなったようなことがあるのかなのか、まず伺います。

○【橋本教育次長】 まず、予約はどこまで正式にしていたかというふうなのが、すみません、ちょっと今手元に資料がなくてですね。ただ、毎年羽村市さんの施設にお世話になっていましたので、当然、年度の繰返しとして、今後もというふうな話は中であつたと思います。

それで、何だったか、もう1つの質疑、すみません。（「行き先が変わったことで、日程の変更等」と呼ぶ者あり）日程については、今のところその予定どおりの中で相手方と話が進んでおりますので、変更というのは大きくないというふうな中で今進めているというふうな状況でございます。

○【重松朋宏委員】 たまたま代わりの施設も見つかって、日程もそこが空いていたので影響が少なく済んだんですけども、やはり国立市として、14年前、むしろ羽村市のほうからぜひ使ってくださいときたというふうにも聞いていますし、そちらの都合で一方的に4月1日から閉めますよというのを2月になって通知されるというのは、かなり不当な部分があるかと思うんですけども、その

ことで、国立市としてはさらに遠いところに施設も変更してというようなことをする羽目になったわけです。何らかの対応があつてしかるべきだと思うんですけどもいかがでしょうか。

○【橋本教育次長】 これはなかなか、こういう公の席でどういうふうに言ったらいいかというのはあるかと思うんですけど、ただ、我々としても羽村市の施設を使用させていただいてもらっていたというふうなことには、やはり感謝の気持ちを持たなきゃいけないかなと思っております。ただ、当然相手先の都合がある中で、そのような状況を我々としても、じゃあどうにかしてくださいということころまでは、なかなかこれはどこまでどう言うかというふうな考え方もあるかと思いますが、なかなか代替地を我々も探す中で、しっかりとそこが、いいところが見つかったというふうな中で、子供たちに影響がなかったというふうなことを考えれば、予定どおり進められているというふうなことをもって、我々としても了としているというふうな考え方でございます。

○【市川教育指導支援課長】 新しい施設、板橋区のほうなんでございますが、私も含めて担当校長2名と実施踏査へ行かせていただきました。羽村市の施設もすばらしかったんですけども、板橋区の施設も大変整っておりまして、その周辺も豊富なアクティビティーができる環境にあります。国立市の子供たちにとって、非常にすばらしいところを見つけられたなということでございますので、御報告をさせていただきます。以上です。

○【重松朋宏委員】 ありがとうございます。本当にいろいろこのことによってかなり大変だったと思うんですけども、結果的にはいいところをうまく、日程も変更することなく、国立市の教育委員会の努力でできたことはよかったんですけども、羽村市議会で反対討論しているのが結構親しい議員だったりするので、かなりじくじたるものはあるんですが、こういうのは、本当に急に4月1日からの閉館を1月末ぎりぎりになって、そんな決められては困るというのは、やっぱりその事情は羽村市議会も含めてちょっと受け止めていただきたいなというふうに思います。

同じく21ページの文化プログラムの芸術鑑賞公演とオリンピック・パラリンピック教育アワード校事業、これは、具体的にはいつ何をするものなんでしょうか。

○【川畑指導担当課長】 まず、オリンピック・パラリンピック教育アワード校についてですけども、今回指定を受けました国立第八小学校のほうですが、今年度の取組と致しましては、12月にパラリンピアンを呼んで、講演会を開く計画であります。

同じく国立第八小学校が指定されました文化プログラム・学校連携事業につきましては、11月から1月にかけて、3つのプログラムを計画しております。1つは、演劇の手法を使いながら様々な材料を使用して、子供たちと、みんなのまちを考えるワークショッププログラムを行っている団体を迎えて、展覧会の日に造形遊びを行う予定と聞いております。2つ目は、聾者、聴者が協同する一寸法師の人形劇の鑑賞と併せて、上演終了後は簡単な手話の学習などの体験交流を行う予定。最後は、やはり、聾者、聴者が共に活動する音のワークショップ。有名な楽器や珍しい楽器、いろいろな種類の楽器に触り体験をする音のワークショップを予定しているところでございます。

○【重松朋宏委員】 これは、オリンピックムーブメントに関連した文化プログラムとしての公認プログラムでしょうか。それとも、応援プログラムなんでしょうか。というのは、公認のプログラムだとIOC理事会の承認が必要で、なおかつ、東京大会の競技大会の終了までのプログラムなんです。応援プログラムはかなり自由なんですけれども、その代わり、五輪マークだとか、オリンピックの文言というのは使えないはずだと思うんですけども、その辺り、11月以降オリンピックというのを冠して、東京大会も終わって次のパリ大会に向けて動き始める中で、オリンピック文化プログラムで

きるんでしょうか。その辺りの確認というのはされていますでしょうか。

○【川畑指導担当課長】 これは応援プログラムになっております。また、五輪のマークですとかにつきましては、「よい、ドン！」プログラムの中で東京都のほうで認証されていますので、期間内は使用できることになっております。

○【重松朋宏委員】 分かりました。

関連して、他の委員からもあったんですけれども、オリンピック競技の観戦事業。国立市は、小学校低学年は熱中症のこともあるので観戦対象にしていなかったということで、去年小学2年生の私の長男は対象外だと安心していたんですけれども、3年生になって対象になりまして、8月に観戦事業というのが組まれちゃっているんですけれども、観戦事業で感染したというようなことになったら大変なことです。1点だけ確認しておきます。観客を全員入れるかどうかというのもまだ分からない、半数ということになったら、チケットが全数希望者分来るのかどうかも分からないということなんですけれども、これ、実地調査はされているんでしょうか。つまり、毎日都内のあちこちの学校からそれぞれの会場に引率されて、公共機関を使って移動するわけです。国立でいえば、どこに集合して、何時の電車の何両目に乗って、誰が引率して、現地に着いたらどこに乗って、どこで集合して、どこの入口から入ってというようなことを時間刻みできちんと検討する羽目になるんですけれども、それは、実地調査というのはされたんでしょうか。

○【市川教育指導支援課長】 現段階では実地調査というのはしておりません。ただ、指導室課長会というのがございまして、そこでの話によりますと、もし学校連携観戦が実施される場合は、東京都教育委員会が公共交通機関、つまり、電車の運行について、何月何日のどここの駅で、何々市立何々小学校が電車に乗るといったようなことが分かるシステムを今用意しているというお話は伺っているところでございます。したがって、もし実施されとなれば、そのシステム等を使って、どここの何両目に乗るといったようなことも想定できるため、その時点で実地踏査は当然行っていく予定でございます。

○【重松朋宏委員】 その時点ですることになるということですか。まだ、それぞれの学校のどのクラスで何人がというような希望も全く取られていない状態で、そもそもそういうのが本当にできるのかというのがあるんですけれども、例えば、埼玉県の自治体なんかは、さいたまアリーナでの観戦事業を市としてやめるというような自治体が出てきているので、やはり国立市としても判断していいんじゃないかなというふうに思います。

これ、希望者ということですよ。夏休み中のものとパラリンピックで授業が開始した後とあるんですけれども、希望しなかった子供は、出席日数が1日減っちゃうというようなことにもなりかねないんです。進学はできますけれども、例えば中学3年生で高校受験のときに、出席日数が何日なのかとかというのはあるので、その点の配慮についてはどうなっているんでしょうか。

○【市川教育指導支援課長】 これは、本当に心配されるところだと思うんですが、欠席にならないように、全校統一した考えで進めるように合意形成しているところでございます。

○【重松朋宏委員】 欠席扱いということにならないような対応をお願いしたいと思います。

それでは、予算書の1ページの第2条の債務負担行為の補正及び4ページ第2表の債務負担行為について伺います。これ、落札者の決定が、予算が執行された4月以降になってしまった問題。当初の予定だと、事業者選定までは終わっていて、あとは仮契約以降の契約のみということだったので、急遽補正予算に入れば治癒される瑕疵はない状態だったと思うんですけれども、そうですよね。当

初予算に入っていなかったとすれば、補正予算に入れば、契約行為をしていたら、それは問題になりますけれども、その後で仮契約、契約に移っていたら、治癒される瑕疵はない状態できたと思うんですけれども、予算の裏づけがない状態で事業者選定を4月、5月にしてしまった。この違法な行為は解消しないことになるんじゃないかなと思うんですが。それはなぜかといったら、入札の延期が、締切日の直前になって入札を延期したということなんです。これ、締切日は2月8日で、延期を決めたのが2月5日で、国交省の通知があったのは1月7日付なんです。この1か月間は何をしていたんでしょうか。通知があって、早い時期に、国立市はコロナのこともあるので延期しますよというふうにしていたならば、まだ疑念は生まれないと思うんですけれども、1か月間ブランクがあったというのはなぜなのでしょう。

○【古川教育施設担当課長】 1か月間のブランクについてですけれども、2月8日まで当初は入札関係書類の提出の期間であったところを1月延ばして3月8日にしたという、その上で、その後それを考える期間が1月7日から2月まで1月あったはずだということなんですけど、我々としては、国交省のこの通知を確認していくということと、それから、事業者においてもそういった影響があるかということ調査していたといったところになります。

○【重松朋宏委員】 事業者に影響を聞いていたと。これ、応募は始まっていたんですよね、2月以降。延期を決めた2月5日時点ではまだ応募はされていなかったんですよね。それで、疑念というのは、締切りが近いのに応募がないので、期間をちょっと延ばすので何とかしてほしいというような、市のほうからアプローチをかけたんじゃないかというようなことを言う方の話を聞いたこともあるんですけれども、そういうことはなかった、市のほうからアプローチをかけたわけではなく、あくまで、市のほうで事業者に、コロナの影響で応募のための事務が大変そうだからということで、国立市の中だけの判断で延期を決めたということよろしいでしょうか。

○【古川教育施設担当課長】 事業者に、コロナの影響が会社としてどうなのかということは確認しておりますけれども、あくまで、延長するかどうかということは、そんな、事業者のコロナウイルスに関する影響ですとか、世の中全体の状況、それから国交省の通知を見て、市のほうで決めたということになります。以上です。

○【重松朋宏委員】 もう一度確認します。市のほうから、もう締切りが近いけれども、締切りを延ばすので応募してほしいと、アプローチをかけたという事実はないということでよろしいですか。

○【古川教育施設担当課長】 おっしゃるとおり、そのような事実はございません。

○【重松朋宏委員】 分かりました。

そこで、債務負担行為の執行に気づかなかったというようなことの問題は、他の委員の質疑の中からも明らかなんですけれども、私は、やはり体制がきちんとしていなかったんじゃないかと。教育委員会で所管して、必要に応じて相談する体制を取っていたというんですけれども、PFIって、国立市は未経験ですよ。しかも、大量の事務が事前の準備行為である。それに不十分な体制だったんじゃないかなと思うんですけれども、教育施設担当課長は、市長部局のほうの課長も兼任しているじゃないですか。かつ、教育施設担当課の古川課長以下の職員は、課長以外では何人いらっしゃいますか。

○【古川教育施設担当課長】 教育委員会の側で1名、それから市長部局の政策経営課のほうで1名、仕事によってそれぞれ1名ずつ部下がいる状況です。以上です。

○【重松朋宏委員】 教育委員会と市長部局と課に1人ずついる状態で、この数年間、新学校給食センター建設のPFIの事業のほかに、どんな事業を担当されていらっしゃいますか。

○【古川教育施設担当課長】 まず、教育委員会においては、二小の建て替えの検討等が大きなものかと思います。それから、市長部局においては、二小の複合施設というところもありますけれども、公共施設の再編計画ですとか、公共施設の総合管理計画、こういったものも大きな仕事であったかなというふうに思っております。以上です。

○【重松朋宏委員】 かなり、公共施設全体のこともやりながら、二小もやりながら、五小ももう手をつけていますよね。数年前だと包括外部委託みたいな、ネーミングライツなんかも含めてみたいなことも手がけていらっしゃいました。それをそれぞれ課長以下の職員が1人ずつというのは、ちょっとオーバーワーク、この体制で進めようとしたこと自体にかなり無理があったんじゃないかなと思いますが、その点いかがなのか。あと、残業時間なんかは大丈夫ですか。かなりオーバーワークぎみじゃないかなと推測するんですけれども。

○【古川教育施設担当課長】 残業の関係について、すみません、記憶の範囲でお話をさせていたきたいと思いますが、両課ともそんなに極端に多い残業ではないというふうに記憶しております。すみません、具体的な数字が言えればよかったのに申し訳ありません。びっくりするような数字ではなく、一般的な範囲であるかなというふうに考えています。以上です。

○【橋本教育次長】 全体的な体制というふうなことがどうだったのかというふうな御質疑でございますが、これは、かなり多岐にわたってやっていたというふうに私も思っております。ただ、その中で、必要に応じて報告、相談を受けながら対応してきたと思っておりますが、一方では、例えばしっかりと財務の部分のところを掘り下げてやらなきゃいけなかったとか、そういうところの今回総括の中で、その辺のところも含めて原因というふうな部分は、しっかりと検証をさせていただければというふうに思っているところでございます。

○【重松朋宏委員】 ぜひしっかりしてください。私は立ち止まってやってほしいと思うんですけれども、前に進めるにしても、そこをきちんと検証した上で、やはり体制をきちんと組み直してやっていただきたいと思います。

そこで、今回補正予算案を可決させて、瑕疵が治癒されることを前提に、瑕疵を治癒させるために補正予算出てきているんですけれども、ここで瑕疵が治癒されるということを前提に、契約議案も当初提案することも可能だったんじゃないか、そうしちゃうんじゃないかというふうにも思ったんですけれども、それをしなかったのはなぜなのでしょう。

○【永見市長】 議案を出す前提として仮契約を結ばなければいけないと。仮契約を支出負担行為として成り立たせるためには、この補正予算が通らないと仮契約、今回の場合は議決事件ですので、仮契約があつて本議決。その仮契約ができていないときに議案を出すというのは、これは無理があるという判断をしました。

○【重松朋宏委員】 その仮契約も、補正予算案が可決されれば仮契約の瑕疵も治癒されるだろうと思えば、かなり強引にやろうと思えばできた、それをしなかったことは評価してよいと思うんですけれども、それをしなかったというのは、やはり、そこはきちんと手順を、契約議案、仮契約がたとえ1か月近く遅れることになるとしても、そこはきちんと手順を踏もうということでしょうか。

○【永見市長】 そのとおりでございます。結果として債務負担行為がかかっていないということを私自身認識を致しましたので、債務負担行為の支出負担行為の一部のある仮契約を前に進めるわけにはいかないと。これ以上法令違反の状態をつくっていくことは好ましいことではないということから判断をさせていただいたものです。

○【重松朋宏委員】 きちんと政治的なセーブがかかったことだなというふうに思います。

そこで、ちょっとお尋ねしたいんですけども、この予算案が可決して、債務負担が再度有効になった状態で契約議案を提案しました。しかし、それが否決されたということになったらどうなるんでしょうか。事業者に対して市に何らかの賠償責任が生じるのか。あるいは、この本予算案が否決された場合、法的的にどうなるのかを伺います。

○【中澤法務担当課長】 予算が立った上で契約議案が否決されたということですので、本契約の成立は議決に基づくということで合意になっていますので、その点については、責任を負わないというような契約内容になっていたかと思います。債務負担行為を含むこの補正予算案が否決されたことによる賠償のほうについては、ちょっと現時点のほうを精査しないといけないというのはあるんですけども、何らかの賠償責任が生じる可能性があるのではないかというふうに考えております。

○【重松朋宏委員】 分かりました。我々がどう判断するのかというのが迫られているんですけども、この補正予算案が否決されると、仮契約を結ぶこともできないし、PFIを断念ということもできないかなり宙ぶらりん状態で、ちょっと先が見えない状態になるということが分かりました。

そこで、瑕疵の治癒瑕疵の治癒と言うんですけども、債務負担で治癒される瑕疵って具体的にどのような行為なのか。第4回の評価委員会が4月13日に行われていて、評価委員会による落札者決定と、あと5月に市長名で事業者決定の告示をした、この2つが治癒されるべき瑕疵ということでしょうか。

○【古川教育施設担当課長】 評価委員会の評価につきましては、その評価を市長、教育長に報告をして、改めて内部の庁内委員会で内容を確認した後に、技術点を決裁で決めていくということになっております。ですので、私の認識としては、評価委員会の内容については、今回の違法な部分に当たらないのかというふうには考えております。それからあと、細かいところでいいますと、基本協定とかそういうものを含んでおりますけれども、治癒される部分は細かいところ、基本協定ですとか、落札者の決定、こういったところが治癒される部分になってくるかなというふうに考えております。以上です。

○【重松朋宏委員】 評価委員会で決めたことについては瑕疵ではないだろうと。だけれども、その後のその結果を受けて庁内委員会で決定し、市長名で事業者の決定を告示した、庁内委員会の決定と市長名での決定、この2つが瑕疵ある状態にあるということなんですか。

○【中澤法務担当課長】 裁判で瑕疵ある行為として指摘されるのが、やはり、支出負担に係る行為ということが多くなっておりますので、現時点でそれに関係する、契約に一部、契約に含まれるような行為ということであるとすると、契約の予約に当たる落札という行為と、あと先ほどありましたけれども、基本協定書というのを締結しているので、基本協定書の締結行為というのが、現時点で瑕疵ある行為として把握されるものなのかなというふうに考えております。事実的な行為として、行政のやった行為がどうかというのはまた別にあるのかもしれないんですけども。以上です。

○【重松朋宏委員】 どうしてここまで厳密にしようとしたかというのと、これ、瑕疵は治癒されるだろうとお考えみたいなんですけれども、最高裁の判例ですと、原則として重大かつ明白な瑕疵を無効の要件としつつ、例外的に明白性を欠いても無効となる場合がある、つまり、軽微な瑕疵であれば治癒されるけれども、重大かつ明白な瑕疵であれば治癒されないんじゃないかな、それが判例としては。瑕疵の存在は明白ですよ。ただ、これが重大な法令違反かどうかというのがポイントなんですけれども、それについては、裁判結果を待たないと、治癒されたとも、治癒されないとも言えないんじゃない

ないでしょうか。つまり、裁判のかかってしまうリスクは、依然としてあるんじゃないかと思うんですけれども、その点についてはいかがですか。

○【中澤法務担当課長】 確かに、重大かつ明白な瑕疵というものの考え方は、1つ行政行為についてはあるかと存じます。今回は、自治体が私人と同じような立場で行っている契約という行為でございまして、それについて、議決が必要なものについて議決がなかったというものは、最高裁の判例でも無効というふうには返されているものです。でも、その無効が、後の議決になって有効になるかどうかというところについていえば、過去の裁判例からすると、議決を欠いていたという瑕疵の原因である場合には、後に議決があればそれが治癒され得るというふうな判断になっているかと理解しております。

○【重松朋宏委員】 そこで、落札行為、つまり落札者決定を市長名で行ったことと、あと基本協定書の締結が、瑕疵が治癒されて有効になるのかどうかというのは、やはり私はまだグレーの部分があると思うんです。もしこのまま、契約議案の可決まで行ったんだけれども、瑕疵が治癒されていないというふうにもし裁判で負けた場合どうなるんでしょうか。その場合、責任は市長にあるのか、あるいは議決した議会の側にも責任が及んでしまうのか、あるいは落札者決定そのものが無効というふうになると、それに基づく契約自体がまた無効になってしまうんじゃないか、契約できなくなってしまうんじゃないかと思うんですけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○【中澤法務担当課長】 確かに、瑕疵が治癒されないというような判断となりますと、やはり契約は無効というふうには返されるかと存じます。議決に関する議会の責任という点で考えますと、こちらが御提案した議案について御審議いただいた議決ということで、特段法令上、何か違反している議案についての議決ということではございませんので、何か法的な責任が生じるということは考えられないのかなというふうには今考えているところです。

○【稗田美菜子委員】 それでは、御質疑させていただきます。初日のときから大綱で何度も聞かれていますし、一般質問でも取り上げられている内容ですので、繰り返しになるかもしれませんが、委員会できちんと審査をして議事録に残すということが私は大切だと思いますので、ちょっと丁寧に御質疑させていただきたいと思います。

今、重松委員からありました重大かつ明白な瑕疵というものであれば、行政行為でのものであれば無効であると、そもそもそれが無効であると、行政行為そのものが無効。じゃあ、今回のこれが行政行為なのかどうかという議論は1つあると思います。それはどのように解釈を法的にされるのかお伺いいたします。

○【中澤法務担当課長】 瑕疵が重大かつ明白な場合に行政行為が無効になるというのは、行政行為というのが、相手方に対して一方的になされる場合に言われているような考え方となっているかと存じます。行政庁には、行政目的を実現するために、法律によって認められた権能に基づいて、一方的に国民の権利義務その他の法的地位を具体的に決定することができるというふうになっているんですけれども、そのような行為については公定力という、それがたとえ法律や条例の規定に違反したとしても、権限ある機関が正式にこれを取り消さない限りは有効とされて、国民を拘束するという特殊な効力が認められているところでございます。ただし、法令違反といったような違法の度合いが著しい場合にまで取消しを待たないと処分が有効というふうにするのは妥当ではないというので、瑕疵が重大かつ明白な場合には無効として取消訴訟によるまでもなく、その効力がないというふうにすべきだというような手順になっているかと存じます。

本件につきましては、契約というところで、行政庁が一方的に行う処分といったようなものではなくて、私人と同じような立場で結ぶものとなっておりますので、重大、明白な瑕疵の場合には無効という、そういった議論がストレートに当てはまる場面ではないのかなというふうに理解しているところです。ただ、先ほども申し上げましたけれども、議決が必要な行為について議決を欠く場合には、その行為は無効であるということが示されておりますので、無効ということには変わりはないかなというところです。

○【稗田美菜子委員】 分かりました。そうすると、今おっしゃられました行政行為というのは、一方的に行政庁が行われること、例えば租税の賦課だったりだとか、そういうことなのかなというふうに、あとは建物、違法建築物をなくしてくださいよ、撤去してくださいよみたいなことだったりとかということだと思います。それに対して今回の、行政の行為なのでこれも行政行為なのかなというふうに思えるようにも考えられるんですが、それは行政行為ではなくて、私法上の行為という説明があったんです。これはちょっと、もう1回説明なんですけど、私法上の行為ではないように、行政が行っている行為なので行政行為というふうにも思えるんですけれども、そうではない理由をもう一度お伺いします。

○【中澤法務担当課長】 行政が行う行為の中には、一方的に行うという行為、行政処分などを含めた一方的に行う行政行為と私人と同じ立場で行う行為というものがあまして、今回の落札ですとか、基本協定書の締結ということに関しましては、私人と同じような立場で行う行為であるというふうに理解しております。

○【稗田美菜子委員】 分かりました。そうすると、行政が行う行為の中には行政行為というものと私法上の行為というものがあって、行政行為は一方的に行うようなもの、命令みたいなものですね。それに対して、今回のような協定書の締結自体だったりだとか、落札だとかというようなことについては、相手方があって相手方との協定の上で成り立っているものなので、私法上、わたくしほうですよ、わたくしほう上の行為ということでもいいということ、解釈でいいということで間違いなのか、もう一度御確認いたします。

○【中澤法務担当課長】 委員のおっしゃるとおりかと思います。

○【稗田美菜子委員】 分かりました。そうすると、この私法上の行為について、現在議決がなきゃいけなかったものがないので無効であるという解釈になると思います。そこでお伺いしたいんですけれども、そもそもこの瑕疵という、議決がなかったという状態を治癒ということをどう解釈すればいいのかなというふうに思うんですが、治癒というと、要するに、瑕疵そのものは要は傷みたいなものですから、残るけれども治っていくという解釈なのかなと思いますが。法的な解釈として、過去に、今議決を、本補正予算案で議決を採ることによって、議決ができることによって、落札の時期に遡って有効とするということが、その判断を有効とするということができるのかどうかお伺いいたします。

○【中澤法務担当課長】 過去の裁判例から致しますと、瑕疵が治癒されたことによって、瑕疵の行為が遡及的に有効になるというふうに判断されているというふうに理解しております。

○【稗田美菜子委員】 分かりました。治癒されるということですね。確認なんですけれども、瑕疵は瑕疵として残るということでもよろしいんでしょうか、お伺いいたします。

○【中澤法務担当課長】 落札とか、基本協定書の締結という行為が有効になるという効果はあるんですけれども、それを予算の裏づけなく行ってしまったという事実は残るかというふうに存じます。

○【稗田美菜子委員】 分かりました。そうすると、ここにいるというか、今回この議案を提出する

に当たって担当部局もそうですし、財政のほうも、少なくともそこにいらっしゃる当局の皆さんと理事者の皆さんは、物すごい大変なことだったということ、物すごい大変なことをしてしまったということを非常に身につまされたというか、これだけの時間をかけて議論をしなければいけない事態が起きたということは、もう重々承知なんだと思います。

ところが、このこと自体がどのようにして全庁的に共有できるのか。検証するということは先ほどありました。ただ、これだけの事態が起きているということを、どれだけの職員さんたちがお分かりになっているのか。実際に当事者として、いつ起こるか分からないことが起きたわけですね。だって、勘違いだということが、勘違いとはおっしゃっていませんでしたけれども、認識が間違っていたということは既に訂正が入っておりますので、そういうことは誰にでも起こるんだと思います。実際に防げないことが起きてしまった。じゃあ、今この起きていることをどれだけの方が理解しているのかと考えたときに、どの程度の方が理解できているというような感覚でいらっしゃるのか、どれぐらいの危機感をお持ちなのかお伺いいたします。

○【**箕島政策経営課長**】 全庁の職員がどう捉えているかということだと思います。恐らく、例えば担当レベルの職員というのは、今ここで話している議論という細かい情報というのは行っていないんじゃないかと思います。どうそれを周知していくかというのは今後考えなければいけないところだと思います。よく一般的に、例えば、研修やりましょう、これを題材として取り上げたらどうかというのはあるかと思うんですけれども、なかなか私も研修とかを経験している中で、やっぱり受け手側の意識というのにも必要なだろうと思うんです。やっぱり、話を聞いただけだとどこか人ごとで聞き流してしまうこともあるだろうというのは正直思います。そこの受け手側の意識啓発というのとプラスしてこういったことがあって、やはり、自治法上の財務事務というのはこうなっているんだみたいなことを周知するところが必要なかなというのは感じています。これは、財務事務だけでいいのか、契約事務まで含むのかとかというのは、今後の検証の中も含めて再発防止というところで考えていくところなのかなと、今現状ではそういうふう考えております。

○【**稗田美菜子委員**】 もちろん再発防止というのを考えていかなきゃいけないと思うんですけど、これだけの緊張感を持っているということを今このタイミングで分かっているといけないうるんです。何か大変なことが起こっているらしいよという感覚では全然駄目なわけです。それくらい大変なことが起きちゃったということをやはり全庁的に認識していただきたいと思いますし、この間奔走されたと思うわけですよ、それぞれの方たちが何とかしなきゃいけないと言って。それは、当事者意識を持った人たちは奔走されたと思うんです。でも、そこに、じゃあ、どこまで自分は関わっているかなというところまで考えが及んだ職員さんがどれだけいたのかなと思うと、私はちょっと不安になったりもしています。

そこで、私ちょっと副市長にお伺いしたいんですけども、事務執行の長としてですね、事務執行の責任者ですよ、として、これまでのいきさつもそうですけれども、今この起きている事態、職員様に対して、どのような感覚を職員が持っていて、どうしなければいけないとお思いなのかお伺いいたします。

○【**竹内副市長**】 おっしゃるとおり、今回のこの経験を残していかなきゃいけないという気持ちはあります。蓄積していかなきゃいけないと。先ほど別の委員からの中で、こういったミスをしたときに、そのミスを越えて、それをプラスに変えていく必要があるというようなことを示唆していただいたんですが、例えば、かつて生保の事務のミスがあつていろいろすったもんだあつたんですけれど

も、結果として、それを越えるシステムをつくるとか、職員の意識を変えていったということがありますので、イメージからすると、あのような形で、今回のミスを蓄積して、二度と起こさないというのは当たり前なんですけれども、債務負担の問題だけじゃなくて、財務会計上の問題であるとか、あるいは法令遵守とか法執行のために、一体自分の仕事の根拠は何かというようなことを常に考えるような、そういう思考をつないでいく必要があるなというふうに思っています。

具体的にじゃどうするんだという話なんですけれども、それは少し考えさせていただいて、この緊張感というか、この臨場感が伝わるような何か形を持って、全職員に何か伝えていくような形を考えるべきだろうというふうに思っています。

○【稗田美菜子委員】 これから先はそうだと思います。私が最初に伺ったのは、今この感覚をどれだけの職員さんが持っているのかというのを、組織を見渡せる副市長としてどう認識しているのかということがとても大切だと思うんです。こういうことって、もちろん財務的なことももちろんですけども、全てに一事が万事そうだと思うんです。どこまで自分事として考えることができて、どこまで想像力を働かせることができて、どこまで当事者の意識までに自分の意識を及ぼすことができるかというのは、本当にその人の力になっていくことだと思いますし、全てのことに共通していることだと思います。それを副市長としてどうお考えなのか、もう一度お伺いいたします。

○【竹内副市長】 今頂いた御意見で否定するものは何もないです。共有しますし、考え方はぜひやらなければいけないということだと思います。実際にそのことを職員個々にどうやって浸透させていくか、意識づけしていくかというのはそうそう簡単ではないということはあると思うんですけれども、通り一遍の研修をやれば済むという話では多分ないと思います。日常的な業務を通じて、いや、実は、こういうときにこういう問題が起きて、こういう事態になったよということをつないでいくような何か形がないかなというふうには思っています。そんなに簡単なことだとは思っていませんけれども、やらなきゃいけないことかなというふうに思っています。

○【稗田美菜子委員】 分かりました。意識を持っていたいただいているということとはよく分かりましたので、そこについては今からぜひ取り組んでいただきたいというふうに思います。債務負担行為のところは質疑を以上にさせていただきます。

もう1つだけ、13ページの女性等相談支援事業のところだけ御質疑させていただきます。今回、国庫の地域女性活躍推進交付金というのがついたということだと思いますが、これは今までついていなかったのか、今回初めてのことなのか、これまでの経緯を含めてお伺いいたします。

○【吉田市長室長】 市として地域女性活躍推進交付金を申請したのは、今回が初めてになります。

○【稗田美菜子委員】 申請が初めてというのは、過去にあって使ってこなかったのか、それとも何か事情があったのかお伺いいたします。

○【吉田市長室長】 この事業、今回3つのタイプがありまして、女性活躍推進に関する交付のものと、そして、寄り添い型の支援に関するもの、そして、今回ここで、つながりサポート型というのが新たに創設されまして、ここが国立市の新たな女性支援の支援メニューと合致しているというところで申請を致しました。

○【稗田美菜子委員】 分かりました。これの4分の3の補助ということで、とても大切で、よくつながったというか、社会的に大事なことだという認識が、ここでちゃんと出来上がったのかなというふうに思います。

電話相談と若年女性のつながり支援と、それからパーソナルサポートという3点ですが、電話相談

についてお伺いしたいんです。専用電話を引いて委託するということでした。時間帯がどのようになっているのかということと、電話の形態というんですかね、インテーカーを挟んで個人的につながっていくとか、そうじゃなくて個々にちゃんとつながっていくような状況なのかお伺いいたします。

○【吉田市長室長】 電話相談事業は、まず直通の電話を庁内に引きます。電話相談の相談員の方には、市長室の婦人相談員と同じ執務室のほうに入っていただきまして、基本的には電話相談のインテークをしていただく予定です。その後、婦人相談員と情報共有をして、必要な支援につなげていくというふうに考えております。

○【遠藤直弘委員長】 質疑を打ち切り、討論に入ります。上村委員。

○【上村和子委員】 私は、まず結論から言うと、瑕疵を治癒するための債務負担行為については認められないということで、反対の立場です。

まず評価するのは、女性相談に関してのパーソナルサポート等が入ったことはとても意義あることだと、これは高く評価いたします。

債務負担行為について、なぜ瑕疵の治癒という前提での審査に応じられないかという、私は認めることができないと思ったのは、今回、気づけるところは何回もあったというふうに思うわけです。それで、結果、誰が皆さんたちに教えてくれたかという、昨年でいえば昨年の9月議会の総務文教委員会での住友委員の質疑、これ通告しているんですよね、コロナですから。突然聞いたわけじゃなくて、通告して、それに答える形で大丈夫ですというふうに答えてしまっている。私、ここすっごく実は引っかかっているんです。住友議員が初日のときにも言ったけれども、みんな、大丈夫大丈夫だと言って、古川課長だけが大丈夫だと言ったわけじゃなくて、そこにいた市長はじめ皆さんたちが大丈夫だとうんうんと言ったと、自分のほうが自信がなかったと、それで強く言わなかったと彼女は言うんですけど、ここですね、最初のポイント。そのとき全員がうなずくんじゃなくて、住友議員の言っていることってどうなのかなと言って、1人ぐらい、調べたほうがいいんじゃないかなというふうに思う人が誰もいなかった。これはどうしてかと考えたほうがいいです。人ごとにしていた。これ、古川課長が考えることじゃないと思ったら、まずそれ以外の人は考えない。古川課長は大丈夫だと言った人なんです。仲間って、大丈夫じゃないよと言ってくれる人が仲間なんです。そういう意味で、私は住友議員が一番の古川課長の仲間じゃなかったかなと思う。それをみんなで、いやいや、住友議員の言っていることは大丈夫大丈夫となった、ここです。

私の物すごいうがった見方をします。住友議員が、まだ期が浅い女性だったからかなとふっと思いました。これが、例えば私みたいなのが、もう何期もやって、強気で、いや、あなた、本当それでいいんですかとかいうふうに強気で言ったらどうだったろうかと思うわけです。だから、相手に関わりなく、議会でのそういう本当に大丈夫かという質疑に対しては真摯でやってください。そのことによって、そのときしっかり住友議員の話に耳を傾けている人が1人でもいたら、今回のこのことは起きていないんです。

次に教えてくれたのが、小川議員でしょう、一般質問。小川議員が一般質問に取り上げてくれて初めて慌てた。これ、議会の中で住友議員とか小川議員とか、今回、元の総務文教委員会の稗田議員も一生懸命質疑している、古濱議員も一生懸命している。私は、本当に女性議員頑張っているなど党派を超えて思います。ですから、議会の意見というのは、基本すごく重く見てください。与党、野党関係なく重く見てください。失敗を最小限にするためにです。

ちなみに、今年、令和3年4月15日の日に何が行われたかということ、瑕疵が無効になっていますけ

れども、国立市学校給食センター整備運営事業PFI事業者選定庁内検討委員会が開かれています。これは4月15日です。このときに、事業者評価委員会による加点項目審査の結果について、行けるといふに決めた。これ、副市長が委員長で、部長たちが集まっている会です。この議事録を出してもらいましたが、どなたも債務負担行為のことは触れてない。だから、これ、庁内検討委員会がやられたこの日、債務負担行為、予算の担保なかったんですよ。債務負担行為が執行している担保がない状況で、副市長はじめ部長たちはいいよと決めてしまった。これは重たいです。だから、ここも、何で自分たちは気づかなかったんだろうと、副市長はじめ部長たちもよくよく考えてください。

それで、そういったことを踏まえて、市長は最終本会議までに、御自分のやっぱり法律にのっとった適正な事務をやるというのは当たり前のことだと。このことができなかったことを重く重く受け止めているという反省をしているから、それに対してしかるべき責任を取るとおっしゃっているから、誰が責任を取らなきゃいけないのか。私は取るべき人がちゃんと取っていただきたいというふうに思います。そういう意味で、そこまで見届けたいと思います。これで私の反対の討論と致します。

○【高原幸雄委員】 第45号、一般会計補正予算（第2号）案については、反対を致します。

今、討論でもありましたけれども、瑕疵状態を治癒させるために今回の債務負担行為が提案されている、先ほどの質疑にもありましたけど。しかし、昭和52年8月9日の東京高裁の判決では、要するに、予算のないところでやった瑕疵状態をつくったことについて、その後予算が通っても、これは治癒をしないという判決が出ているんです。こういうことを考えると、やっぱり、どこまで有効かという問題もあるんですけれども、そういうことも十分に今回見直しを図ってやるべきだというふうに思います。

そういう点では、うちの住友議員が昨年の9月4日でしたか、委員会で、大丈夫なんですねという質疑をしたときに、大丈夫大丈夫という答弁で押し切られたわけけれども、やっぱり、そういう意見についても真摯に向き合って、十分な検討をすべきだというふうに思いますので、これは、役所としての体質の問題があるのかもしれませんが、そういうことも、今後再発防止という点で考えると、十分に念頭に置いて改革をしていただきたいということを要望して終わります。

○【小口俊明委員】 本補正予算案に賛成を致します。

この中には、国立市学校給食センター整備運営事業に関する債務負担行為が含まれております。現給食センターは既に老朽化が進み、子供たちに安全で安心の給食を提供し続けていくためには、限界が近づいてきていると思われます。ウエット式をはじめとした古い設計、そして経年変化、現状、防そ防虫を繰り返し実施しなければ衛生状態を保てない、このような状況ではないでしょうか。一日も早い新給食センターの設置が待たれるところであると思います。

令和3年度に入り、関連の債務負担行為を計上しなければならなかったところ、国立市の認識違いで、ここまで予算根拠がない状態が続いております。行政手続に間違いがあれば深く反省をし、これを正さなければなりません。本補正予算案を可決をし、債務負担行為を設定することによって、令和3年度中に行った瑕疵ある行為、そして違法状態、これを解消し、法的に治癒できると、このような発言が当局及び市長からなされたわけであります。子供たちに安心安全の学校給食を提供する新給食センターの実現を前に進めていくことを願いまして、第45号議案令和3年度国立市一般会計補正予算（第2号）案に賛成を致します。

○【藤江竜三委員】 本補正予算案に賛成の立場で討論いたします。

総務費では、女性電話相談事業委託料、女性パーソナルサポート事業委託料、若年女性等つながり

支援事業委託料など、コロナ禍で困難を抱える女性に対して支援する体制の構築をしていくことというのは、求められていることだと思います。これをスピーディーにやっていくためには、この補正予算が必要だと考えます。

また、教育費においては、貸切バス運行委託料、いろいろ事情があって、新しいところを見つけてくださったということです。コロナで少し延期というふうなことになるかもしれませんが、様々な困難があるかもしれませんが、私はこういった事業を積極的にやってほしいと思っています。やはり、これは本当に子供たちにとって楽しい事業でありますので、進めていただけたらと思います。

また、オリンピックに関しても、私は全然オリンピックとかスポーツイベントに興味がなく、まだ1回もオリンピック関連のものを見ていないんです。長年見ていないんですけれども、楽しみにしている子供というのも一方にいるのかなと思うと、簡単に中止というのもできないのかなと思います。その辺りを総合的に判断するということですので、しっかり情勢を見極めて判断していただけたらと思います。

そして、債務負担行為ですけれども、やはり、瑕疵があったというのは非常に残念なことであります。しかしながら、全体を見ますと、実質的な損害が確認されていないということ、また、入札からやり直すということになりますと、今進んでいる給食センター、老朽化が進んでおります。そういったものを放置していいのかと言われると、なかなかそうはならないと思います。令和5年の2学期に目指して進めていくためには、やはり、瑕疵の治癒という方策を取っていくのが私は妥当なのかなというふうに思いました。その点からも、債務負担行為をしっかり補正予算で出した手続というのは、私は妥当だと思いますので、この補正予算案に賛成いたします。

○【重松朋宏委員】 私、昨年の9月議会で債務負担の設定そのものに反対しておりましたので、本補正予算案にも反対いたします。

恐らく、PFI事業で進めていなければもっとスピーディーに、こんな問題も生じないで、コストもかけずに進められたことだなというふうに思います。今回、仮契約及び契約議案の提案を強行されなかったことについては評価します。やろうと思ったら、補正予算から債務負担の部分だけを切り離して、初日に即決して、すぐ契約議案を出すなんということも、強引にやろうと思えばできたんですけれども、そういうことはしない、改めて手続を踏もうとしたということについては、行政の良識が発揮されたんだなというふうに思います。

ただ、一方で、この議案が否決されると途端に誰もが困ってしまう。PFIで進めていくわけにはいかないし、かといって別手法に切り替えることもできないという事情は分かります。ただ、私はそもそもPFIで進めていくということに反対でしたので、本補正予算案には反対ということです。

まず、指摘、要望になりますけれども、3点申し上げておきます。

女性電話相談事業、それから女性パーソナルサポート事業委託、それから若年女性等つながり支援事業についてです。それぞれ機微な個人情報を扱う事業を委託することになります。個人情報の取扱いについては、しっかりと気をつけていくように、特に委託先でということなので、しっかりと市のほうで指導をしていただきたいということが1点です。

また、いわゆるオリパラ事業については非常に疑問も多いところがあります。先日、聖火リレーのために、わざわざ大学通りとさくら通りの街灯に、ペナントを設置するための器具まで取り付けてペナントを設置しておりました。小中学生の観戦事業とか、聖火リレーは市の事業ではないですけれど

も、やはり、市として主体的な判断をしてもよい時期に来ているんじゃないかなというふうに思います。とりわけ、学校の教職員の負担は、もっと日常の学校活動のほうに向けていただきたいと思います。その意味でも、野外体験教室の宿泊先の突然の変更というのは、かなり市としても急遽の負担を強いられることになりましたし、きちんと抗議をしていただきたいと思いますというふうに思います。

債務負担設定が執行されていたことについて、私は、これは給食センター建て替えの事業そのものの、やはり取り組むための組織体制、仕組みの問題だと思います。徹頭徹尾そうだと思います。答弁の中で、ところどころ職員個人の問題、あるいは意識づけの問題として捉えられているように受け止められるような答弁ありましたけれども、個人の問題、意識の問題にしたら、これ、必ずまた何か再発するんじゃないか、あるいは別のところでミスを起こすと思います。それが1者入札になりそうだということを見越して、対応しなかったことに対する答弁の姿勢、問題として本当に認識しているのかなと疑問を覚えるような答弁がありましたけれども、正直ちょっと不安なところがあります。

とりわけ、瑕疵は治癒されるということなんですけれども、私は、依然としてグレーの部分がありますので、裁判リスクは抱えることになります。落札者の決定そのものが重大な瑕疵とされ、無効となる余地はまだ残っていると思いますので、それに対して、市長個人がとか、教育長個人がとかという話ではなくて、きちんと市の組織として体制、対応をつくるということが一番の責任の取り方であるということを申し上げまして、反対の討論と致します。

○【稗田美菜子委員】 本補正予算案には賛成の立場で討論させていただきます。

まず、女性等相談支援につきましては、これまで市で単費で賄われていたものが、ここでようやく国の補助の4分の3が充てられるということで、国立市で取り組んできたことが、社会として必要なものと認められた第一歩であるとも私は思いました。代表番号からつながるのではなくて、専用電話を引いて、インテーカーを置いた上で婦人相談員に伝えていくという手法は、直通電話ということで相談のハードルがぐっと下がることと思います。また、インテーカーというのは、混乱している段階で相談の電話ってかけたりする人が多いと思うんですが、そういう自分を丁寧に整理してくれますし、そもそもそこでしぼんでしまっている自分の心だったりとか、自分の気持ちをしっかり膨らませて、エンパワーメントしてくださるという場合もあると思います。そういう本当に寄り添って話を聞いてくださる支援につながると思うので、とてもすばらしい事業だと思います。

また、支援につながりにくい若年女性に対してのつながり支援を行うということ、それからパーソナルサポートを、来ていただくのではなくてアウトリーチ型にしていくと、出向いていくということも非常にいい事業だと思います。コロナ禍で大きく影響を受けた1人でも多くの女性がエンパワーメントされて、前向きに頑張っていこうというふうに、そういう支援に、そういう女性を1人でも多くつくっていけたり、そういう支援につながっていけるような形にしていきたいと思います。

それから、債務負担行為についてですが、落札と基本協定書の締結という私法上の行為について、議会の議決がないまま無効になっていたものが有効と、後から追って議決をすることによって有効となって、これに基づいて支出を行っても違法とは判断されないと考えられるというふうに法務担当のほうから御回答いただきました。厳密には司法判断になるので確定的なことは言えないとのことでしたが、これまでの違法状態が治癒されて、無効だったものを有効にしていくことは、一定の理解を示したいと思います。また、一から入札を行わないで、こういった、いち早く新給食センターに進めていきたいという政策判断を行ったということも、苦しい中ではありますが、私自身は理解をしたいと思います。

ただ、大きな問題が組織の中にあるということは、もう露呈されたことだと思います。露呈された以上は、きちんと対応しなければいけないと思いますし、一番最初、市長のほうから、教育長からもありましたけれども、市長のほうからは冒頭に、市長としてこの事態を重く受け止め、自らに対ししかるべき措置を取るとともに、副市長、教育長及び関係職員に対しても責任を明確にし、必要な措置を取ってまいる所存でございますと、これを最終本会議までに結論を出すとのお話がありました。

それぞれの方たちが、職員さんたちが、段階はそれぞれだったと思いますが、はっと、ヒヤリ・ハットですね、はっと、本当に血の気の引いた記憶があると思います。それをぜひ共有していただいて、こういうことが二度とないようにしていただきたいと思いますし、それが今いつとこのことではいけないと思います。これがこれから先も続いていく。まさに市役所が受けなければいけない仕事というのが、いつの時代からと比較をしてもとても複雑になったと思いますし、高度化されていると思います。年々対応しなきゃいけないことも増えていると思いますし、それに対して、国や東京都のほうでの法体制だったりとか、いろんな体制が整っていないということもあると思いますが、それでも行政の職員というのは対応していかなければいけないと思いますので、チームワークをきちんと取って、チームで対応していくということ、ミスを必ず回復していくという形、ミスを犯していかないという形をぜひ取っていただきたいと思います。

責任の所在を明確にして、しかるべき人が責任を取ること、それから、一番はとにかく楽しみにしている子供たちを絶対にがっかりさせないということを強く願ひまして、賛成の討論とさせていただきます。

○【遠藤直弘委員長】 討論を打ち切り、採決に入ります。

お諮りいたします。本案に賛成する方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

ただいまの採決の結果、可否同数であります。

よって、国立市議会委員会設置条例第16条の規定により、委員長において本案に対する可否を裁決いたします。本案について、委員長は可決と裁決いたします。

稗田委員。

○【稗田美菜子委員】 附帯決議を出したいので、休憩をお願いします。

○【遠藤直弘委員長】 ただいま可決されました第45号議案に対し、附帯決議を提出したいとのことですので、暫時休憩と致します。

午後7時53分休憩



午後8時10分再開

○【遠藤直弘委員長】 休憩を閉じて議事を再開いたします。

先ほど可決しました第45号議案に対し、御手元に御配付していますように、稗田委員外2名から附帯決議が提出されました。

提出者から提案理由の説明を求めます。稗田委員。

○【稗田美菜子委員】 貴重なお時間を頂きまして、ありがとうございます。夜も遅いですので、簡潔にさせていただきます。

令和3年度国立市一般会計補正予算（第2号）（案）に対する附帯決議としてまとめさせていただきました。本補正案には、令和3年度から令和20年度までの62億7,212万9,000円の債務負担行為が含

まれております。これは、国立市学校給食センター整備運営事業費として計上されておりますが、本来であれば、当初予算に含まれてしかるべき内容でありました。契約の手続を前にして、予算の裏づけがないまま業者選定及び決定に至ったことが判明し、現在では仮契約を保留している状態であります。

事務手続に瑕疵があったことを市当局は真摯に受け止め深く反省するべきですし、団体意思決定機関としての議会としてもこの事態を真摯に受け止め、新給食センター運営事業費については、子供たちにとってよりよいものにしていくために、慎重かつ丁寧な審議が必要であると考え、下記のとおり市当局に要望いたします。

3点いたしました。契約案件の提出に当たっては、議会が慎重に審議できるように十分配慮をすること。

2番目、新給食センターに関しましては、今後丁寧な情報公開や説明責任が果たされるとともに、今も、未来も、子供たちにとってすばらしい給食を提供する場とすること。

3つ目は、今の新給食センターがいずれ老朽化することを考えて、学校給食の将来を見据え、その在り方については、子供たちや保護者の意見を反映した新しい方式なども取り入れる可能性を考慮し、丁寧な検討を今から進めていくこと。以上を求めさせていただきます。

○【遠藤直弘委員長】 説明が終わりました。質疑を承ります。上村委員。

○【上村和子委員】 それでは、1点目の契約案件の提出に当たっては、議会が慎重に審議できるように十分に配慮すること、ここの意味することについて、具体的にお願いします。

○【稗田美菜子委員】 市長からも議運の中で説明があったんですけども、追加議案の契約議案につきましては、本来であれば契約議案は本会議の即決案件となりますが、議運にかけて慎重審議をしていただくような時間を取るというような説明がありましたように、委員会付託を進めていく形、総務として契約案件については、提出された場合には委員会付託として進めていきたいと考えております。

○【上村和子委員】 提出者の3人の皆さんは、契約案件が提出されたときには、ちゃんと議運にかけて、総務文教委員会に委員会付託をするようにということで意思を一致されたということでいいんですね。

○【稗田美菜子委員】 間違いございません。

○【上村和子委員】 もう一点、3番目で、学校給食の将来を見据え、その在り方については子供たちや保護者の意見を反映した新しい方式なども取り入れる可能性を考慮し、丁寧な検討を今から進めていくこと、この子供たちや保護者の意見を反映した新しい方式というのは、具体的にどのようなものをイメージされているのでしょうか。

○【稗田美菜子委員】 前段として、2番目に新給食センターに関して書かせていただきました。今までは、直営の中でも議会に対して給食センターの状況を報告するというようなことはなかったんですが、今回の新給食センターについては、情報公開や説明責任が果たされるように、モニタリングの結果だったりだとか、市としてのモニタリングだとかが議会に報告されるというような方向性を伺っております。そうすることによって、センター方式のどこがいいのか、どこが悪いのかとか、今までに見えてこなかったところが、より詳しく見えてくるということが前段として書かせていただきました。

その中で、3番は、その新給食センターが老朽化する、いわゆる30年後、40年後、50年後、60年後

というここから先の未来の話をこの3番目には書かせていただきました。その学校給食の将来を見据えた中で、在り方については、子供たちや保護者、当事者の意見をしっかりと反映した新しい方式ということは、今回の学校給食センター整備基本計画の中で、いろいろな方式について、評価と提供方式の評価結果を当局がまとめております。その中では、例えば自校方式、親子方式、センター方式、デリバリー方式など、幾つかの方式を並べて比較検討しております。これから先の30年後、40年後とといったことを考えたときに、どういう方式がいいのか、今までにはない新しい方式を含めた形を、まさに子供たちや保護者の意見を反映した形で取り入れる可能性を考慮したことを、今からしっかりと議論していただきたいということを要望したものです。

○【上村和子委員】 もうちょっと確認したいんですけど、今の3番の基本計画のところで、自校式、親子方式、それからデリバリー方式とかもありますが、私は自校式、親子方式、それが子供にとって最良であるとしているから、そこを検討すべきだと今日言ったわけですけど、デリバリー式も同様に検討すべきだというお考えですか。

○【稗田美菜子委員】 デリバリー式を同様に検討するということではなくて、あらゆる方式、様々な方式、イメージすることは、これから先少子化が進んでいったり、学校の点在化とかが顕著になっていくと思います。そういった中で、地域の人たちや学校の食がどういう形がいいのかというのはまた新たな検討課題として出てくると思います。そういったことを、今までにあることの固定観念ではなく、新しい手法を取り入れて、当事者のお話をきちんと取り入れた形で丁寧な検討をしっかりと今から進めていっていただきたいというふうな要望です。

○【上村和子委員】 これ、いい附帯決議だなと思ってできれば賛成したいんです。そのときに、もらったほうが、当局が何を言っているのか分からないというのが、一番抽象的でまずいというふうに思うんです。

特に3番、いろんな新しい方式を考えてくださいという意味なんですか。学校給食の将来を見据えて、その在り方については、子供たちや保護者の意見を反映したというから、子供たちや保護者の意見を聴くということがまず1つできると思うんですけども、考慮し丁寧な検討を今から進めていってくださいということですから、今センター方式はやろうとしているからいいとして、将来を見据えて今から進めておいてほしいやり方について、じゃあ、提案者のお三人さん1人ずつ、これをぜひ検討してくれというのがあったら言っていただけますか。それぞれ違っていてもいいので。

○【藤江竜三委員】 丁寧な検討を今から進めていくというところの解釈からなんですけれども、まず私が考えているのは、モニタリングも当然そうですし、15年後近くになったら行われる事後検証、その後かもしれないですけども、その15年の境目で、もしかしたら国の制度、都の制度が変わって交付金が下りづらくなっている、そうした場合に直営のほうがよくなっているかもしれない、事業団のほうがよくなってくるかもしれない、そういったあらゆる方式を見据えて常に検討を進めながら、子供や保護者の意見を聴きながら、検討を進めていくというような考えを持って私はこれに賛同し、提出者となったところです。

○【小口俊明委員】 特に2番目で、情報公開、説明責任ということ上げてあります。この中で、これから取り組もうとしている新たな給食センターのセンター方式、これのこれまでにない検証、またデータ、また評価というものがたくさん出てくるというふうに考えています。このことも、3番に書いてある今後の将来を見据えた学校給食の在り方の検討の大きな材料だろうと思います。それをベースに、それと比較するような形で、これまでに案として上がっている自校方式ですとか、あるいは

親子、またデリバリー、あるいはそれ以外の手法がもしかするとあるのかもしれませんが、この3番では新しい方式という、具体的に方式を定めず記載をしているというところは、幅を狭めず、限定せず、検討の中に可能性として加えられる文面として、私はこのような表記になっているんだろうというふうに理解をしておりますから、今やろうとしている新しいセンター方式の下での実績を踏まえて、最短であれば恐らくは15年後ぐらいに確たるものがタイミングとして出てくるだろうし、また、30年、40年後という将来も見据えたよい検討ができれば非常によいかなと、このように考えまして提出者となっております。

○【稗田美菜子委員】 私自身は、毎日子供のお弁当と、今日は夫のお弁当も作って出てきましたけれども、お弁当に向き合う毎日をここのところ過ごしているんです。子供の食に向き合うとか、家族の食に向き合うというのをたまたま私自身も今ここですごく考える時期、どう給食を考えるということに向き合った同じ時期だと思います。その中で、私自身は自校方式だったり、親子方式、より食と食べる、喫食のする部分が近いところがいいと思います。ただ、それをする上で、いろんな課題があることもよく分かりますし、そういった課題を一足飛びにはできないということが、今回の給食センターの問題でよく分かった気がしています。だからこそ、これから先の未来について今から考えていただきたいと思いますし、そこには子供だったり、親だったり、地域だったりということを踏まえた形を含めた形で考えていていただきたいという要望を提出者の3人で話した結果、ここに書かせていただいているとおり、子供や保護者の意見を反映した様々な方式を取り入れた、新しい方式なども取り入れる可能性を考慮して、検討を進めていただきたいという文面にまとまったところでございます。

○【重松朋宏委員】 1点だけ。3項目めの学校給食の将来を見据えというのが、いつ頃の将来を見据えるのかということで、この文章にはないんですけれども、口頭で老朽化した30年後、40年後、60年後みたいな具体的な数字まで出てきたんです。お二方のお答えの中では、15年後のことですか、あるいは今すぐの情報公開の在り方ですか、かなりずっと遠い先の話ではなくて、やはり今から継続していく未来の給食のことを考えていращやるのかなというふうな印象を持ったんですけれども、そういうことでよろしいでしょうか。

○【稗田美菜子委員】 この期間がどこだということではなくて、少なくともあと17年後には委託契約が切れますので、その先どうするかという検討はすぐに必要だと思います。そういったところの検討も必要ですし、そのときに、所有権というか持ち主が市民に移るわけですね、運営主体が市に戻ってきたときに、それを市が直接やって執り行うのがいいのか、今他の委員からありましたように、事業団だとかということもあるかと思います。そういったことも検討の俎上に上げていただきたいと思いますし、例えば、先ほど私個人の話として差し上げました自校方式などは、15年先にすぐできますかと言ったらそういうわけにはいかないもので、そういった幅広い形で、とにかく、ばたばたばたと決めるのではなくて、子供を中心に地域をどうつくっていくかということを考えた学校給食をしっかり話し合っていたいただきたい、検討していただきたいという趣旨です。

○【遠藤直弘委員長】 ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、質疑を打ち切り、討論に入ります。上村委員。

○【上村和子委員】 これ、何と言えがいいんですかね。賛成でいいですか。

○【遠藤直弘委員長】 はい。

○【上村和子委員】 私は賛成したいと思います。それぞれお聞きしてよかったです。確かに藤江委員がおっしゃるように、15年やってみて、その状況の中で直営に戻すとか、事業団にするとか、その期間を使って考える、それも確かに選択の中にあるなと思いました。また、小口委員がおっしゃったように、やっぱり出てくる実績、モニタリングをしっかりと検証すると。しっかりと検証すれば、おのずと何が大事か見えてくるだろうというのもそのとおりだと思いますし、稗田委員がまとめてくれましたけれども、そのときに、常に子供たちを真ん中に置いて、保護者の意見も聴いて、そして稗田委員は、やはり小さく身近で自校式がいいなとおっしゃいましたけれども、そういうことを考えていってほしい、それも今から進めていってほしいという、これは本当に議会として、本日の長い長い議論の中で、私も同じ思いであります。賛成したいと思います。

○【重松朋宏委員】 私も賛成したいと思います。大本の補正予算の第2号に対する賛否は分かれたけれども、これからの給食の在り方については、共通する部分というのがあるんじゃないか、それを丁寧に探っていくということがとても大事ななというふうに思いました。附帯決議案を出していただいて、本当にありがたいと思います。

今ちょっと見ていると、2006年に、「これからの国立市の学校給食のあり方、運営形態など取るべき方策について」という答申が運営審議会から出ていて、まさにいろんな可能性について検討しているんです。それを受けて、当時の教育委員会、PFI方式も検討しつつ、例えばセンターを移転して改築したとしても、将来自校方式に徐々に移っていくために、コンパクトな施設にするという考え方もあるというようなことを教育委員会が自ら表明していたりして、そういう今すぐ来年何をしなきゃいけないというようなことばかりついつい考えてしまうんですけれども、もうちょっと長いスパンで考えていけば、市民も含めて、一見隔たりがあるような考えの中でも、だんだんと歩み寄っていったら、よりよいものができていくんじゃないかなというふうに思います。その意味でも、こういう附帯決議案を出していただいて、本当にありがとうございます。賛成したいと思います。

○【遠藤直弘委員長】 ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、討論を打ち切り、採決に入ります。

お諮りいたします。本案に対し、お手元に御配付のとおり、附帯決議を付すことに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認め、本案にお手元に御配付の附帯決議を付すことに決しました。

以上で、本会議から付託されました事件の審査は終了いたしました。

続いて、報告事項に入りますが、当委員会で報告事項のない部署の説明員の方々は、ここで退席をしていただいて結構です。

お諮りいたします。新型コロナウイルス感染症に対する市の取組状況について以外の報告事項は、委員会外で対応することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認め、そのように決定を致します。

それでは、報告事項に入ります。



報告事項(1) 新型コロナウイルス感染症に対する市の取組状況について

○【遠藤直弘委員長】 報告事項(1)新型コロナウイルス感染症に対する市の取組状況についてに入ります。

当局から報告を願います。健康福祉部長。

○【大川健康福祉部長】 初めに、本定例会常任委員会の開催に関しまして、議員の皆様には、感染拡大防止のための特段の御配慮を頂きまして、引き続き、全庁的に感染症対策を講じつつ業務に臨むことができております。この場をお借りして感謝申し上げます。ありがとうございます。

それでは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に関する市の取組状況について、国立市健康危機管理対策本部会議、以下対策本部会議と省略いたしますが、の経過、当常任委員会の所管部における取組状況、新型コロナウイルスワクチン接種の進捗状況等について、総務文教委員会資料No.47により、補足的に御説明させていただきます。

なお、既に正誤表を配付させていただいておりますが、資料の2ページ、4、生活環境部、(1)事業継続支援金(第2期)の2行目、69万円とございますが、正しくは690万円でございます。訂正させていただきます。申し訳ございませんでした。

それでは、お手元の委員会資料No.47を御覧ください。

令和3年3月の常任委員会で報告した以降、対策本部会議を4回開催してございます。令和3年4月2日の第13回では、国立市医師会長より、予断を許す状況にはないが、他の地域と比較すると、国立市は感染対策を市民が頑張っている、飲食の場で、食べていないときや会話をする際にはマスクをする、うがい、手洗い、消毒をする、長く同じところで話し込まないことは有効である、これまで続けてきたことをこれからも続けることが大切とのコメントを頂きました。この会議で、東京都のリバウンド防止期間であった4月21日までの市の対応方針について確認し、新型コロナウイルスワクチン接種の進捗状況が報告されました。また、市民に向けた情報発信、コロナ禍における女性用品配布事業の進捗、ゴールデンウィーク中の相談対応等について確認、共有を致しました。なお、永見本部長からは、日常の活動と感染対策を両立していくよう発信すること、家庭内感染への注意喚起を行うこととの指示がございました。

なお、この後、都内23区6市における新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置が示されたところでございます。

次に、令和3年4月26日の第14回対策本部会議では、4月25日からの国の緊急事態宣言下における市の公共施設の取扱い等について協議をし、市民総合体育館を除いて、感染対策を講じながら基本的に公共施設を開館していく。ただし、20時以降の利用については、自粛をお願いするという方針を決定いたしました。

次に、令和3年5月10日の第15回対策本部会議では、5月12日からの国の緊急事態宣言の延長に伴います市の公共施設等の取扱い等について協議決定を致しました。ここでは5月31日までの緊急事態宣言下において、体育館の休館がやむを得ないこと、芸術小ホールイベントの無観客開催を解くことを決定いたしました。あわせて、市内介護保険施設において、5月8日から新型コロナウイルスPCR検査が陽性になった方々が確認されたことに伴い、状況の共有、保健所や市の対応の確認等を致しました。永見本部長からは、緊急事態宣言中においても市内の感染は拡大しており、各部署において、各団体への注意喚起や必要な支援を行うことといった指示がございました。

次の令和3年5月31日の第16回対策本部会議では、翌日6月1日からの国の緊急事態宣言のさらなる延長に伴い、再度市の公共施設の取扱い等について協議をし、市民総合体育館の利用を再開するこ

とを決定いたしました。

また、この会議において、新型コロナウイルスの市民生活への影響について報告がされました。特に生活困窮については、この間、生活保護の受給世帯数が、過去の変動幅に比して突出したものとはなっておらず、このことから件数が多くなっている第2のセーフティーネットとしての生活困窮者支援の各事業、給付等が機能してきたと推測できる状況でございます。

また、市医師会長からは、緊急事態宣言が延長になった際も、手洗い、密を避けるなど、今後も気をつけるべき感染対策には変わりがないこと、混んでいる時間帯にスーパーに行かないなどの地道なことを続けていくことが大切である、家庭内感染には引き続き気をつけることといったコメントを頂きました。

これらに加えて、対策本部会議の下部組織である運営部会を3月に2回、4月に3回、5月に1回開催し、市内の感染状況の確認、対策に係る事業の進捗等について共有し、課題整理や方針の確認を並行して行ってまいりました。対策本部会議については、以上でございます。

2ページでございます。次に、令和3年第1回定例会以降に各部が実施しました主な取組について、本委員会を所管する部に関して御報告いたします。

1、行政管理部、(1)職員の応援体制整備でございます。新型コロナウイルスワクチンの集団接種業務が円滑に遂行されるように、全庁的な応援体制の整備を図っております。

3ページでございます。5、教育委員会、(1)基本方針の通知。国立市教育委員会の基本方針を作成いたしまして、各小中学校へ通知をしております。

(2)各施設の開館状況等でございます。くにたち市民総合体育館は、令和3年4月27日から5月31日まで休館を致しましたが、令和3年6月1日から利用定員を通常の50%で開館をしております。

学校開放事業です。令和3年4月27日から5月31日まで中止いたしましたが、令和3年6月1日から利用を再開しております。

くにたち市民芸術小ホールです。令和3年4月27日から5月11日まで利用定員を通常の50%で開館。その後、5月12日から利用定員を通常の50%で開館を継続。イベントについては、5月11日までは無観客でございました。

6番、(1)女性用品配布事業でございます。新型コロナウイルス感染症の影響による経済的困窮を理由に、女性用品の購入が困難な女性を支援する取組と致しまして、令和3年4月12日から4月30日までの間、東京都の防災備蓄用品等を活用し、男女平等参画ステーションパラソル、市内小中学校、福祉総務課ふくふく窓口、健康増進課保健センター、子育て支援課くにサポ、社会福祉協議会において、99人の方に172パックの女性用品を無償で配付いたしました。この事業につきましては、一般質問でも御答弁いたしましたとおり、今後、(仮称)未来のチカラきずくプロジェクトの中で、女性のエンパワーメントの推進、若年女性のヘルスリテラシーの向上とともに継続してまいります。

次に、4ページ、新型コロナウイルスワクチン接種についてでございます。まず、医療従事者接種の状況でございます。国立市医師会、歯科医師会、薬剤師会所属の医療従事者の方々708名に対して、4月24日から5月29日にかけて集団接種を行い、そのほかサテライト接種を含めまして、合計1,058名の方に2回接種を済ませてございます。

次に、2、高齢者接種の状況でございます。こちらは6月14日現在の最新の数字で御報告させていただきます。①1回目予約済みの方です。1万6,180人。母数が1万8,919人で計算してございますので、85.5%となります。②接種実績でございます。1回目接種済みの方が1万2,576人、66.5%でござ

ざいます。そのうち2回目接種済みの方が3,423人、18.1%でございます。③終了予定は7月中でございます。

3番、今後の予定ですが、6月14日から18日にかけて、16歳から64歳までの方へ接種券を送付し、6月下旬から基礎疾患のある方及び60歳以上の方の優先予約・接種を開始予定でございます。7月上旬からそのほかの方の予約を開始予定としてございます。なお、12歳から15歳までの方への接種券送付時期等については、未定でございます。

最後になりますが、現時点で国立市民の方々で、新型コロナウイルスの検査で陽性が確認された方の累計は446名、うち療養中の方が直近で31名でございます。

今もなお緊急事態宣言下であります。今後も市として新型コロナウイルスワクチン接種をさらに進め、市民の皆様と共に、感染拡大防止に向けて対策を講じてまいります。議員の皆様にも引き続き御協力のほど、何とぞよろしくお願い申し上げます。私からは以上でございます。よろしくお願いいたします。

○【遠藤直弘委員長】 報告が終わりました。質疑、意見等を承りますが、総務文教委員会の所管の範囲で行っていただきますよう、御注意を願います。なしでよろしいですか。じゃ、質疑で、どうぞ。上村委員。

○【上村和子委員】 ちょっとすみません。ちょっと、私どう解釈していいか分からなかったんですけど、4ページ目の高齢者接種の状況で、①で1回目予約済者が1,640人で84.48%。（「1万6,000」と呼ぶ者あり）え、1万6,000。あ、1万6,000。1,600じゃないわ。そうそう、分かった分かった。（「大丈夫ですか」と呼ぶ者あり）はいはい、大丈夫でした。ちょっと私が数字を読み間違えました。それだけ聞いて、大丈夫です。

○【遠藤直弘委員長】 ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、報告事項(1)新型コロナウイルス感染症に対する市の取組状況についてを終わります。



○【遠藤直弘委員長】 以上で本日の案件は全て終了しました。

これをもって、総務文教委員会を散会と致します。お疲れさまでした。

午後8時41分散会

国立市議会委員会設置条例第29条の規定により、ここに署名いたします。

令和3年6月15日

総務文教委員長

遠藤直弘